

あいさつ



川越市長舟橋功一

私は、「福祉充実、住みよい環境、歴史生かした活性化」をキーワードとし、市民の皆さまとの対話を大切にしつつ、市政運営に全力を尽くしてまいりました。住みよい環境は、福祉の充実や産業の活性化の基盤となるものです。基盤である住みよい環境が保たれてこそ、すべての社会活動が充実し、よりよい地域社会を築くことができる考えます。

しかしながら、住みよい環境もよりよい地域社会も、すべての生き物の生存基盤である「地球環境」なしには語ることができません。平成4年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「持続可能な開発」をテーマに「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」が開催され、地球環境問題が大きくクローズアップされました。平成9年12月には、京都において、「地球温暖化防止京都会議」が開催されました。私も関連シンポジウムで、本市の「1%節電運動」を例に、温室効果ガス削減のために

は、負担感がなく公平感のある省エネ推進が大切であることを訴えてまいりました。この会議を契機といたしまして、各国でさまざまな地球温暖化防止のための取組がなされつつあります。

また、私たちの身の回りの環境に目を移してみると、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害、ゴミの増大による環境への負荷、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、市民の日常生活や通常の事業活動に起因する環境問題が多く発生し、さらに、ダイオキシンなどの有害化学物質による環境汚染が大きな社会問題となっています。

私は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これらの問題を解決するため、ここに「川越市環境基本計画」を策定いたしました。平成7年度から策定作業を進めてまいりましたが、その間、多くの方々からご意見・ご提案をいただきました。心より感謝申し上げます。

この計画を実行に移すためには、市民や事業者の皆さんにもそれぞれの立場でできることから少しづつ行動していただかなくてはなりません。しかしながら、何よりも私どもの行政は、市内最大の消費者であり事業者でもあるわけです。皆さんの模範となるよう率先して施策を開拓していくたいと考えております。

21世紀は、環境の時代といわれています。次の時代を生きる私たちの子孫のためにも、住みよい環境をつくり、美しい地球を引き継いでいかなければなりません。今後は、この計画の推進体制を整備し、市民・事業者・行政そして民間団体の強力なパートナーシップのもと、望ましい環境像の実現に向けて鋭意努力を重ねてまいりたいと思います。皆さまのご指導ご協力をお願い申し上げます。

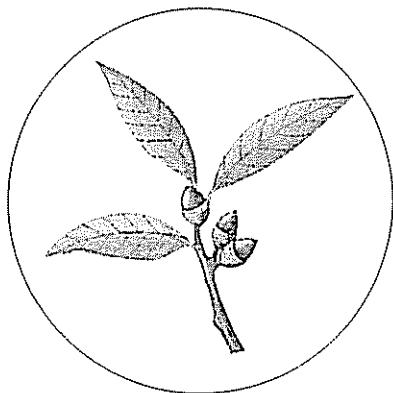
川 越 市 民 憲 章

(昭和57年12月1日制定)

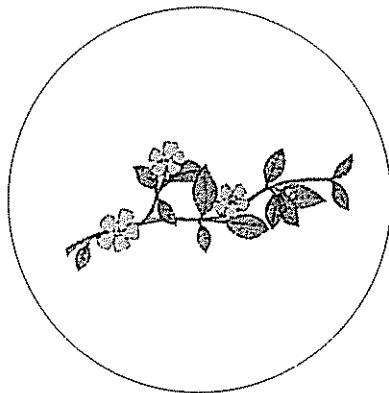
先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

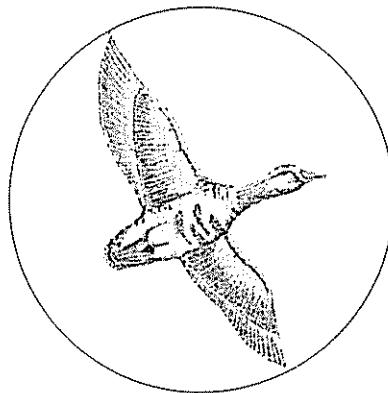
市の木(かし)



市の花(山吹)



市の鳥(雁)



目次

第1章 基本的考え方

1. 計画策定の背景	6
2. 計画の目的	6
3. 目標年度	7
4. 対象とする環境の範囲	7
5. 計画の位置づけ	8
6. 計画の構成	9
7. 各主体の役割と責務	10

第1章

第2章 環境の現状と課題

1. あらまし	12
2. 将来動向	15
3. 市民参加	17
4. 環境の現状と課題	20

第2章

第3章 計画の目標

1. 望ましい環境像	68
2. 環境目標	68

第3章

第4章 基本方針

1. 基本方針	70
2. 施策の体系	72

第4章

第5章 施策内容

1. 地球環境問題への取組	76
2. 資源の有効利用とリサイクルの推進	80
3. 人と環境にやさしい交通体系の確立	84
4. 有害化学物質の拡散防止	88
5. 身近な水辺環境の保全	91
6. 溪水の復活（水の循環）	95
7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	98
8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造	101
9. 歴史的文化的遺産の継承	103
10. 都市のうるおいの創造	106
11. 環境教育・学習の推進	111
12. パートナーシップの形成	114

第5章

第6章

第7章

資料編

第6章 環境に配慮した行動

1. 市民の行動(例)	118
2. 事業者の行動(例)	121
3. 民間団体の行動(例)	122

第7章 進行管理

1. 計画の進行管理及び推進体制	124
2. 環境指標	125

資料編

資料1. 川越市環境基本計画策定の経緯	128
資料2. 市民からの意見・提案	132
資料3. 川越市環境審議会答申	133
資料4. 川越市環境審議会委員名簿	137
資料5. 環境基準	139
用語解説	144

☞ ページの左側に用語解説があります。
☞ 巻末に用語解説があります。

第1章

基本的考え方





第1章 基本的考え方

1. 計画策定の背景

本市は、城下町として栄えてきた歴史から、今日でも蔵造りを中心とした商家の町並みなど歴史的文化的な遺産に恵まれています。そして、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武藏野の面影を残す雑木林等、広大な水田や畑など自然的環境資源も本市を特徴づけています。これらの地域の特性を背景とし、首都30km圏の県南西部地域の中核都市として、農業、商業、工業といった各産業が発展するとともに、人口も急激に増加しました。その一方で、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音^{*}などの都市・生活型公害、廃棄物の増大による環境への負荷、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、市民の生活や通常の事業活動に起因する環境問題が多く発生しています。

これらの問題を解決し、開発と環境との調和を図りつつ持続的に発展する社会を築くためには、行政や事業者による環境保全対策の推進はもちろんのこと、市民一人ひとりが「環境汚染の被害者であるばかりでなく、加害者でもある。」という認識を持ち、環境にやさしいライフスタイル^{*}を創り出していくなければなりません。

国では、平成5年11月19日、「環境基本法」が制定され、新しい環境の保全と創造の基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の役割などが定めされました。これに伴って、「環境への負荷^{*}の少ない持続的発展が可能な社会」を創っていくためのさまざまな取組が始まっています。

都市・生活型公害
自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害。

環境基本法
今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月19日公布、施行。

持続的発展が可能な社会
開発と環境との調和を図りつつ発展する社会。

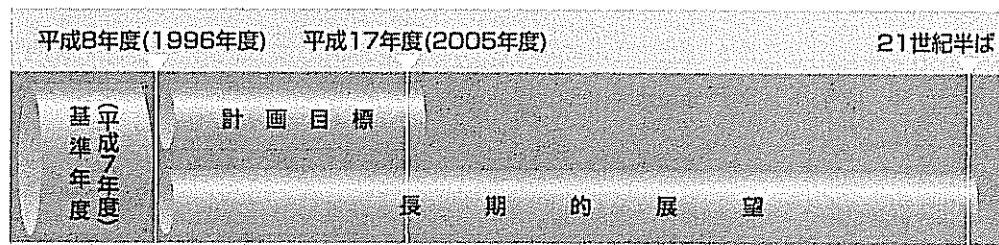
2. 計画の目的

この計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。行政のみならず、本市で暮らし、または活動するすべての市民、事業者、民間団体^{*}の参加によって、将来の望ましい環境像を実現することを目指していきます。

3. 目標年度

計画の実効性を確保するため、第二次川越市総合計画^{*}との連携に考慮し、平成7年度を基準年度として、目標年度は平成17年度とします。ただし、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21世紀半ばをも展望するものとします。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを図っていきます。



4. 対象とする環境の範囲

本計画は、次に示すように、足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえた範囲を対象とします。

地球環境

地球温暖化（資源、エネルギー）

オゾン層の破壊（フロンガス等）

酸性雨

その他の地球環境

国際的取組 等

生活環境

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下）

都市生活型公害

有害化学物質

廃棄物 等

自然環境

地形・地盤

生物の生育・生息環境

自然景観（水田、畑、雑木林等）

水の循環 等

快適環境

都市のみどり

水辺

都市景観

歴史・文化 等



地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきたている地球規模の環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次の6つの問題。

- ①地球の温暖化
- ②オゾン層の破壊
- ③酸性雨
- ④熱帯林の減少
- ⑤砂漠化
- ⑥海洋汚染

⑦開発途上国の公害
⑧野生生物種の減少
⑨有害廃棄物の越境移動

それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。



フロンガス

冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的な削減策がとられている。

5

10

15

20

25

30

35

40

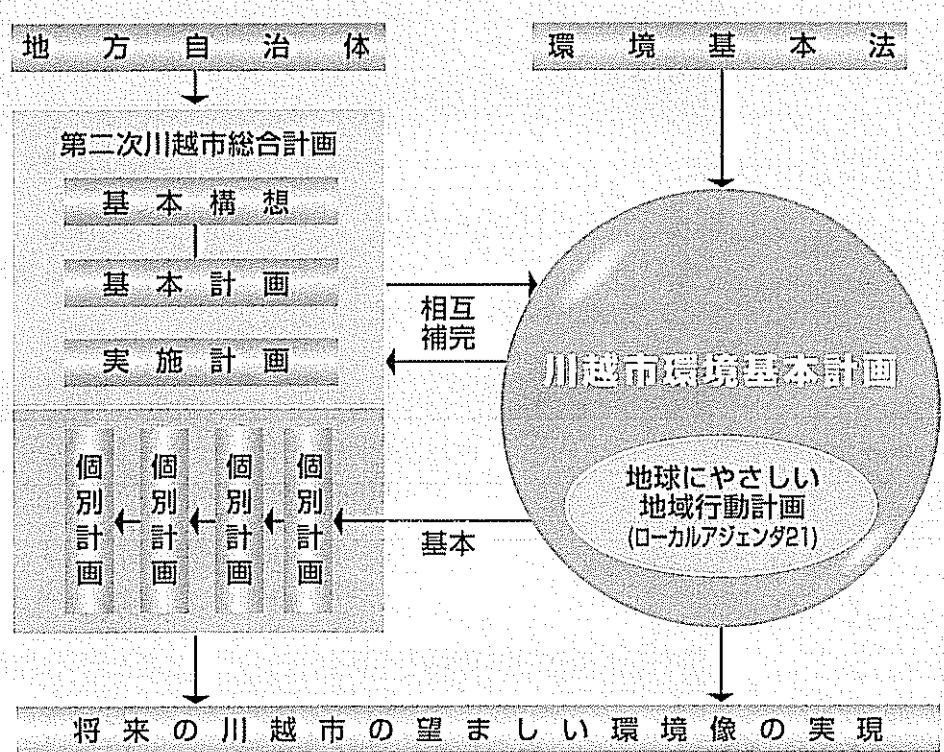


5. 計画の位置づけ

川越市環境基本計画は、環境基本法第36条の趣旨を踏まえつつ、地方自治法に基づく第二次川越市総合計画と相互に補完しあう関係として位置づけます。また、市が定める個別計画で環境に関する部分については、本計画を基本として策定します。

さらに、地域の中で地球環境に対して何ができるのか、というような各主体の具体的行動計画（ローカルアジェンダ21）についても本計画に含めます。

ローカルアジェンダ21
それぞれの地域において持続的発展が可能な社会を実現するための課題とその解決のための目標、行動計画を示すもの。



6. 計画の構成

第1章 基本的考え方

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 目標年度
4. 対象とする環境の範囲
5. 計画の位置づけ
6. 計画の構成
7. 各主体の役割と責務

5

10

第2章 環境の現状と課題

1. あらまし
2. 将来動向
3. 市民参加
4. 環境の現状と課題

15

第3章 計画の目標

1. 望ましい環境像
2. 環境目標

20

第4章 基本方針

1. 基本方針
2. 施策の体系

25

第5章 施策内容

- (1) 地球環境問題への取組
- (2) 資源の有効利用とリサイクルの推進
- (3) 人と環境にやさしい交通体系の確立
- (4) 有害化学物質の拡散防止
- (5) 身近な水辺環境の保全
- (6) 溪水の復活（水の循環）
- (7) 武蔵野の面影を残す自然環境の保全
- (8) 身近な生き物の生育環境の保全・創造
- (9) 歴史的文化的遺産の継承
- (10) 都市のうるおいの創造
- (11) 環境教育・学習の推進
- (12) パートナーシップの形成

第6章 環境に配慮した行動

1. 市民の行動
2. 事業者の行動
3. 民間団体の行動

30



パートナーシップ
持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協力・連携を行うこと。



環境指標
環境の状態をあらわす物差しのこと。環境利用にあたっての影響を示すもの、環境に与える負荷を示すもの、環境の状態を表すもの等がある。

35

第7章 進行管理

1. 計画の進行管理及び推進体制
2. 環境指標

40



7. 各主体の役割と責務

計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政、さらに民間団体についてそれぞれの役割と責務に応じた行動が必要です。4者は目標達成のために連携して行動することが必要です。

すべての市民は、安全かつ健康な生活を営み、快適な環境からの恵みを享受し、次の世代へ引き継いでいくために、公平かつ応分な役割と責務を有しています。よい環境とは、単に誰かから与えられるものではなく、そこで活動するすべての人が、できるだけ環境への負荷を少なくし、環境を少しでも汚さないことを心がけ、良好な環境を保全し、創造するための積極的な努力を行って初めて得られるものです。そのため各主体ごとに、各自の役割と責務を果たす必要があります。

① 市民の役割と責務

市民は、日常生活において、環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善に努めるとともに、市が実施する施策に協力することが必要です。

また、環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全と創造のための積極的な行動を実践することが必要です。

② 事業者の役割と責務

事業者は、事業活動を行う際に、自らの責任において良好な環境の保全と創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力する必要があります。事業活動は、業種・規模等により程度の差はあるものの、環境への負荷が伴います。法令に基づく規制基準等の遵守だけでなく、少しでも環境への負荷の少ない事業活動を行うことが必要です。

③ 行政の役割と責務

市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進します。また、計画推進の先導役として、率先して市民や事業者の模範となるよう、市の行う公共事業、物品の購入、公共施設でのエネルギー利用など環境に配慮した行動を実践するとともに、必要な制度の整備等について検討を進めます。

さらに、市は、国及び他の地方公共団体はもちろん、市民、事業者、民間団体等と連携しながら、本計画に基づく環境保全と創造のための施策を推進します。

④ 民間団体の役割と責務

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全と創造のための活動を積極的に実践する必要があります。

また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動が期待されます。



第2章

環境の現状と課題

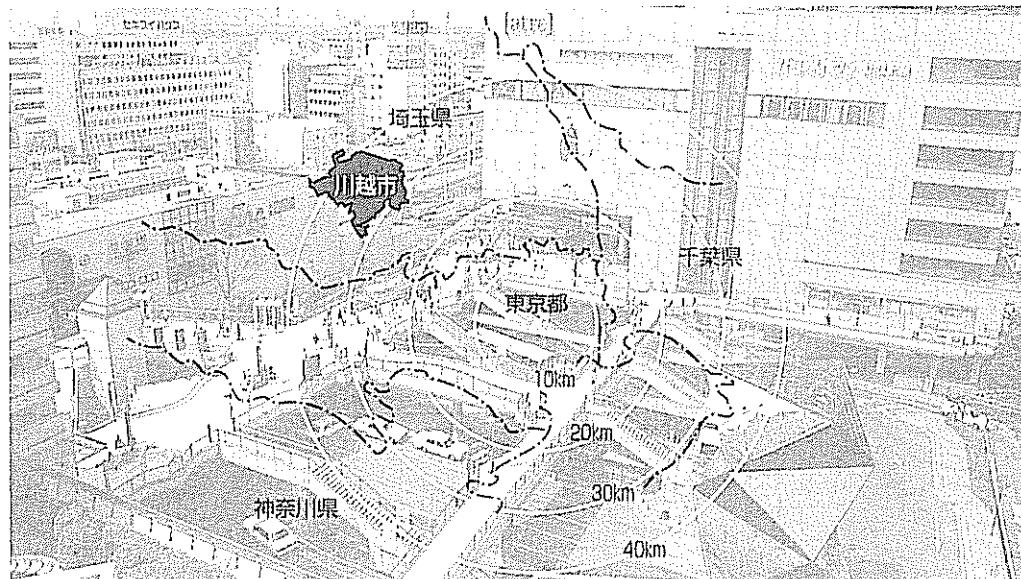
第2章 環境の現状と課題

1. あらまし

① 埼玉県南西部地域の中核都市

本市は埼玉県南西部地域に含まれ、面積は 109.16km²、首都30km圏内に位置し、鉄道路線の充実により都心への通勤・通学の便がよいため、ベッドタウンとして発展しました。古くから交通の要衝として栄え、現在も鉄道のほか、関越自動車道、国道16号などの幹線が交差し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設も進んでいます。

また、近隣市町で構成される協議会等を通じて広域調整や連携を進めるなど、県内南西部地域の中核都市としての役割も担っています。



市の位置

② バランスのとれた産業構造

本市の産業は、農業、商業、工業がバランスよく発展しています。

農業は、平成7年2月1日現在、農家戸数3,946戸、農家人口18,566人、経営耕地面積3,607haといずれも県下で上位に位置しています。耕地の内訳は田(61%)及び畑(36%)が大部分を占めています。

本市の商業は、明治時代から県の中心的地位を占めてきました。平成6年7月1日現在の商店数は3,332店舗、従業者数が23,040人、年間販売額は8,329億円となっています。

工業については、川越・狭山、葛士見、川越（芳野台）、的場の4つの工業団地等を中心に集積が進み、県下でも有数の工業地域となっています。平成6年12月31日現在、市内には693の事業所が立地しています。従業者数は24,387人、製造品出荷額等は年間約7,466億円となっています。



自然環境共生
自然を上手に利用しつつ、生態系を健全な状態に維持、あるいは回復すること。

3. 本市の自然環境と市街地の関係性

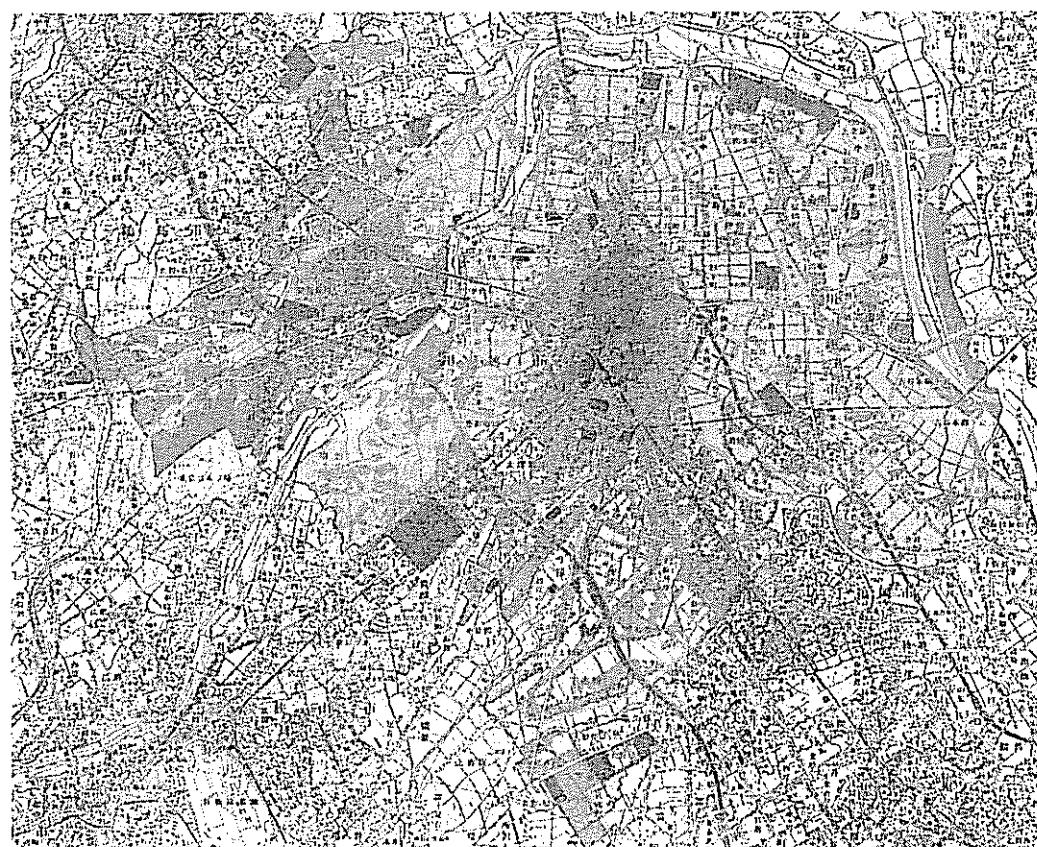
本市の南部から北西部にかけての丘陵地上には、循環型の農業生活様式^{*}に根ざした集落と畠地、樹林地が一体となった風景が広がっています。樹林地は連続した雑木林^{*}で構成され、武蔵野の面影を現在に伝えています。

また、低地部を網の目のように流下する河川沿いには広大な水田地帯が広がり、入間川、伊佐沼などの水辺環境にも恵まれています。

丘陵地から低地にかけてのこのような自然環境が市街地を取り囲んでいることによって、さわやかな風、虫や鳥などを市民が身近に感じることができます。また、このような自然的環境には防災上の効果があり、ヒートアイランドの抑制効果など人口や都市機能集中によるさまざまな弊害を緩和する働きもあります。さらに農地で生産される特産物を市内で加工し販売するなど、まさに自然環境と共生したまちの構造ということができます。



ヒートアイランド
都市において地面がコンクリートやアスファルトで舗装されているうえに、暖房、工場、自動車などからの人工熱が多く、周辺部より気温が上昇する現象。



15

20

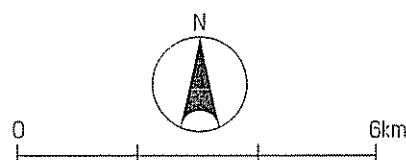
25

30

35

土地利用図

凡例			
田	樹林地	ゴルフ場	
畠	市街地(密集地)	河川	
宅地	工場等	その他	

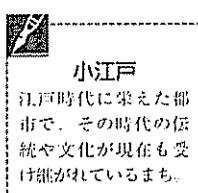


40

出典：この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。
(承認番号 平9閥複 第212号)



4 江戸と伝統文化のまち



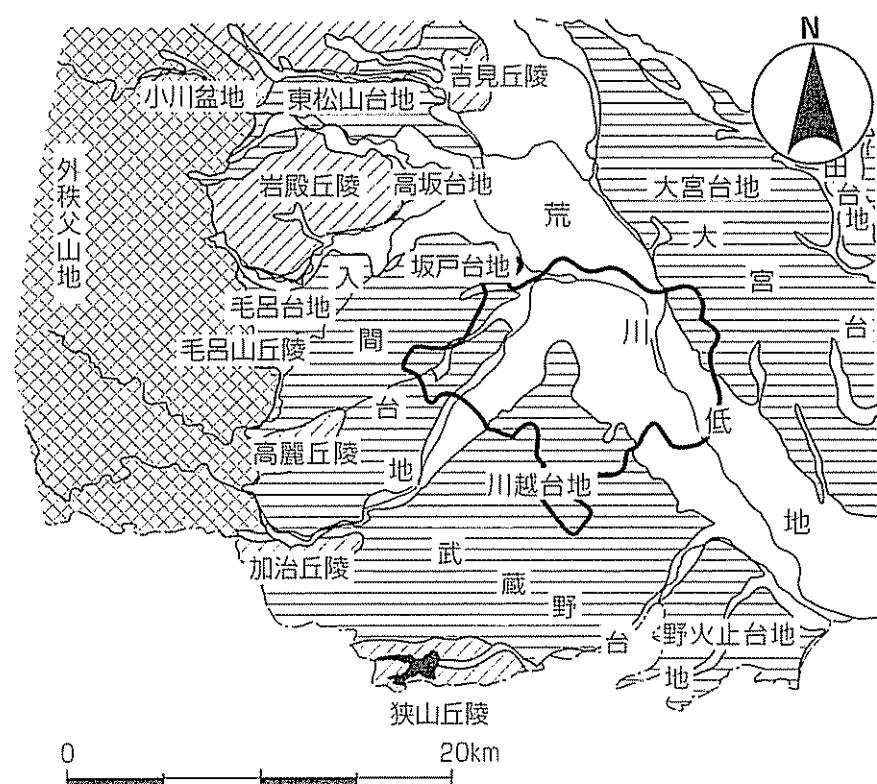
小江戸

江戸時代に栄えた都市で、その時代の伝統や文化が現在も受け継がれているまち。

「小江戸」という呼称に代表されるように、江戸時代からの伝統や文化が今なお息づいているのも本市の特徴のひとつで、国・県・市の指定文化財が多くあり、文化財の宝庫ともいえます。代表的なものとしては、国の重要文化財に指定されている喜多院、仙波東照宮、日枝神社本殿、大沢家住宅（蔵造りの商家）などがあります。これらをはじめとする史跡や歴史的建造物、文化財、工芸品、祭りなど地域資源との出会いを求めて各地から観光客が訪れ、年間推定の入込数は350万人に達しています。

5 川越台地と扇状地がつくる地形

本市の地形は、武藏野台地を構成する川越台地の北端部と、これをまわりこむように流れる入間川などの荒川水系の河川によって秩父から流運された砂礫が堆積して形成した扇状地によって成立しています。川越台地は第四紀更新世の地層からなり、武藏野段丘、下末吉段丘、立川段丘堆積層がみられます。市内を流れる河川は荒川水系に属し、入間川とその支川の小畔川、荒川改修時に隅田川へ付け替えられた新河岸川とその支川の不老川などがあげられます。



本市周辺の地形

出典：「荒川」（埼玉県、昭和62年）の埼玉県地形図（堀口萬吉(1986)）を基に作成

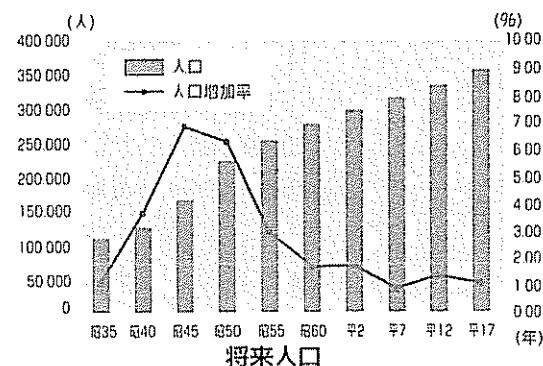




2. 将來動向

① 人口アドバイス

平成8年4月1日現在の本市の人口は320,652人、世帯数は110,996世帯です。第二次川越市総合計画では、計画の目標年次の平成17年度には、人口が36万人になると予測しています。



出典：昭和35年～平成7年(国勢調査)、
平成12年、17年(第二次川越市総合計画)

② 都心核構造

本市の均衡ある発展を図るために、歴史的文化遺産と近代都市機能が集積されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域を「地域核」として位置づけ、望ましい土地利用の誘導や都市活動を支える交通体系の整備、地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の適正配置を図り、それぞれの核をネットワーク化して都市の骨格を構築します。

また、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ拠点」として位置づけ、保全、活用、創造に努めます。



ネットワーク

網状のつながり。構成要素が連結されている状況。

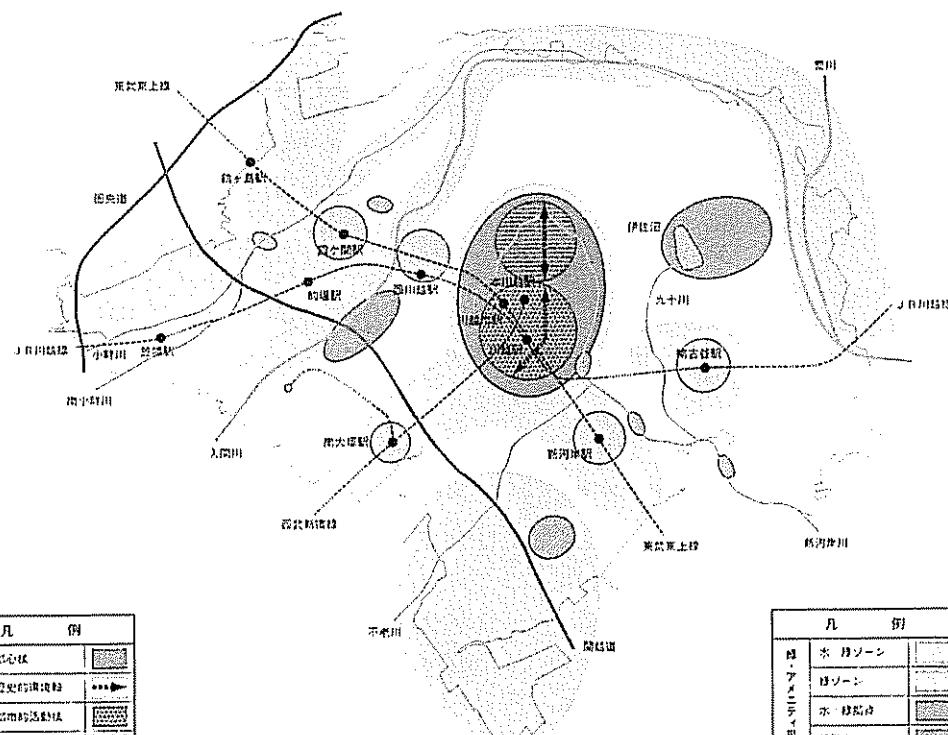


アメニティ

心地よさをあらわすラテン語に由来する英語で、心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。現在では、アメニティを「快適な環境」と解釈し、生活環境の評価の要素として、安全性、保健性、利便性、快適性のそらった生活の場所として望ましい状況をいう。

凡　例	
都心核	■
歴史的遺跡核	●→
地域的活動核	■●
中心商業核	●●→
歴史・水　拠点	■■
緑・拠点	■
緑・水　拠点	■●

凡　例	
緑ゾーン	■
アメニティゾーン	●
水・緑核	■■
緑核	■
緑・水・拠点	■■■
水・歴史核	■■
河川	—
石垣塀核	—●—
緑・核	—●—



将来都市構造図(第二次川越市総合計画)

③ 土地利用

土地は、すべての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもとに自然環境の保全、育成、創造に努め、安全性、利便性、快適性、そして地域の特色を考慮した自然と調和のとれた魅力ある都市を創造していくため、総合的、計画的な土地利用を進めていく必要があります。

新しい都市の発展に向けて、将来都市構造を踏まえ、本市の歴史と自然を守り育て、豊かでうるおいのある、自然と人が共生する都市を整備するため「都市環境的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により総合的、計画的にまちづくりを進めます。また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るために適切な諸施策を実施します。

特に行政は、土地の用途を転換する際、自然や公共の福祉等に十分配慮し全体として調和のとれた土地利用を図ります。

①都市環境的土地利用

ア) 住宅地

市民生活の安定と福祉の向上を図るため、高齢者や障害者等にやさしい住環境の整備に努めます。

イ) 商業地

市民が親しめる、魅力ある商業要素を育成し、生活の利便を確保して地域経済の活性化を図るため、都心核においては広域的な商業地として、また、地域核については、それぞれの特性に合った商業地として育成を図ります。

ウ) 業務地

三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の都心核は、中核的な業務ゾーン^{*}として、また地域核（霞ヶ関、南大塚、新河岸及び南古谷駅周辺地域）には市民生活に密着した業務施設の整備誘導を図り、都市機能の向上に努めます。

エ) 工業地

生活環境と周辺の環境を調和させ、生産性の向上と地域経済の活性化を図り、本市にふさわしい新しい都市型工業の育成に努めます。

オ) 公園・緑地等

人にうるおいと安らぎを与えるとともに、小動物に配慮し、積極的に緑やオープンスペースの確保を図ります。

②自然環境的土地利用

ア) 農地等の自然環境的土地利用がなされる土地については、無秩序な市街化の防止と自然環境の保全を図るため整備を行い、極力、開発を抑制するとともに、適切に維持管理します。

イ) 自然環境を保全し、育むための観点から水辺環境や樹林地等については、積極的な対応を図るとともに、人と自然とのふれ合いの場として、その整備、創造に努めます。

ウ) 市民生活や都市活動等により、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地などの自然環境と生態系までも十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

 **オープンスペース**
都市の中の公園・広場など、建物がない、ゆとりの空間。

 **生態系**
植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系（システム）。



3. 公民参加

■ 市民環境意識調査結果の概要

日照阻害
新たに建物が建てられたために日照が妨げられること。

土壤汚染
土壤にカドミウムなどの有害な重金属類、P C B (ポリ塩化ビフェニル)などの化学物質が蓄積し、その結果、人の健康被害や農作物の収量減をもたらすこと。

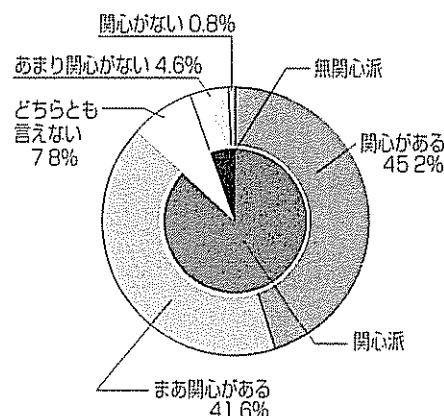
電波障害
中高層建築物の建設や都市の高密化によって、テレビやラジオなどの電波が届きにくくなり、テレビの画質等が悪くなること。

平成6年1月に市民2,000人を対象として実施した「川越市民環境意識調査結果」によると、地球環境問題について関心があるという回答が87%を占めるなど、市民の環境への関心が高まっていることがうかがえます。また、日常生活における環境に負担をかけない行動は、実践中という回答が24項目中11項目で90%を超えており、市民の中で環境にやさしい行動が浸透してきています。一方、市民が身近に感じる公害では「自動車の排気ガス」「川や沼の汚れ」が高い割合を占めているように、自動車交通公害と河川等の水質汚濁への問題が意識されています。

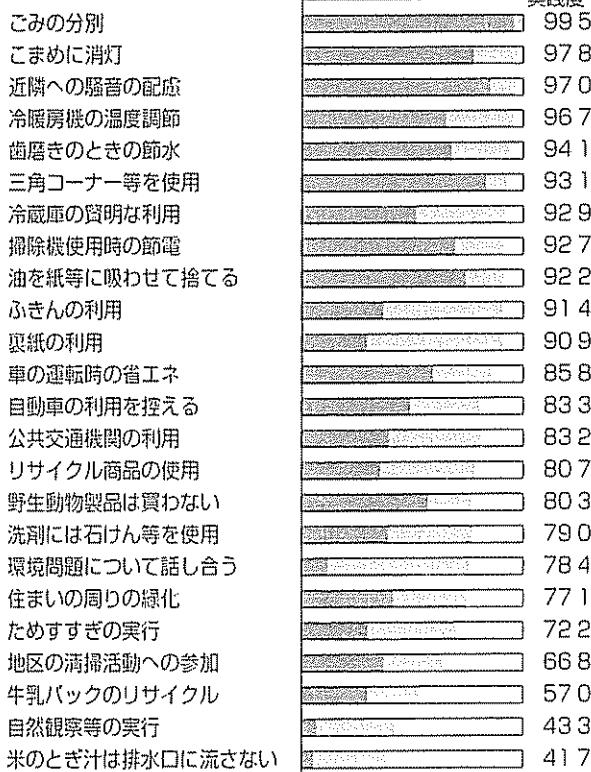
この中で、市民は川越市の環境を100点満点で69.6点と採点しています。

調査の概要

対象	川越市民 2,000人
回収率	62.4%
回収数	男520人、女712人

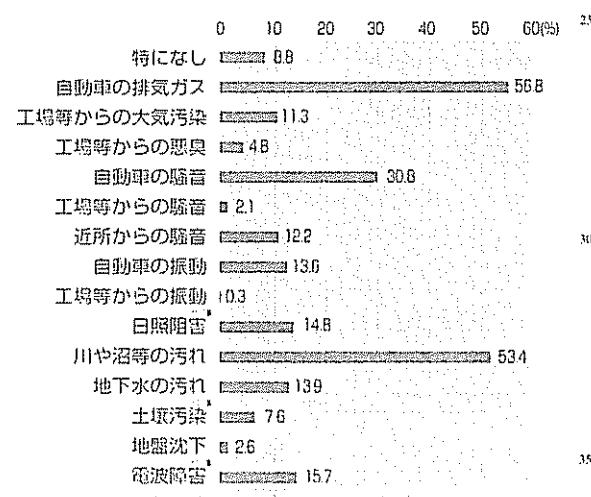


地球環境問題への関心度(市全体)

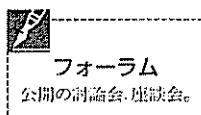


■ いつもしている □ ときどきしている □ したことない

環境に負担をかけない行動の実践状況



身近に感じる公害(市全体)



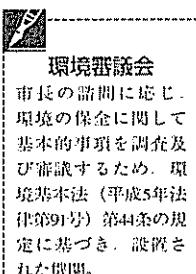
④ フォーラム会場でアンケート調査の結果

平成8年2月に開催された「かわごえ環境フォーラム'96」、9月に開催された「かわごえ環境フォーラム'96Ⅱ」及び平成9年6月に開催された「アースミュージカル」の会場で、参加者を対象にアンケート調査を実施しました。設問は、市民環境意識調査からの抜粋です。

結果を比較すると、「川越市の環境の点数」では、一般の市民よりも環境問題に关心のあるフォーラム参加者の方が厳しい点数をつけています。また、「環境に負担をかけない行動」についても、一般の市民に比べてフォーラムの参加者の方が、実践している人の割合が高くなっています。

	一般市民		フォーラム参加者	
	意識調査	アースミュージカル	フォーラム'96	フォーラム'96Ⅱ
川越市の環境の点数	69.6点	69.8点	58.8点	62.4点
10年後の川越市の環境				
·(やや)良くなる	38.3%	40.3%	47.9%	50.7%
·現状のまま	28.5%	22.1%	11.7%	11.3%
·(やや)悪くなる	33.2%	29.9%	40.4%	38.0%

⑤ 環境基本計画問題



市では、環境基本計画を策定するにあたり、環境審議会に「基本的な考え方」について諮詢し、答申を受けました。この答申の中で「計画の策定段階、推進段階の各段階ごとに様々な形態での市民参加を図るべき」としていることから、フォーラムや説明会を開催するなど市民参加の機会をつくり、市民・事業者・民間団体の意見を計画に反映させてきました。

○かわごえ環境フォーラム（素案作成にあたっての提案募集）

環境審議会主催により、平成8年9月に「かわごえ環境フォーラム'96Ⅱ」が開催されました。

フォーラムの開催にあたり、あらかじめ市民から「わたしたちにできること」「市にしてほしいこと」の提案を募集しました。提案内容では「ごみ・リサイクル」に関するものが最も多く寄せられています。

会場では、「みんなでよくしよう、川越の環境」をテーマに、ごみ、道路、河川、みどり、環境学習等、多岐な内容にわたり市民による多くの具体的、積極的な提案がなされ、それらの提案がこの計画づくりに反映されています。



かわごえ環境フォーラム

個人及び団体 89件

提案集計表

提案内容の分類	わたしたちにできること	市にしてほしいこと	計
ごみ・リサイクル	141	71	212
省エネ	27	4	31
生活排水(水質)	16	9	25
自動車・道路	12	38	50
ペット	4	4	8
産業公害対策	—	3	3
大規模施設等の開発	—	2	2
みどり	24	36	60
水辺環境	4	16	20
生物	4	3	7
普及啓発	7	20	27
環境学習	9	16	25
市民参加	5	5	10
ライフスタイルを考える	3	—	3
各主体の協働	—	5	5
市民・団体等への活動支援	—	5	5
行政の体制整備	—	5	5
その他	7	20	27
計	263	262	525

○素案に対する意見募集

郵便、ファックス、インターネット等により市民から幅広く意見を募集したところ、数多くの意見が寄せられました。

こうしたたくさんの意見をもとに素案が見直されて、本計画はつくられています。

○素案に対する説明会

平成9年4月に川越市環境基本計画素案を一般に公表し、5月には素案に対する説明会を開催しました。

会場では、市民からの活発な発言により、ごみ、ダイオキシン、自動車公害、みどり、湧水等の様々な分野に関する意見が出されました。

10

15

20

素案に対する意見集計表

意見応募 47件
説明会等出席者 76名

意見の分類	意見応募	説明会等	計
計画策定について	12	2	14
計画全体	8	2	10
第1章	13	5	18
第2章	24	4	28
第3章	2	1	3
第4章	4	1	5
第5章全体	16	8	24
1 地球環境問題への取組	11	1	12
2 資源の有効利用とリサイクルの推進	53	11	64
3 人と環境にやさしい交通体系の確立	30	2	32
4 有害化学物質の拡散防止	16	3	19
5 身近な水辺環境の保全	8	3	11
6 湧水の復活(水の循環)	9	4	13
7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	8	4	12
8 身近な生き物の生育環境の保全 創造	9	1	10
9 歴史的文化的遺産の継承	5	2	7
10 都市のうるおいの創造	34	19	53
11 環境教育・学習の推進	8	5	13
12 パートナーシップの形成	7	0	7
第6章	2	0	2
第7章	23	3	26
その他	16	3	19
計	318	84	402

○アースミュージカル

平成9年6月に「地球の秘密」というタイトルでアースミュージカルを開催しました。ミュージカルは、小学生の女の子が書いたマンガが原作となっており、会場で実施したアンケートによると「地球の大切さを知るのにわかりやすい内容」との意見が寄せられました。

25

30

35



アースミュージカル

40



4. 環境の現状と課題

■ 地球環境問題の現状化

世界の人口増加、過剰な土地利用、資源・エネルギーの消費の増大、国際紛争などにより、私たちの地球環境には様々な問題が生じています。地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の破壊、野生生物種の減少^{*}、砂漠化^{*}、開発途上国の環境問題^{*}、有害廃棄物の越境移動^{*}、海洋汚染^{*}など、多くの問題が顕在化し、人類の生存環境をも脅かすほどのかつてない危機に直面しているといわれています。

これらの問題は、いずれも地球規模の問題であり、川越市の地域的問題とは遠いことと思われるがちですが、すべては私たち一人ひとりの日常の暮らしや事業活動と結びついているのです。国際的あるいは国家的取組は既に始まっていますが、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業生産様式の改善なくしては解決しない問題であり、各主体の連携のもと、地域レベルでどのように取り組んでいくかが課題となっています。

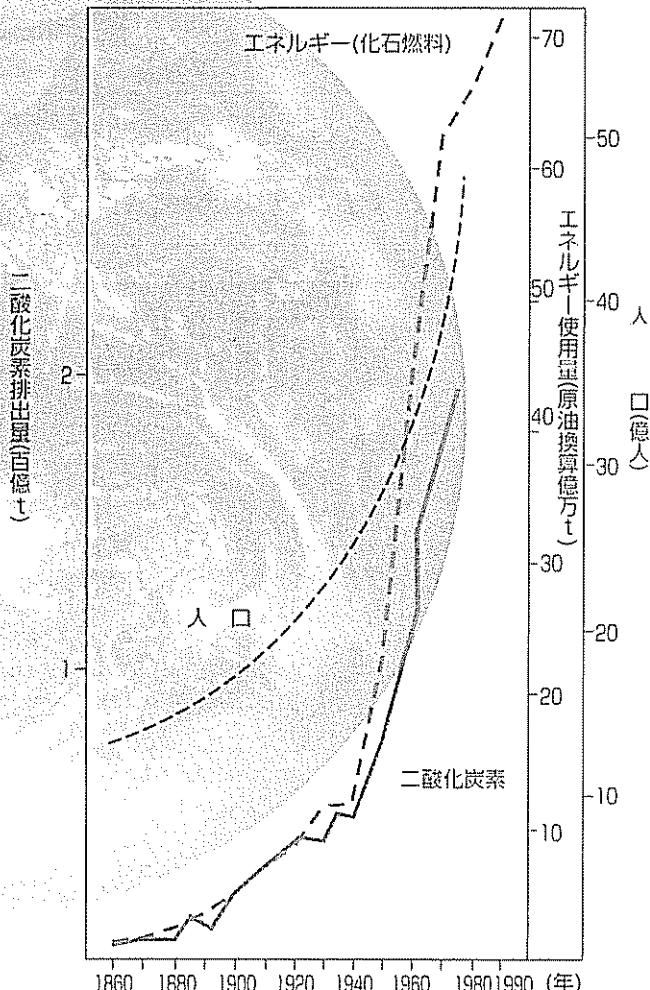
■ 地球環境問題の現状

○ 地球温暖化

石油や石炭など化石燃料の大量消費により二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に排出され、これらのガス濃度が上昇することにより地球の温暖化が進んでいるといわれています。

このまま地球温暖化が進むと、海面の上昇、異常気象の発生、食糧生産・生態系への影響などの問題が懸念されています。

温室効果ガス
太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス。
温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガス等がある。



世界の二酸化炭素等の排出量の変化

出典：「とうきょう広報1992年増刊号」
(東京都、1992年)



○オゾン層の破壊

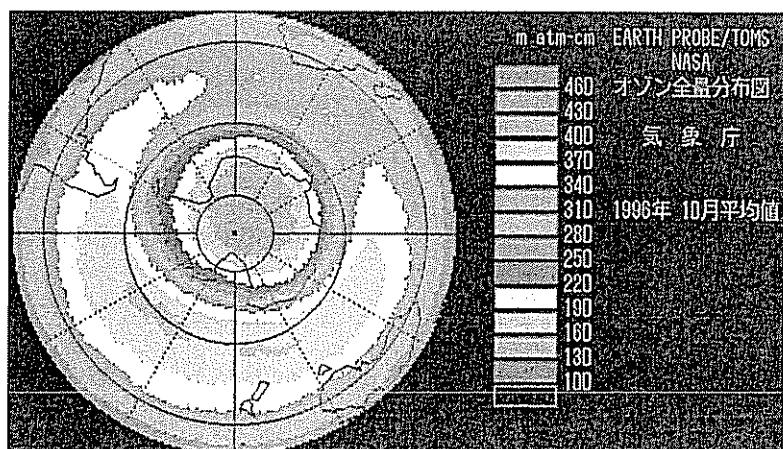
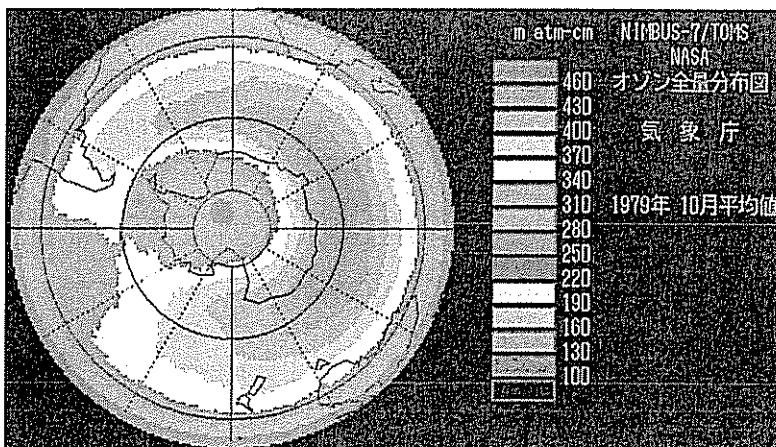
1970年代後半から、南極上空でオゾンホールが確認されるようになり、オゾン全量の減少が報告されています。

フロンガス等のオゾン破壊物質は一度排出されると、長い間大気中に滞留してオゾンを破壊し続けます。

オゾン層の破壊が進むと、地表に届く紫外線の量が増大し、人体や生態系への悪影響が懸念されています。

オゾンホール

南極上空で、春に当たる10月頃に成層圏オゾンの濃度が通常の半分程度にまで急激に減る現象。周辺の濃度に比べて穴のあいたように低濃度の場所が生じるため、このように名付けられています。



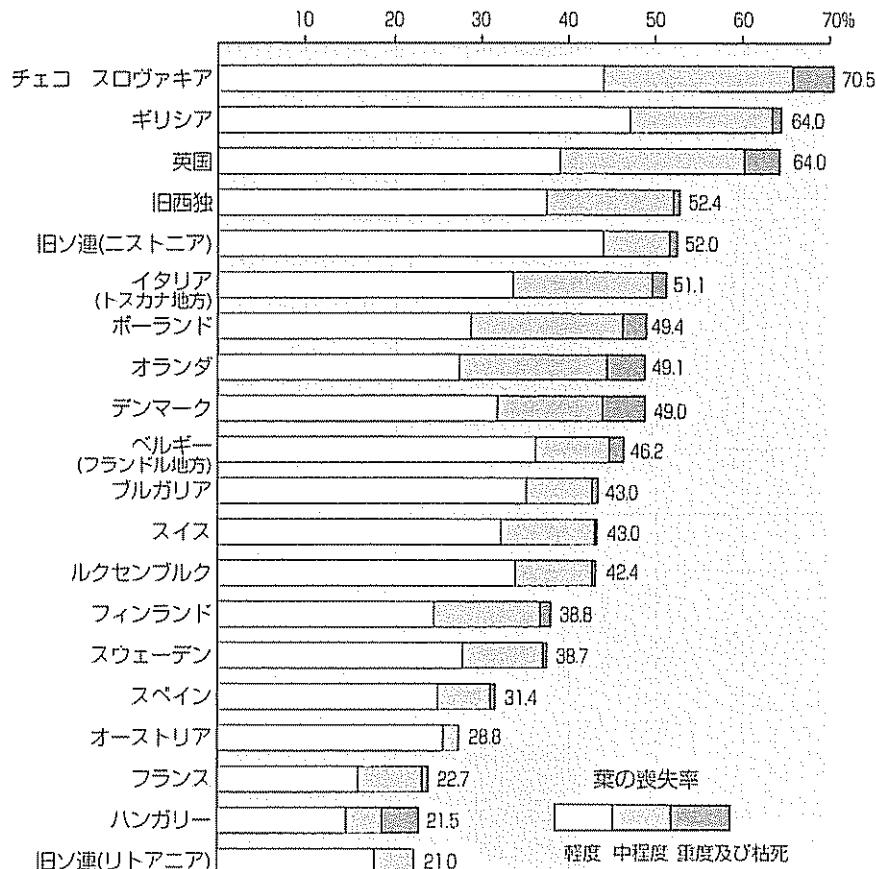
オゾン全量分布図
出典：NASA（アメリカ航空宇宙局）のデータをもとに気象庁が作成



○酸性雨

酸性雨とは、産業活動や自動車の利用など化石燃料（石油、石炭等）の大量使用により大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物の影響で、強い酸性を示すpH5.6以下の降雨のことです。

酸性雨は、森林や湖沼などの生態系への影響や文化財等の人工物への被害を与えます。ヨーロッパを始め世界的規模で、大気汚染物質等との複合的な作用による森林の枯死などの深刻な被害が現れています。



(資料) UNECE資料より作成

酸性雨や大気汚染による森林の被害状況（1988）

出典：「平成6年版環境白書」（環境庁、平成6年）

○熱帯林の破壊

熱帯林は地球の森林面積の約4割を占めていますが、焼き畑や薪としての採取、商業用の伐採などにより急速に減少しています。

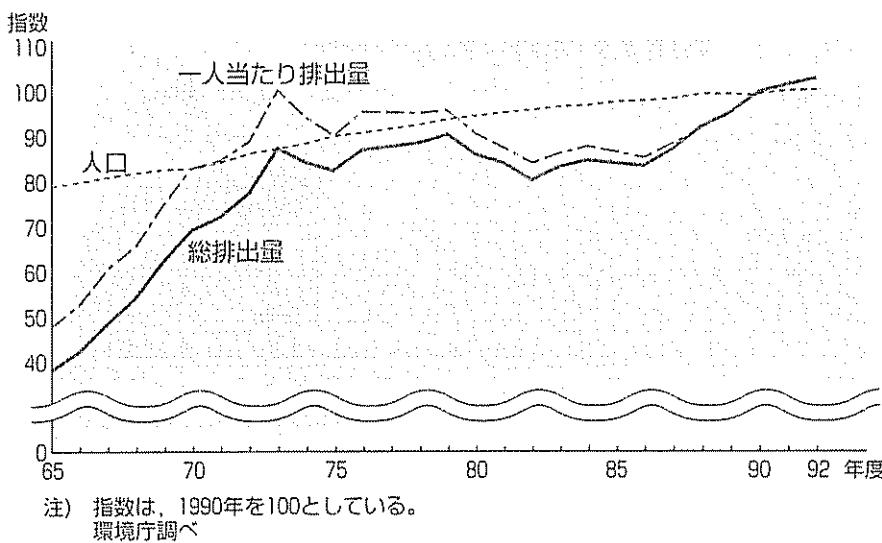
熱帯林の減少により、そこに生息する多種多様な生物種が絶滅していくほか、二酸化炭素の吸収源の消失に伴う地球の温暖化が加速することが懸念されています。



■日本の現状

○二酸化炭素排出量の増大

国内では、照明や電気機器、自動車等の普及に伴い化石燃料の消費量が増えたことを大きな要因として、二酸化炭素の総排出量は増加傾向を示しています。

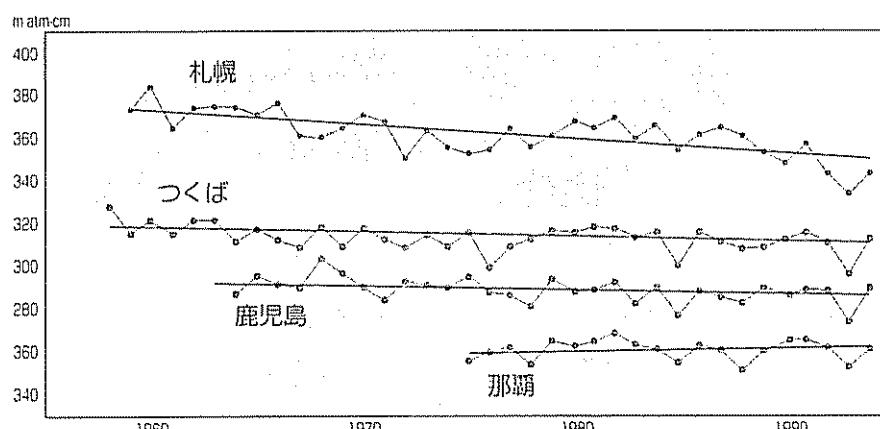


二酸化炭素排出量

出典：「平成7年版環境白書」(環境庁、平成7年)

○オゾン全量の減少

国内のオゾン全量の観測結果をみると、特に札幌で減少の幅が大きいことがわかります。



出所：気象庁 地球温暖化監視レポート1994

オゾン全量

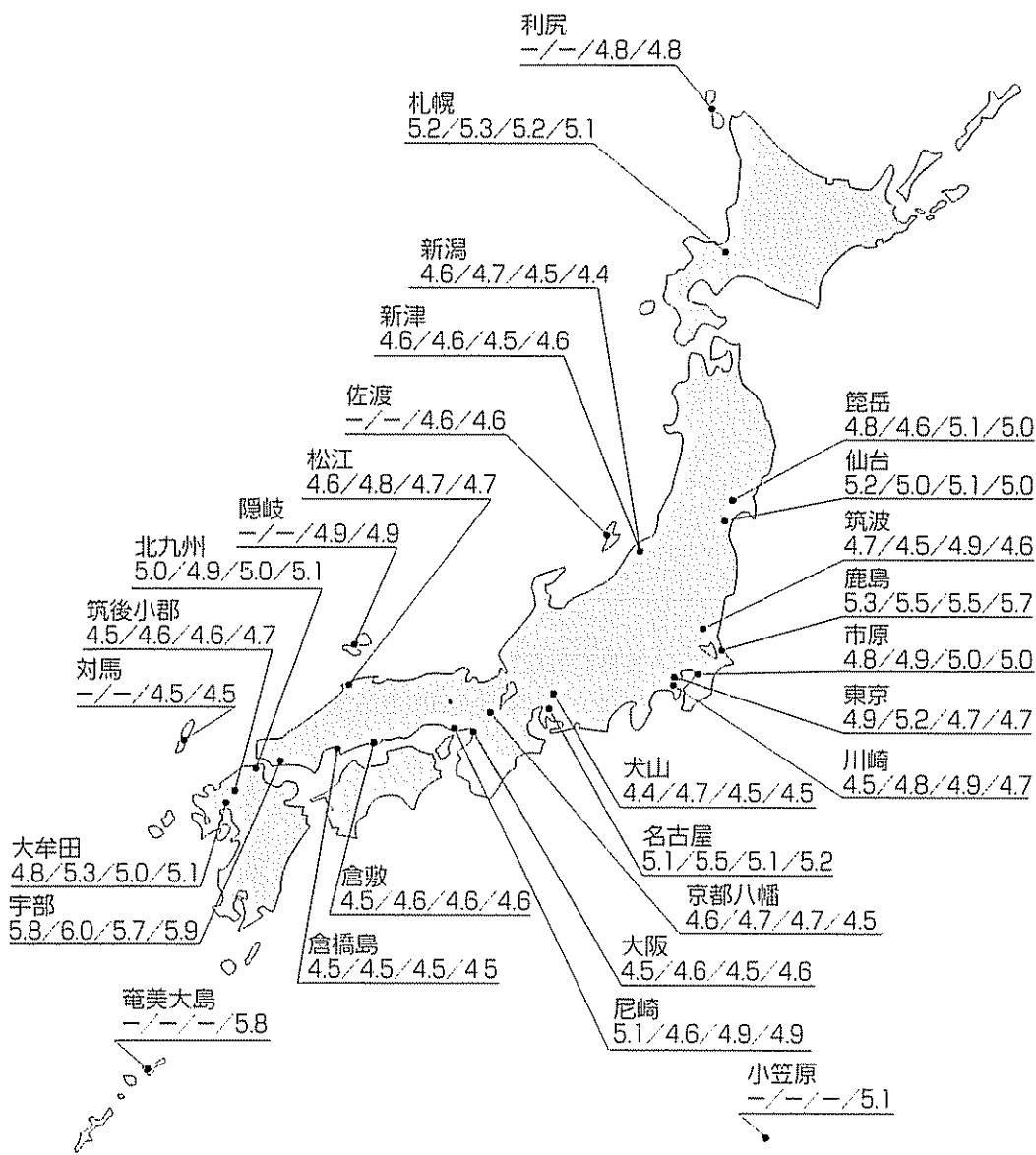
出典：「地球環境要覧1995/1996」((財)地球・人間環境フォーラム、平成7年)



○酸性雨の状況

環境庁が実施した第2次酸性雨対策調査（昭和63年度～平成4年度）によると、国内では「欧米並みの酸性雨が広く観測されている」（平成8年版環境白書）と報告されています。

平成元年度／2年度／3年度／4年度



(資料)環境庁

酸性雨の状況

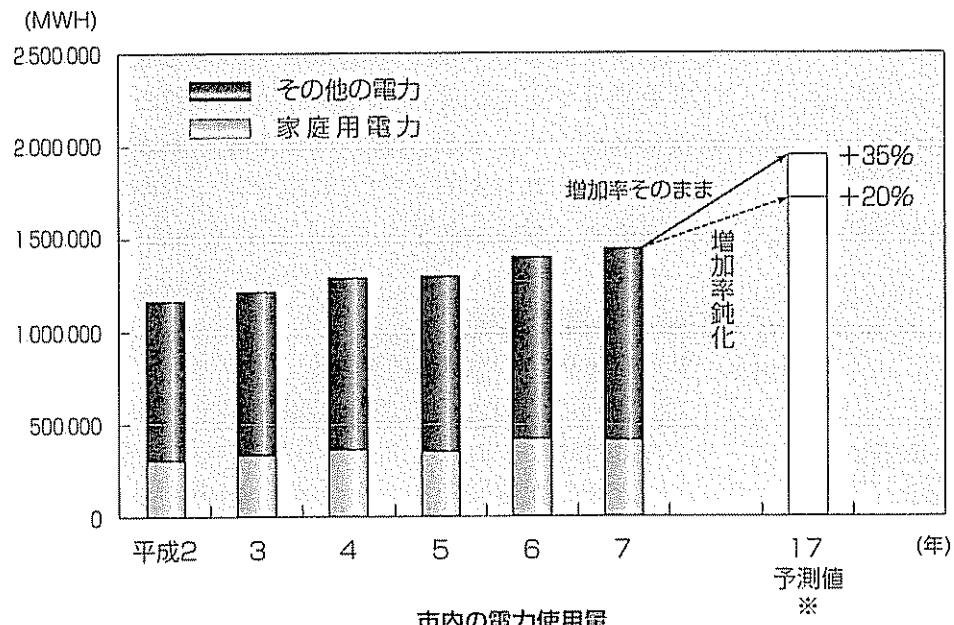
出典：「平成8年版環境白書」（環境庁、平成8年）



■本市の現状

○市内電力使用量

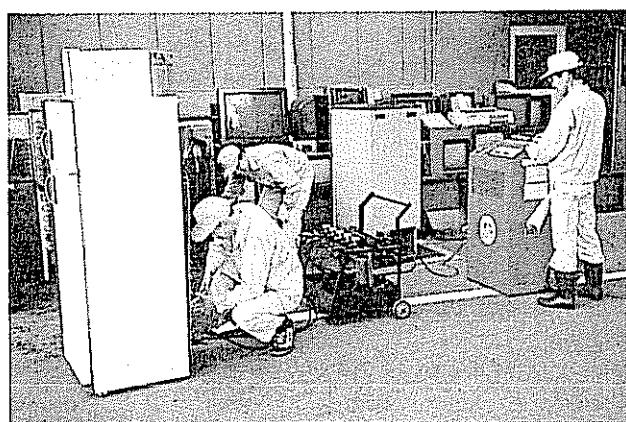
市内の電力使用量は年々増加傾向にあり、このまま推移すると、平成17年には、最低でもさらに20%えることが予想されます。



※予測値：平成2年から平成8年の傾向がそのまま推移した場合。
平成7年の35%増加。増加率が鈍化した平成6年から
平成8年の傾向がそのまま推移した場合。20%増加。

○フロンガス回収量

本市では、平成6年2月から冷蔵庫・エアコン等に使われているフロンガスの回収を始めました。平成7年度末までに約328kgのフロンガスを回収しています。



フロンガスの回収作業（リサイクルセンター）

○酸性雨の状況

平成9年に行われた小学生による酸性雨調査では、川越市でもpH5.6以下の酸性雨が降っていることが確認されました。また、スギの樹形の異常も確認されました。しかし、両者に関係はみられませんでした。



② 大量消費型社会におけるライフスタイルの変遷

わが国では、昭和30年代後半に始まつたいわゆる高度経済成長期を契機として今日まで、大量生産、大量消費を前提として各産業の振興が図られてきました。大量消費型のライフスタイルは生活水準の向上とともに私たちの生活に広く定着し、同時に大量のごみを生み出すことになりました。

これからは、資源は有限であるという認識に立って、できるだけごみを出さない努力やリサイクルへの取組など、ライフスタイルそのものの改善が必要です。また、あらゆる産業活動から出る廃棄物を新たな原料として再利用し、地域や施設内で資源を循環利用することにより、外部に廃棄物を出さない（ゼロエミッション）という考え方が必要になっていきます。

 リサイクル
再循環。廃棄物の再利用。

■ごみ排出量の現状

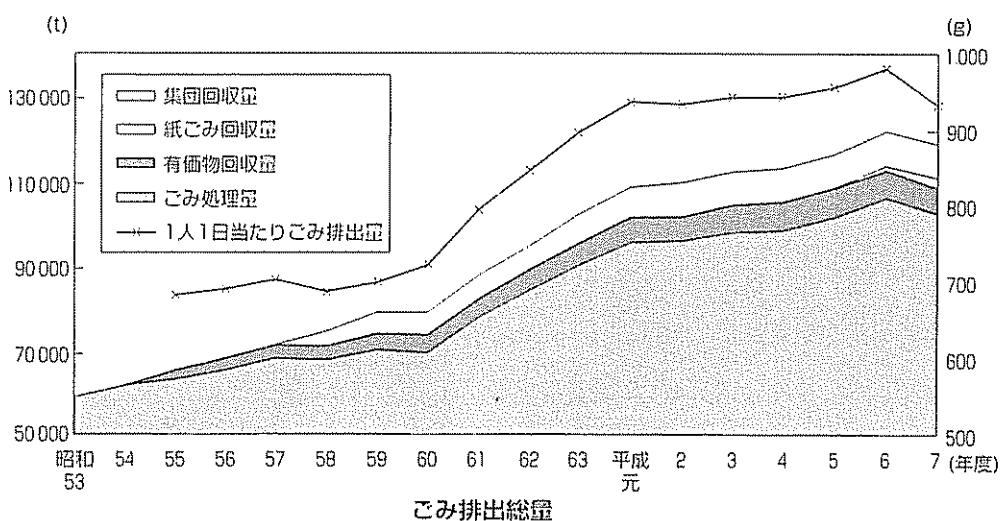
○一般廃棄物の収集量の推移

市内的一般廃棄物の排出量は年々増加し、平成6年には約11万4千トンを記録し、1人1日当たりのごみ排出量も約980gにまで達しました。

平成7年度にはいずれも減少傾向に転じていますが、この傾向を維持していくため、今後ともごみの排出抑制に努めていく必要があります。

平成7年度のごみ処理経費は約37億円で、1人当たりで換算すると約1万2千円になります。

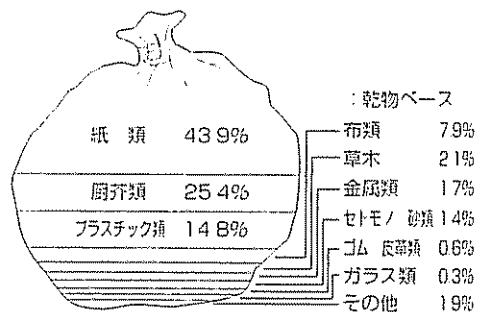
(t)



■ごみの分別・資源化の現状

○可燃性ごみの組成

一般廃棄物のうち、可燃性ごみの組成は紙類が最も多く43.9%、次いで厨芥類25.4%、プラスチック類14.8%であり、これら3種類のごみだけで可燃性ごみの84.1%を占めています。今後は、可燃性ごみの分別・資源化の取組をさらに推進し、ごみの減量化に努めていく必要があります。



可燃性ごみの組成



○ごみ分別から資源化のしくみ

一般廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、粗大ごみ、紙ごみ、有害ごみの7分別により収集し、その内有価物として、びん、鉄、アルミ、ペットボトルが回収されています。

そのほか地域の自主活動として、子ども会、育成会、PTA、自治会、老人クラブなどが古紙、布類、びん類、金属類などの集団回収を行っています。

ペットボトル
PET(ポリ・エチレン・テレフタレート)
でつくられた、炭酸飲料用等に使われる
プラスチックボトル。

リサイクル率

リサイクル率 =
 $\frac{\text{施設回収量} + \text{紙類回収量} + \text{施設有価物回収量}}{\text{施設投入ごみ総量} + \text{集団回収量} + \text{紙類回収量}} \times 100$

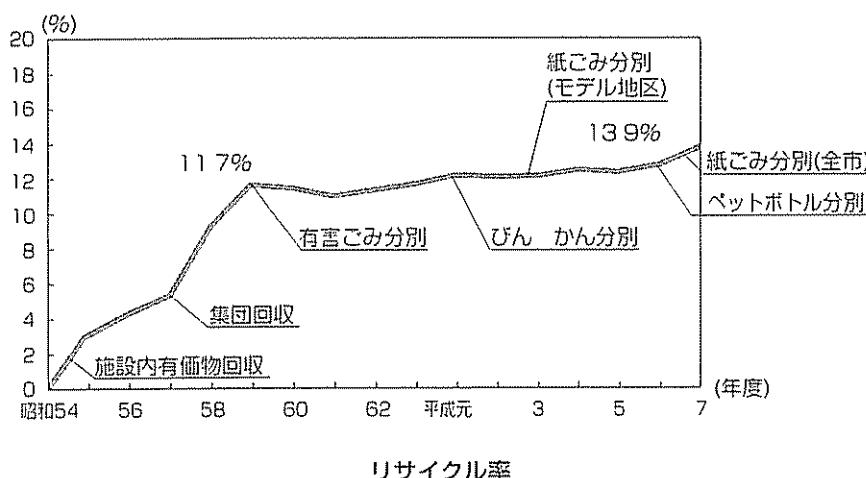
○ごみ資源化の現状

本市で施設内有価物回収が始まった昭和55年度のリサイクル率はわずか3.1%でしたが、昭和58年度に集団回収補助事業が始まり、その広まりとともにリサイクル率も年々少しづつ増加して、平成7年度には13.9%になっています。

○リサイクルの取組

平成元年度から生ごみ処理容器のモニター制度の実施・検証を行い、平成3年度より生ごみ処理容器購入者に対する補助金制度を取り入れ、平成7年度までに8,500基の補助を行っています。

また、平成5年3月にはリサイクルセンターが竣工し、有価物の回収の他、家具類の修理・再生によりリサイクル品として展示販売しています。

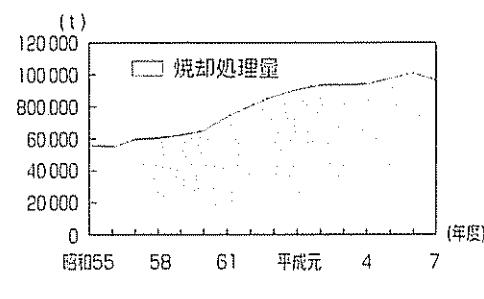


○ごみ処理の現状

○焼却処理量

焼却処理量は、毎年増加傾向を示しています。

ごみは焼却などにより適正に処理しても最終的には灰を埋立処分する必要があります。



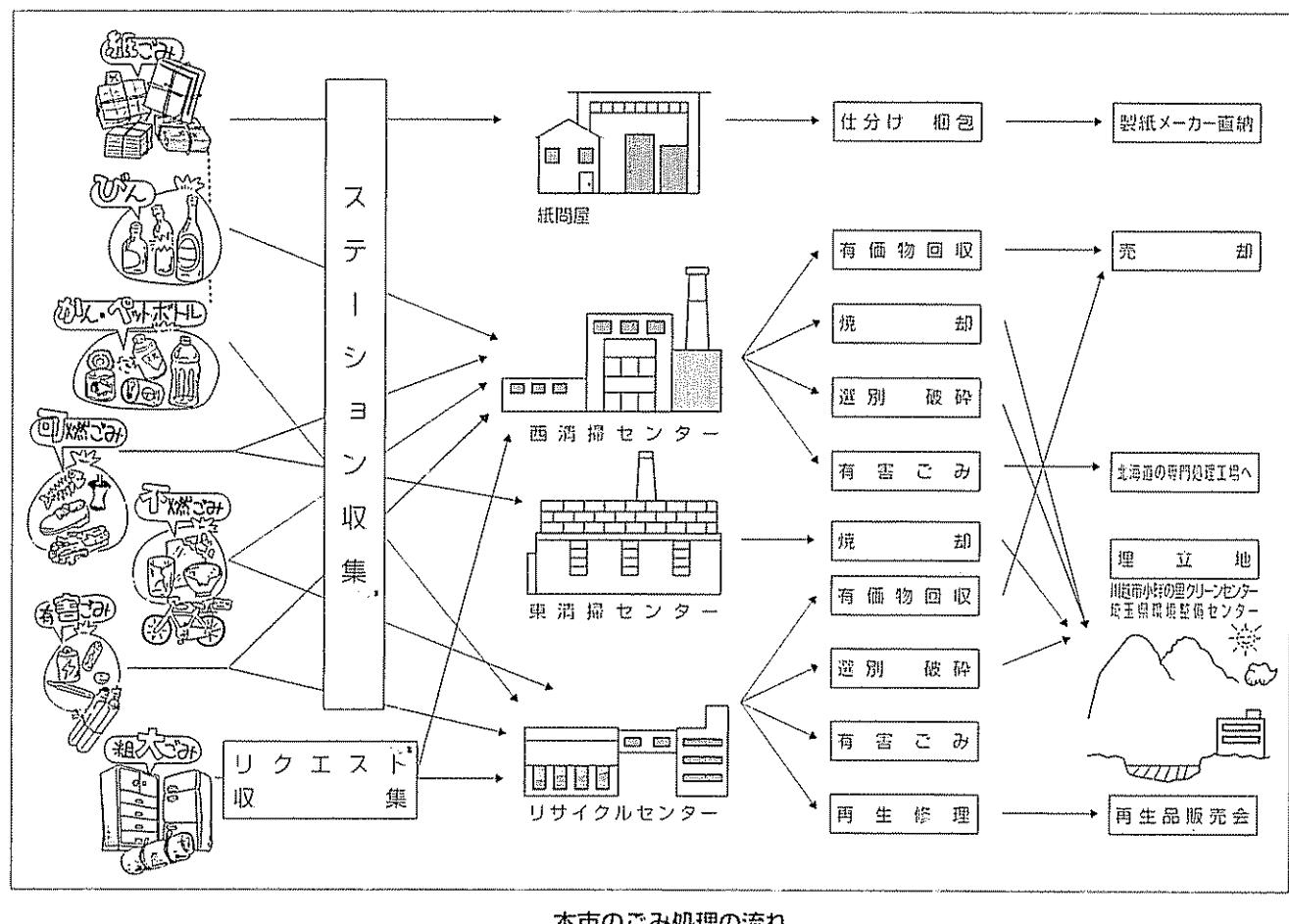
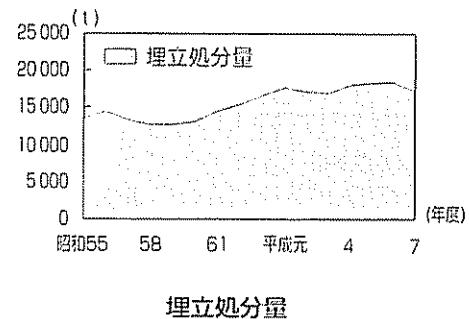
ステーション収集
一定の場所（集積所）に出されたごみを収集する方式。

リクエスト収集
有料で各家庭から収集する方式。

○埋立処分量

埋立処分量は、昭和60年度以降増加傾向を示しています。

平成元年に小畔の里クリーンセンターの完成により第1期分として約14年分の容量を確保しましたが、埋立残余年数を圧迫しているのが現状で、ごみ排出量の削減が急務となっています。



本市のごみ処理の流れ

図ごみ焼却によるダイオキシン類の発生

○ダイオキシン類の発生

私たちの家庭から出るごみの焼却施設から発生するダイオキシン類は、我が国における総発生量のおよそ8割を占めています。我が国は先進国の中でもごみの焼却施設が多いといわれており、その対策が求められています。

また、産業廃棄物処理業者による廃材等の焼却によって発生するダイオキシン類についても大きな社会問題となっています。

○三富地区のダイオキシン問題

川越市・所沢市・狭山市および三芳町の行政境にまたがる三富地区の雑木林では、廃棄物処理業者等による廃材等の野焼きが行われ、焼却炉を設置しても構造や焼却方法などの明確な基準がなかったため、ダイオキシン問題が生じています。これに対し、国、県、関係市町による様々な取組がなされつつありますが、何よりも廃棄物を排出する事業者が廃棄物そのものを減らす努力をし、排出した廃棄物が適正に処理(最終処分を含む)されていることを自ら確認することが必要です。

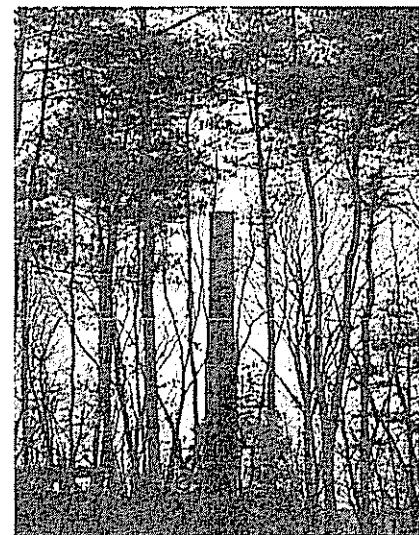
今後は、国、県、関係市町と協力しながら、環境中のダイオキシン濃度のモニタリング、排出源の監視・規制等に積極的に取り組んでいく必要があります。

○本市のごみ焼却施設の現状と課題

西清掃センターでは電気集じん機の冷却施設の能力向上など、施設や運転管理の改善をすすめ、平成8年度に実施した調査では、ダイオキシン類の濃度は16ng/Nm³となり、平成9年に厚生省が定めた「維持管理基準(既設、5年間、80ng/Nm³以下)」を下回っています。また、東清掃センターでは1ng/Nm³でした。しかしながら、5年後の平成14年度以降には、西清掃センターに1ng/Nm³、東清掃センターに5ng/Nm³の基準が適用されるため、これに対応するには、(仮称)新清掃センターの建設を推進するとともに、ごみにならないものの購入や生ごみのコンポスト化など、市民一人ひとりが発生するごみそのものを抑制し、焼却されるごみの量を減らす努力が重要になっています。

△付録類に係る大気環境指針
(平成9年9月12日付け
環境庁大気保全局長通知)

年平均値	0.8pg-TEQ/m ³
ng(ナノグラム)	は10億分の1グラム
pg(ピコグラム)	は1兆分の1グラム



発生源別△付録類発生量
(pg-TEQ^{*}/年)

発 生 源	排 出 量
<燃焼工程>	
一般廃棄物焼却	4,300
産業廃棄物焼却	547~707
金属精錬	250
石油添加剤(潤滑油)	20
たばこの煙	16
黒液回収ボイラ	3
木材、廃材の焼却	0.2
自動車排出ガス	0.07
(小 計)	(5,140~5,300)
<漂白工程>	
晒クラフトパルプ	0.7
<廃棄物製造>	
PCNB(ベンタクロロベンゼン)	0.06
合 計	5,140~5,300

出典：「△付録類の排出抑制対策のあり方について」

環境庁排出抑制専門委員会報告

*TEQは毒性等量と呼ばれ、△付録類の中でもっとも毒性が高いと考えられている2,3,7,8-四塩化ジイソオキシンの毒性に換算した量。

廃棄物焼却施設の維持管理構造基準

(平成9年8月29日公布)

燃 焼 室 の 処理能 力 (t/h)	新 設 の 基 準 (ng/Nm ³)	既設の基準(ng/Nm ³)		
		1 年 後 まで	1~5 年後	5 年 後 以降
4以上	0.1	基 準の 適用を 猶予	80	1
2~4	1			5
2未満	5			10

(注)ダイオキシン濃度は毒性等量濃度に換算したもの

③ 自動車交通事故公害の特徴化

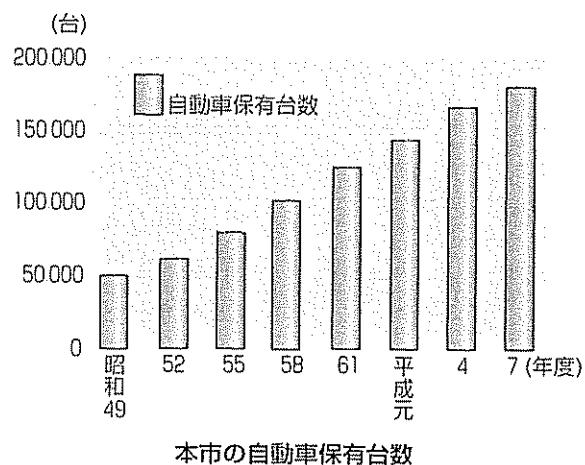
自動車交通事故の特徴は、被害者も加害者（原因者）も同様に市民であり、産業公害のように規制型の対策では解決しない点があげられます。また本市のみが対策を講じるだけでは解決が不可能であり、広域的に連携した対策も必要です。

■ 増え続ける自動車

○自動車保有台数の推移

本市の自動車保有台数は平成7年度で約19万台となり、昭和54年度から約2倍増加しています。

平成7年度の1世帯当たりの保有台数は1.72台／世帯となっています。

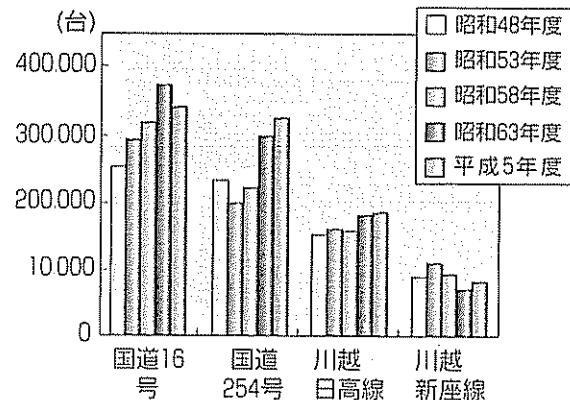


○道路交通量の現状

本市を通る幹線道路は、国道16号と国道254号に代表されるように、非常に交通量が多い現状にあります。

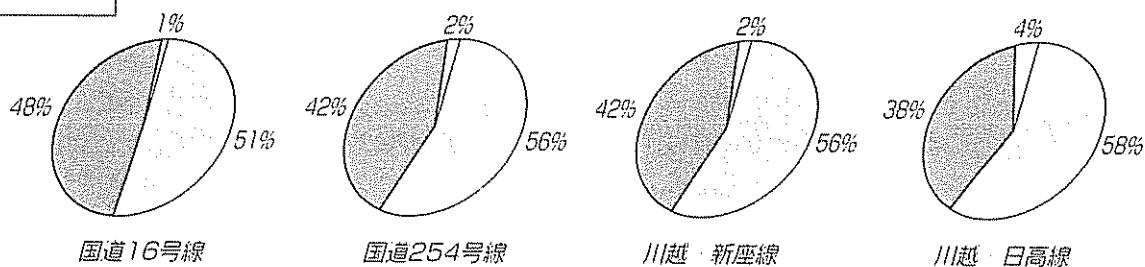
幹線道路の交差する地点では、慢性的な渋滞が問題となっています。

窒素酸化物や浮遊粉じん等で特に問題となっている貨物自動車は、全交通量の約4～5割を占めています。



道路交通量(平日の午前7時から午後7時)

- 乗用車
- 貨物車
- 動力付二輪車



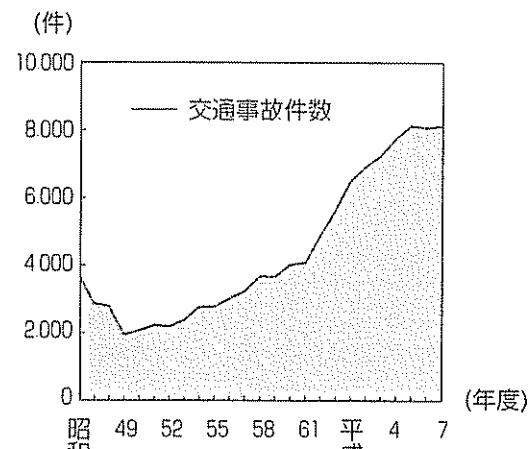
道路交通量の内訳 (平成5年度、平日の午前7時から午後7時)

出典：埼玉県道路維持課資料



○急増する交通事故

本市における交通事故件数は昭和52年度以降増え続け、平成4年度には8千件を突破しました。平成7年度の交通事故件数は8,343件となっています。



本市の交通事故件数の推移

■自動車による環境影響

○大気汚染の影響

七都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）における窒素酸化物^{*}の発生源別割合では、自動車が49.3%を占めています。

ディーゼル車^{*}の排出ガス中には窒素酸化物や浮遊粉じんがガソリン車等に比べ多く含まれていますが、七都県市ではディーゼル車保有台数の伸びはガソリン車等のそれを上回っています。

市内の大気汚染常時監視測定期（仙波測定期）での平成7年度の沿道環境の測定結果によると、自動車の排出ガスが発生源の大部分と考えられる一酸化炭素（CO）^{*}の濃度は、日平均値の2%除外値が2.1ppmであり、環境基準（10ppm以下）を達成していますが、二酸化窒素（NO₂）^{*}については、日平均値の年間98%値が0.067ppmとなり、昭和61年度に測定期を設置して以降初めて環境基準（0.06ppm以下）を達成できませんでした。年平均値の経年変化をみると、一酸化炭素については平成4年度からほぼ横ばいとなっていますが、二酸化窒素については、平成元年度からわずかながら増加傾向にあります。本市では、常時監視測定期でのモニタリングを補完するために、主要幹線道路沿道10か所と、主要交差点の4か所で二酸化窒素の簡易測定を年4回実施しています。

浮遊粉じん
極めて微細な粒子。都市では主として炭素分とタル分からできている。この粒子は非常に小さく、自分の重さで落下しないで浮遊するため風の少ないときは浓度を増し、風が強いと拡散されて浓度が低くなる。

環境基準
環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。



国道254号線鶴頭坂付近

5

10

15

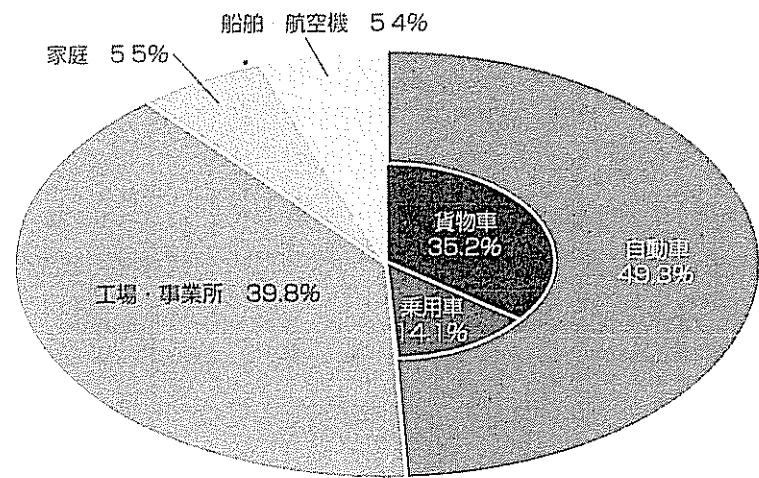
20

25

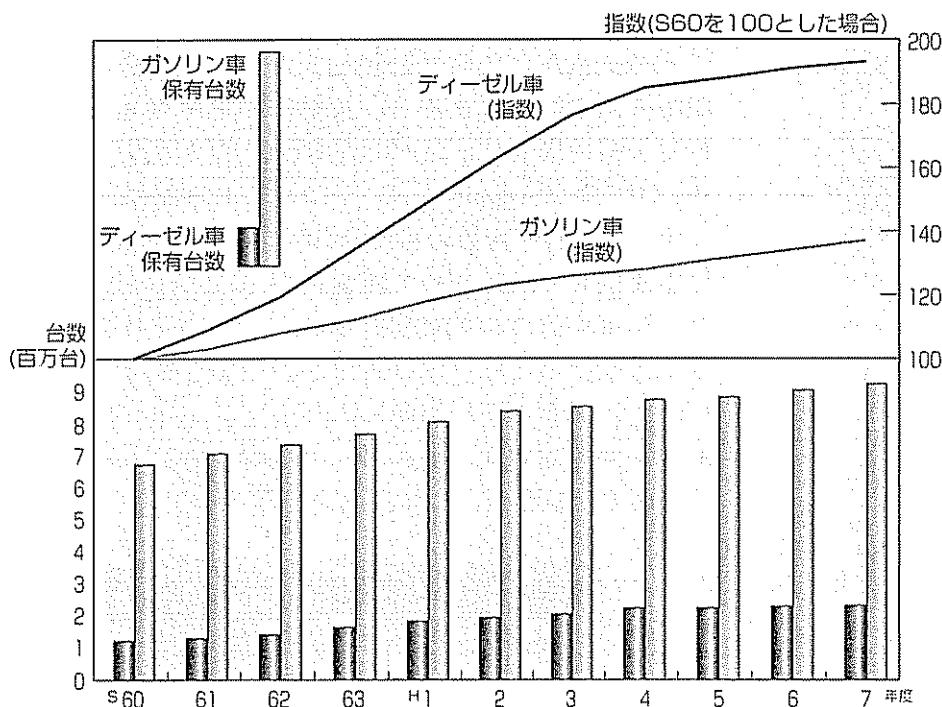
30

35

40



大気汚染物質であるNOx(一酸化炭素<NO>と二酸化炭素<NO₂>)は、物が高温で燃えるときに、空気中の窒素と酸素が結びついて発生します。

NO_x (窒素酸化物) 排出量の発生源別内訳 [七都県市]

ガソリン車の保有台数は10年間で約1.4倍、ディーゼル車は約1.9倍と増加していることがわかります。

自動車保有台数の推移 [七都県市] (二輪車を除く)

出典：「七都県市低公害車指定制度」の資料より
(七都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門委員会、平成8年)



○騒音・振動等による日常生活への影響

平成7年度の市内4地点（国道16号(新宿、仙波)、国道254号、県道・川越日高線）における自動車交通騒音の調査結果では、すべての時間帯で環境基準値を超えており、要請限度についても4地点での昼の時間帯及び国道254号での朝の時間帯を除き超過しています。

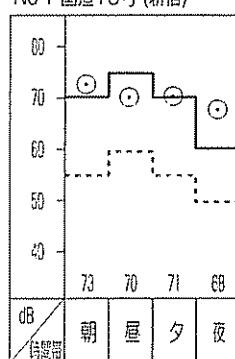
平成7年度の交通騒音に関する公害苦情件数は6件となっています。

一方、道路交通振動の調査結果では、4地点ともすべての時間帯で要請限度値以下となっています。

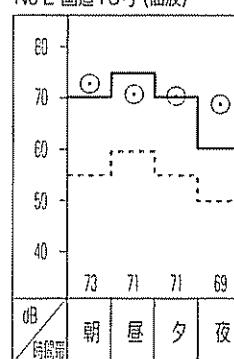
要請限度

自動車等から発生する騒音などにより、人の健康や生活環境が害されないとされる最低限度。この限度を超えた場合は、公安委員会に、道路交通法の規定による車両の通行の禁止または、速度の制限、併行等の措置を要請することができます。

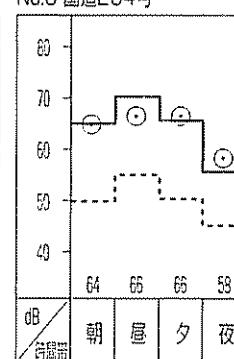
No.1 国道16号(新宿)



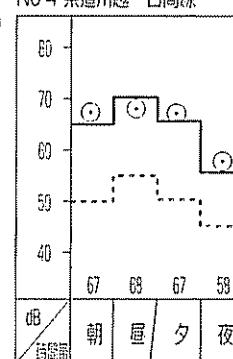
No.2 国道16号(仙波)



No.3 国道254号



No.4 県道川越・日高線



(凡例)

— 要請限度値

--- 環境基準値

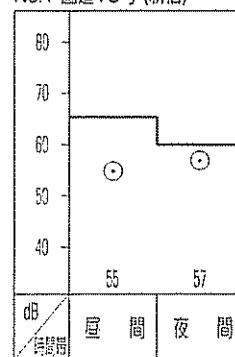
○ 測定値

朝：午前6時～午前8時、昼：午前8時～午後7時、

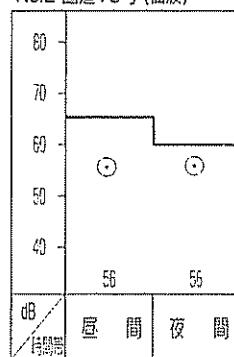
夕：午後7時～午後10時、夜：午後10時～午前6時

基準値との比較（騒音）

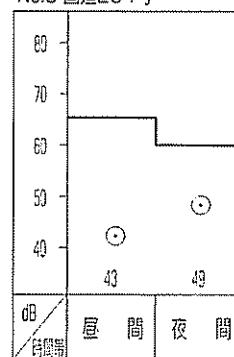
No.1 国道16号(新宿)



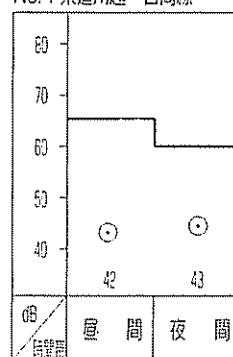
No.2 国道16号(仙波)



No.3 国道254号



No.4 県道川越・日高線



(凡例)

— 要請限度値

--- 環境基準値

○ 測定値

昼間：午前8時～午後7時、夜間：午後7時～午前8時

基準値との比較（振動）

25

30

35

40



 **昭和初期の化学物質汚染の歴史**

昭和30年代からの高度経済成長期には産業型公害が問題となっていましたが、化学物質による環境汚染が顕在化してきたのもこの頃であり、とりわけ有機水銀による水俣病やカドミウムによるイタイイタイ病などは国民に大きな衝撃を与えるました。本市でも、昭和49年と63年に入間川のシアノ流出事故や、昭和59年の有機シアノ化合物飛散事故が発生し、市民に不安を与えました。

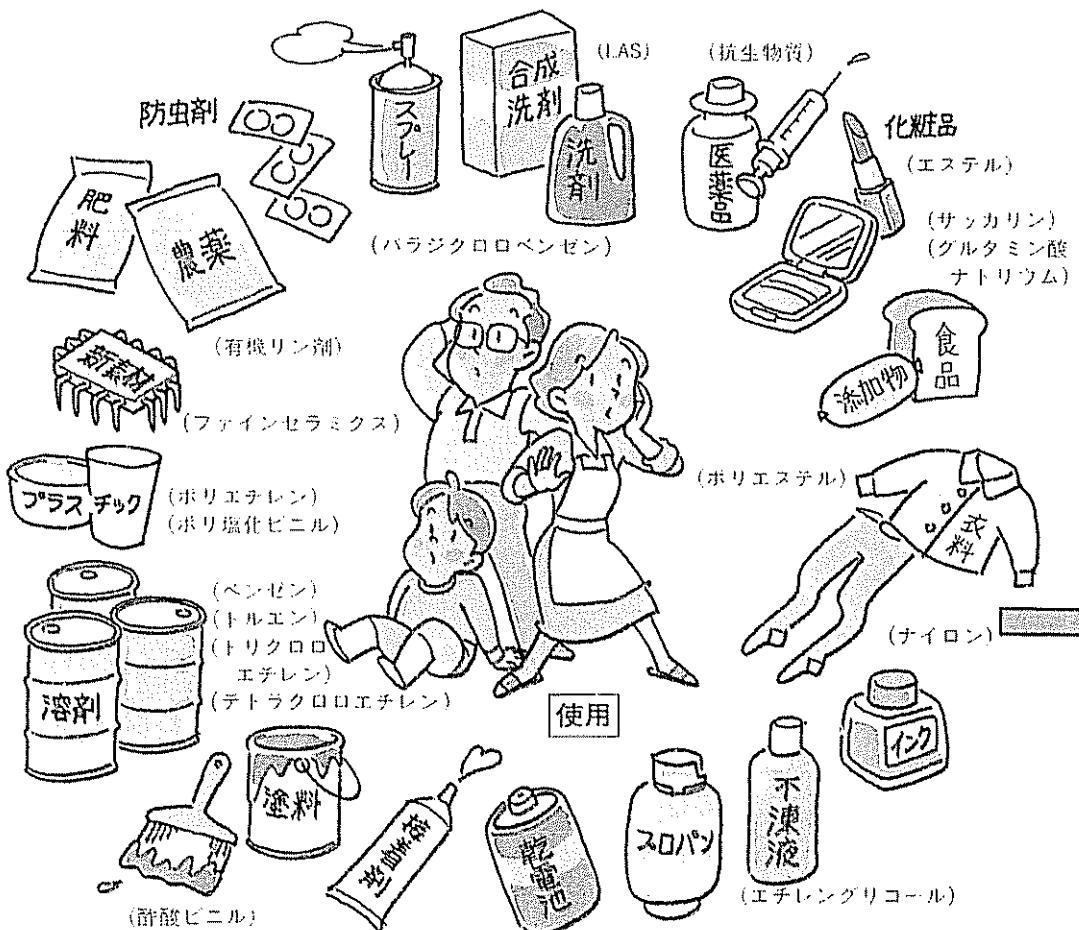
その後、経済発展により生活が豊かになるにつれ、私たちのまわりには、化学物質が含まれる食品や化粧品、防虫剤などの製品が氾濫し、工業用の化学物質の種類は世界で約10万種類、国内でも約5万種類にもなるといわれています。

水俣病

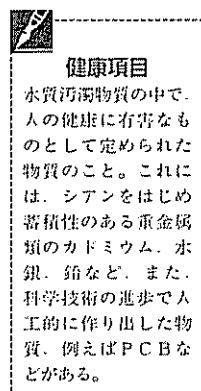
熊本県水俣市のチノ（当時、新日本チノ）水俣工場の廃水に含まれていた有機水銀で八代海（不知火海）の魚介類が汚染され、それを食べた熊本・鹿児島両県の住民が発症した有機水銀中毒。

イタイイタイ病

富山県神通川下流域で多発した病気。昭和43年に公害病に認定された。鉛山から流出したカドミウムなどの重金属が神通川を通じて農作物・魚類・飲用水などを汚染したことなどが原因と考えられる。

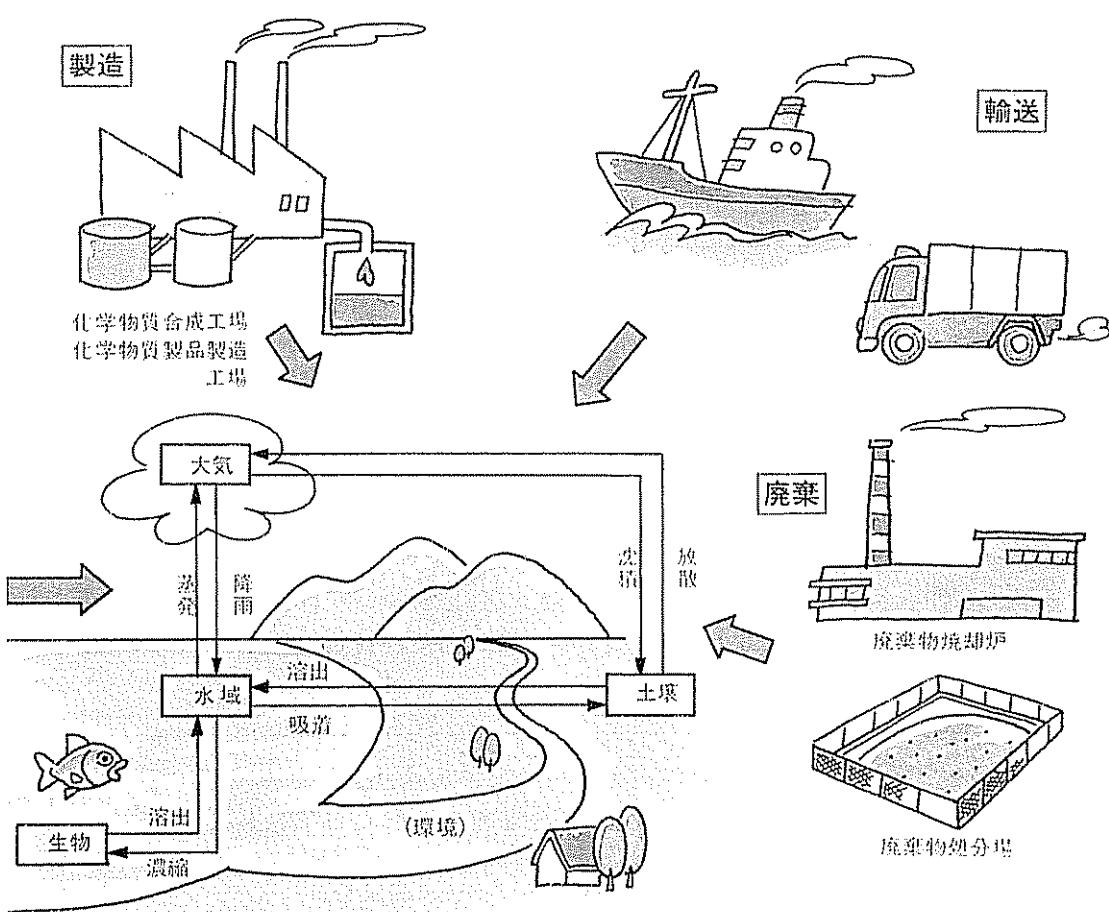
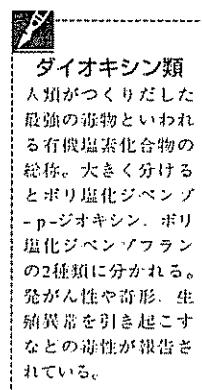


私たちの暮らしの中にある主な化学物質(例)



近年、これまで安全とされていた有機塩素系化合物や農薬などの化学物質に関しての人や環境への影響が問題となり、従来の重金属等を中心とした水質汚濁の健康項目や土壤汚染についての各環境基準の追加がなされました。河川など公共用水域¹や土壤、地下水などへの拡散が懸念されており、市のモニタリング調査においても検出されている地下水の汚染については、一度汚染されると対策のみならず原因者の特定さえ困難な場合が多いことが課題となっています。また本市周辺では、主として廃棄物の焼却処分などによって生じると言われ問題になっているダイオキシン類についても、実態調査に加え、何らかの対策が急務となっています。

以上のはか、今後とも未規制の有害化学物質による汚染も含めて、環境への影響についての情報の収集や市民への正しい情報提供が必要であり、何よりも有害化学物質の排出や拡散の未然防止対策を推進する必要があります。



化学物質が環境中に放出される経路

出典：「環境シリーズNo.56 新 化学物質による環境汚染を考える」
(財)日本環境協会、1991年)



■ダイオキシン問題

ダイオキシン類は、200以上の物質の総称で、水に溶けにくく油に溶け、環境中ではきわめて安定な物質です。殺菌剤や除草剤の製造時、PCBの製造時、パルプ工場の塩素漂白時、金属の精錬時、廃棄物焼却施設の燃焼時などに生成されます。ほとんどが大気中に排出されますが、大気から人体に直接吸収される量は一部分であり、大部分は食品による摂取といわれています。毒性は一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたり、人類が作り出した最強・最悪の毒物といわれています。

ベトナムでは、アメリカ軍がベトナム戦争で使用した枯葉剤にダイオキシンが含まれていたため、多くの奇形児が誕生し、悲劇を生みました。イタリアのセペン市では、1976年に農薬工場の爆発事故があり、多数のダイオキシン被災者が出ています。

日本では、ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類が大きな社会問題となっています。ダイオキシン類は、ほとんどすべての種類のごみが燃焼する際に発生し、特に不完全燃焼の際に多く発生するとされています。また、川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる三富地区には、産業廃棄物の焼却施設が集中しており、ダイオキシン類による健康被害が懸念されています。

こうしたダイオキシン類による被害を防ぐため、国や県では、焼却炉の構造や維持管理について基準を設けるなど、発生抑制に取り組んでいます。本市においても、「川越市ダイオキシン対策検討委員会」を設置し、県・関係市町等との協力のもとに、モニタリング・監視パトロール・講習会の実施、公共施設の焼却炉の使用禁止、国への要望書の提出など、ダイオキシン類の排出および抑制対策を推進しています。

■化学物質の規制等の現状

化学物質を大量に使用する工場などの周辺環境では慢性的な影響が不安視されています。

一方で、私たちの身近な生活の中でも、防腐・防虫剤や各種洗剤などに数多くの化学物質が使用され、無意識のうちに環境への負荷を与えている現状があります。

昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法)」により、難分解性、高蓄積性及び慢性毒性等を有する化学物質については、順次所要の規制措置がとられてきましたが、依然多くの化学物質がその規制対象外となっています。

年々増え続ける化学物質に対して、健康への影響を未然に防止するため、リスクアセスメント（化学物質が人及び環境に与える影響を事前に評価すること）及びリスク管理の重要性が指摘されています。

■化学物質環境モニタリング（国）

○化学物質環境安全性総点検調査

化学物質審査規制法の公布時において既に生産・使用されていた化学

化学物質に関する主な法令等

法令等名称	目的	対象物質
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質の製造、輸入、使用等について規制し、環境の汚染を防止すること。	工業化学品
大気汚染防止法	大気の汚染を防止し、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ること。	大気中へ排出される化学物質
水質汚濁防止法	水質の汚濁を防止し、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ること。	公共用水域へ排出される化学物質
水道法	安全で安定した水を供給し、公衆衛生の向上、生活環境の改善を図ること。	水道水に含まれる化学物質
農用地の土壤の污染防治に関する法律	農用地の土壤汚染を防止し、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ること。	農用地の土壤中に含まれる化学物質
農薬取締法	農業生産の安定、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ること。	農薬
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境の保全・公衆衛生の向上を図ること。	産業廃棄物に含まれる化学物質
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	国民の健康を保護するため。	家庭用品(衣類等)に含まれる化学物質
毒物及び劇物取締法	保健衛生の観点から、製造、輸入、販売、使用、運搬及び廃棄について規制すること。	毒物・劇物
埼玉県化学物質環境安全管理指針	化学物質による環境汚染を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること。	特定管理物質
埼玉県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	農薬による環境の汚染を防止し、良好な環境を保全すること。	ゴルフ場で使用される農薬

物質について昭和49年度から残留状況について調査、点検を進め、その安全性の確認を行っています。

○非意図的生成化学物質汚染実態追跡調査

非意図的生成化学物質（化学物質の製造、廃棄等の人为的過程や環境中の反応等の自然的過程を経て、意図せずに生成される化学物質のこと）については、昭和60年度から環境中の残留性の継続調査を行っています。

○指定化学物質等検討調査

指定化学物質（化学物質審査規制法において蓄積性は低いものの難分解性及び慢性毒性の疑いがあるとして指定されている化学物質）については、昭和63年度から環境中の残留状況の把握に努めています。

■化学物質環境モニタリング（県）

埼玉県では、平成2年度から未規制の化学物質を中心に、環境中における汚染実態の把握に努めています。

■化学物質環境モニタリング（本市）

○大気汚染常時監視

本市では、大気汚染常時監視測定局を4局設置し、自動測定器により大気汚染状況を把握しています。

平成7年度は、一般環境測定局では、二酸化硫黄および二酸化窒素については全局で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては全局で達成していません。また、沿道環境測定局では、一酸化炭素は環境基準を達成しているものの、二酸化窒素については達成していません。

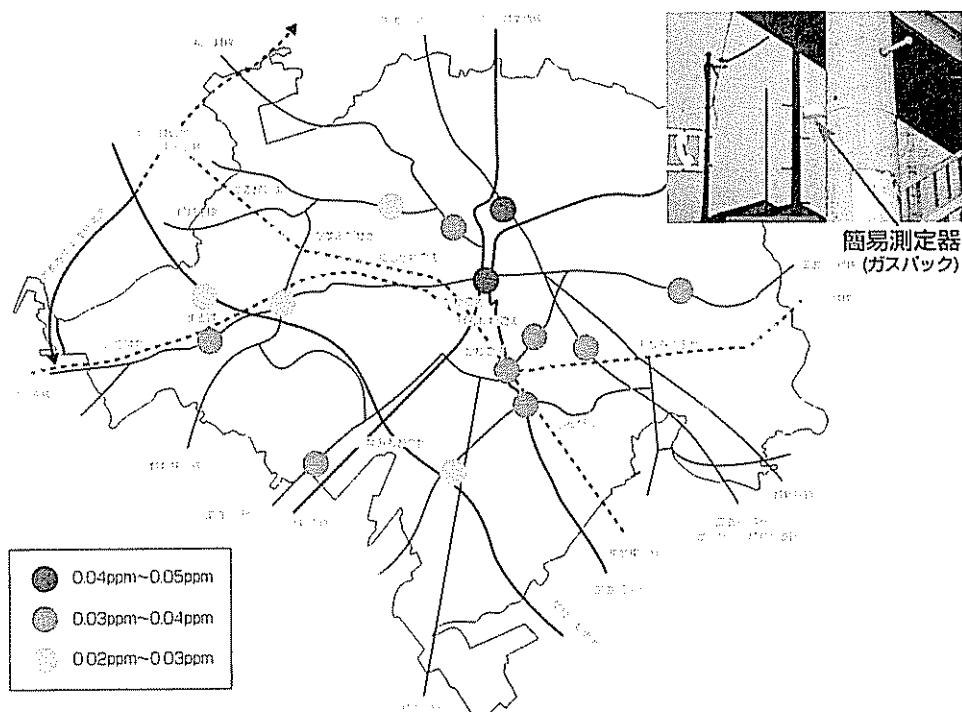
常時監視測定局の測定項目と環境基準達成状況(平成7年度)

達成：○ 非達成：×

区分 局名	設置 年度	項目と 評価方法		二酸化硫黄		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント		二酸化窒素 98%値
		長期的	短期的	長期的	短期的	長期的	短期的	長期的	短期的	短期的	短期的	
一般環境	川越測定局	S63	○	○	—	—	—	×	×	×	×	○
	高階測定局	S60	○	○	—	—	—	×	×	×	×	○
	霞ヶ関測定局	H元	○	○	—	—	—	×	×	×	×	○
沿道環境	仙波測定局	S61	—	—	○	○	×	×	—	—	—	×

○沿道大気環境調査

主要幹線道路について簡易測定器により二酸化窒素濃度を測定しています。





平成7年度は、沿道10か所、主要交差点4か所について年4回実施しました。

沿道、交差点ともに市街地周辺で高い濃度を示しています。

○公共用水域の水質測定

市内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、定期的に水質の測定をしています。

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)については、現在23項目が定められていますが、本市においては、不老川(不老橋)、新河岸川(旭橋)、入間川(初雁橋)など全ての調査地点で環境基準に適合しています。(平成7年度)。

○地下水の水質測定

昭和59・60年度に市内全域調査を行った結果、トリクロロエチレン等によって汚染された地域があることが確認されたため、周辺地域の取扱事業所の把握と取扱方法の指導を行いました。その後、これらの汚染された井戸について継続的に調査を行っています。

また、平成元年度からは水質汚濁防止法に基づく調査を行っていますが、全体に濃度が減少する傾向にあり、新たに汚染された井戸は見られません。

○河川底質調査

公共用水域における有害物質および有機物の蓄積状況を把握するため、定期的に底質の調査を行っています。平成7年度は、4河川4地点で実施しました。

底質に含まれる有害物質のうち、除去基準の定められている水銀とPCBについては、全調査地点において基準以下の値でした。

健康項目測定結果(平成7年度)

	環境基準	入間川 (初雁橋)	新河岸川 (旭橋)	不老川 (不老橋)
カドミウム	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
ジアン	不検出	< 0.1	< 0.1	< 0.1
鉛	0.01	0.01	0.02	0.02
六価クロム	0.05	< 0.035	< 0.035	< 0.035
種類	0.01	< 0.001	< 0.001	< 0.001
純水銀	0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	不検出	—	—	—
PCB	不検出	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
ジクロロジアン	0.02	< 0.002	0.04	< 0.002
四塩化炭素	0.02	< 0.002	< 0.002	< 0.002
1,2,4,4,4-テトラ	0.04	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエチレン	0.02	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロブロム	1	< 0.005	0.017	< 0.005
1,1,2-トリクロロブロム	0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
トリクロロブロム	0.03	< 0.002	0.009	< 0.002
テトラクロロエチレン	0.01	< 0.005	0.006	< 0.005
1,3-ジクロロプロパン	0.02	< 0.002	< 0.002	< 0.002
アフル	0.05	< 0.005	< 0.005	< 0.005
ジマツ	0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
テオブレクターブロム	0.02	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	0.01	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セメント	0.01	< 0.001	< 0.001	< 0.001
ヘペキサン油抽出物質	—	< 0.5	—	—
アヘニア性塩素	—	11	48	51
全窒素	—	53	11	11
全リン	—	0.28	0.55	0.66
リソシ性リン	—	0.24	0.39	0.69
培養オリゴ	—	20	43	110
陰イオン界面活性剤	—	0.04	0.04	0.05
EPH	—	< 0.005	< 0.005	< 0.005
トリクロマタン	—	0.04	—	—
流量(m ³ /秒)	—	25	21	0.09

* 表中の数値の単位はmg/l

地下水水質調査結果(平成7年度)

物 質 名	調査区分	調査数	検出数	基準超過数
トリクロロエチレン	県概況 (注1)	6	1	0
	県モニタリング (注2)	5	5	2
	市モニタリング	11	10	3
テトラクロロエチレン	県概況 (注1)	6	0	0
	県モニタリング (注2)	5	4	1
	市モニタリング	11	7	1
1,1,1-トリクロロエタン	県概況 (注1)	6	2	0
	県モニタリング (注2)	5	4	0
	市モニタリング	11	8	0

(注1) 地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査
(注2) 汚染調査により確認された汚染の状況的な監視的・定期的なモニタリングとして定期的に実施する調査

河川底質調査結果(平成7年度)

項目	調査地点	入間川 初雁橋	小瀬川 吉田橋	新河岸川 旭橋	不老川 不老橋
カドミウム	< 0.1	< 0.1	0.4	0.3	
鉛及びその化合物	4.6	1.4	38.2	26.0	
總クロム	19	13	25	21	
純水銀	0.007	< 0.005	0.023	0.017	
ヒ素	1.4	0.8	3.5	2.9	
六価クロム化合物	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
アルキル水銀	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
PCB	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	
強熱減量(wt%)	1.9	0.8	5.9	4.8	
含水率(wt%)	11.3	9.5	29.4	23.9	

強熱減量・含水率を除き、単位は [mg/kg]

⑤ 河川環境の現状と課題

河川に囲まれ水辺の豊かな本市の河川環境はその姿を変えてしまっています。河川の両岸は治水を目的としてコンクリートを材料とした人工護岸化が進み、自然の河畔が減少しています。水質の悪化などにより、きれいな水辺を好む生物の生息地が減少しています。

これらの自然環境を適切に保全または回復し、将来にわたって引き継いでいくことが課題となっています。

また、河川環境の保全は、本市のみが対策を講じるだけでは不可能であり、広域的に連携した対策が必要です。

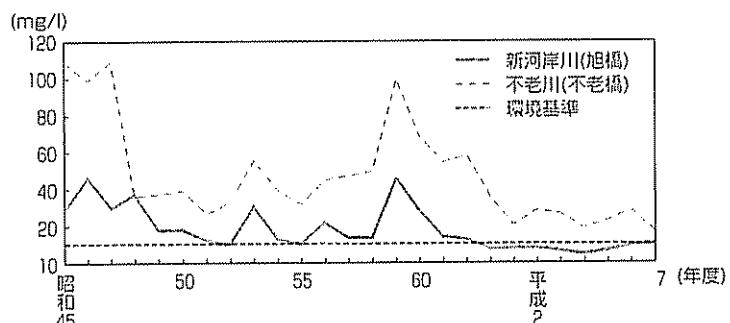
■ 水質汚濁の現状

○ 河川の水質汚濁の現状

水の汚れを表す代表的な指標とされるBOD(生物化学的酸素要求量)は、各年の降雨量によって上下することがあります。平成7年度の市内主要河川の水質調査結果をみると、環境基準の適合割合は69%となっており、更に対策を講じる必要があります。

昭和58～60年度に環境庁の調査で全国ワースト1となったことのある不老川は、市民・事業者・行政が一体となった取組により、近年では急

BOD
(生物化学的酸素要求量)
水中の微生物により
有機物が酸化・分解
される時に消費され
る酸素の量(mg/l)。BOD
値が大きいほど水中
の汚濁物質(有機物)が
多く、水の汚濁が高
いことを示す。

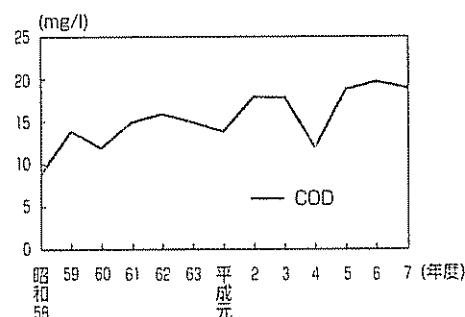


河川水質測定結果（BOD）

出典：「公共用水域水質測定結果」（埼玉県）



不老川



伊佐沼の水質測定結果（COD）



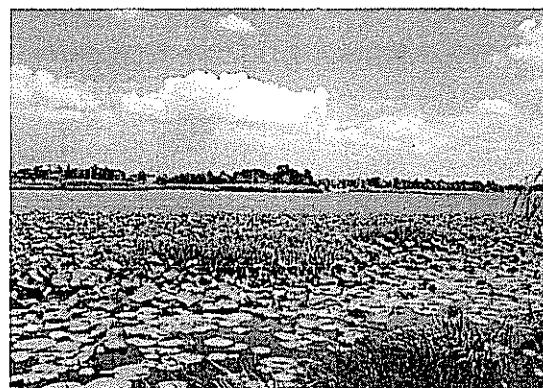
速な改善傾向にありますが、環境基準を達成するには、なお一層の取組が必要となっています。

○伊佐沼の水質汚濁の現状

伊佐沼では、生活雑排水等の流入により水質が悪化しています。

伊佐沼における水質調査結果では、COD(化学的酸素要求量)^{*}が年々増加し、平成7年度には昭和58年度の約2倍にもなっています。

生活雑排水
家庭からの排水（生活排水）のうち、屎尿を除いたすべての排水をいう。



伊佐沼(昭和58年当時)

■生活排水対策の現状

○公共下水道整備状況

平成7年度末における下水道の整備状況は、計画認可面積が3,643ha、処理面積が3,231ha、普及率は人口比77.5%となっています。

○農業集落排水整備状況

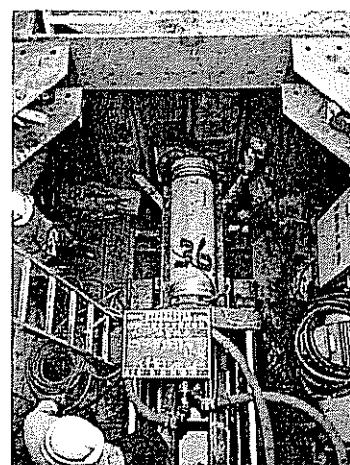
平成8年3月に農村の下水道計画の基本的考え方をとりまとめた「川越市農業集落排水整備計画」を策定しています。

○合併処理浄化槽普及整備状況

生活雑排水処理人口に占める合併処理浄化槽の割合は、下水道計画区域内では下水道の普及に伴い年々減少しています。

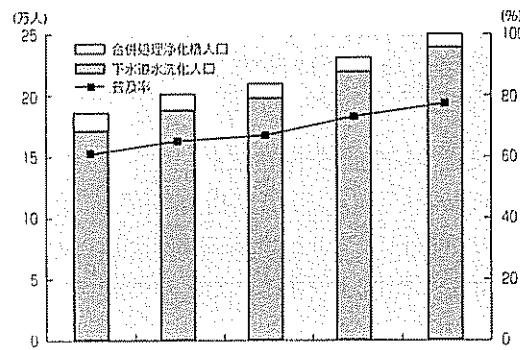
当面、下水道が整備されない地域を対象にその普及を図る必要があるため、平成7年度には合併処理浄化槽72基の設置に対し補助を行っています。

合併処理浄化槽
屎尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。



下水道工事





本市の生活雑排水処理人口と下水道普及率

■ 身近な川づくりの現状

○ 親水護岸等整備状況

新河岸川では、魚や水辺の昆虫等が生息できるような護岸整備、川越の史跡と川を有機的に結ぶ遊歩道の整備など自然と歴史を活用した川づくりが進められています。

入間川では、自然観察や自然体験、多様なレクリエーション活動の場として川越親水公園を整備しています。

小畔川では、約2.0kmを河岸親水広場などとして整備しています。

○ 市民による身近な河川づくり活動の現状

昭和45年12月に新河岸川の上流地域の25自治会により現在の「新河岸川を守る会」が発足し、平成7年度末では28自治会が加盟のもと、主に河床の清掃・沿岸の雑草除去、草花の植栽などを行っています。

昭和51年4月に霞ヶ関地区の地元住民により「霞ヶ関小畔川をきれいにする会」が結成され、主に沿岸の清掃、不法投棄防止の啓発、観賞魚の放流などを行っています。

昭和63年4月に不老川流域の65自治会により「不老川を守る会」が結成され、主に沿岸の清掃、不法投棄防止の啓発、水切りネットなどによる生活雑排水の浄化の啓発などを行っています。

平成2年8月に霞ヶ関・名細・霞ヶ関北地区の関係自治会により「小畔川を守る会」が結成され、主に川の浄化・美化・清掃・浄化啓発などをを行っています。

○ 桜づつみモデル事業

建設省では、昭和63年から良好な水辺空間の形成を図る桜づつみモデル事業を実施しています。入間川では、対象区域11.3kmについて整備を進めており、平成7年度までに0.85kmの整備が終了しています。

ただし、整備完了区間における維持管理費などの財政的負担が増大しており、新たな維持管理のための体制づくりが必要となっています。

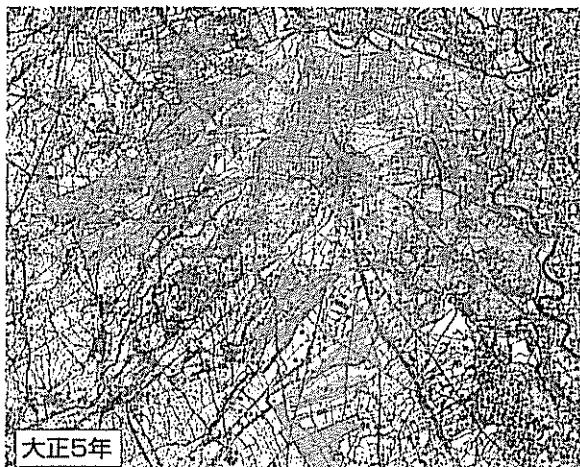


6 市街化の進展と市街化の特徴

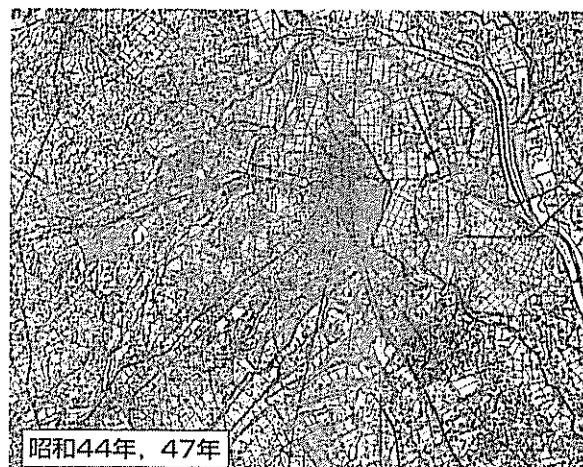
本市では、昭和40年代頃から市街化が進み、徐々に雑木林等や田畠が失われ、代わって宅地や道路などによって地面は被覆されていきました。

本市の年間平均降雨量は約1,400mmで、市の面積が109.16km²であることから、1年間に1億5千万m²の雨が降っていることになります。市街地ではその大半が地面に浸透することなく、また利用されることもなく、下水管や道路側溝を通り河川に一度に流れ込んでいきます。これは、崖線下に分布していた湧水の湧出量や湧出箇所が減少しつつある原因の一つといえます。

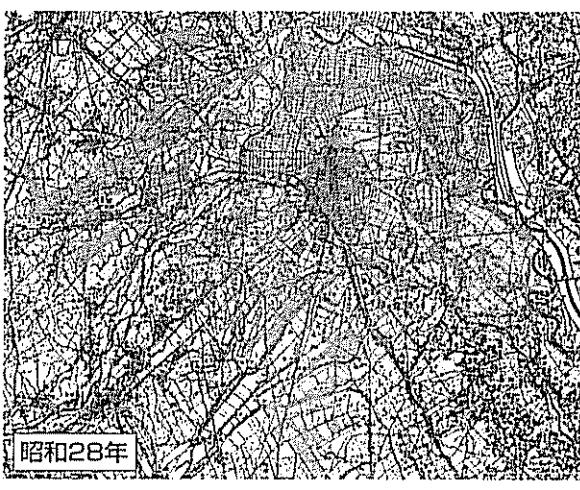
降った雨を溜めて日常生活の中で使用し、一度土にしみこんだ雨水が再び湧き出た湧水を水場として利用するなど、昔ながらの水との営みを復活させ、水の循環するまちとしていく必要があります。



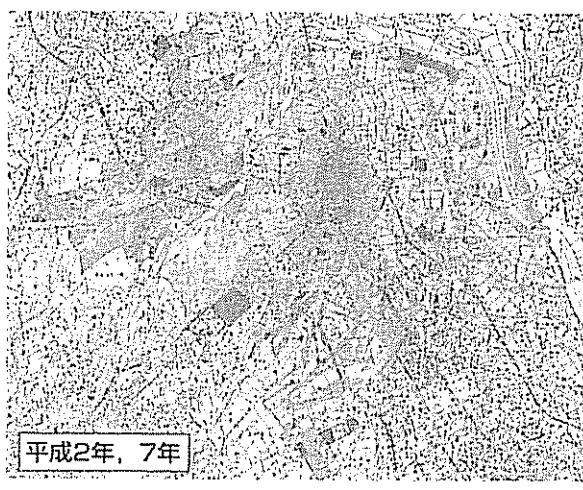
大正5年



昭和44年、47年

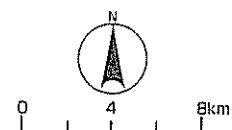


昭和28年



平成2年、7年

凡 例			
田	樹林地	ゴルフ場	
畠	市街地(密集地)	河 川	
宅 地	工場等	その他	

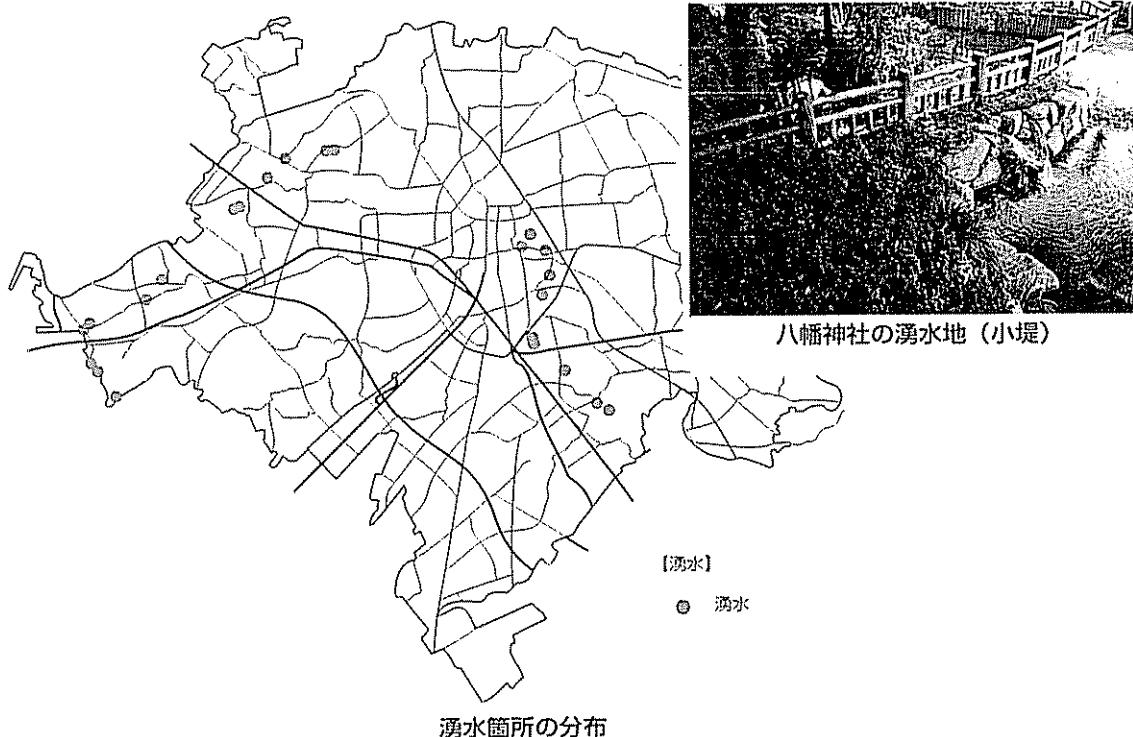


土地利用の変遷

■湧水の現状

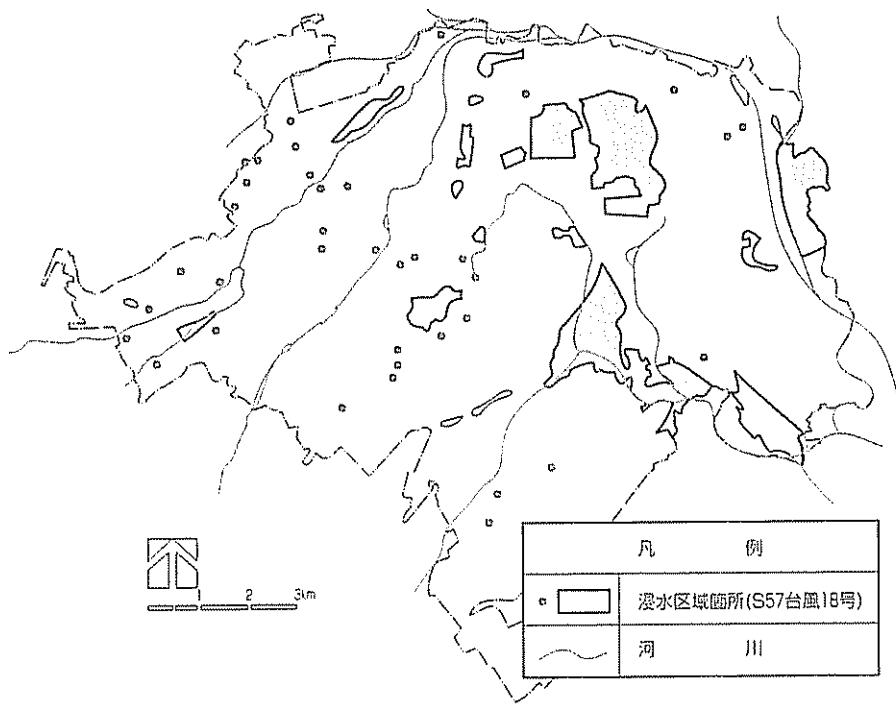
現在、市内に残されている湧水地は、平成7年度に市で行った調査では、新河岸川沿いに10か所、小畔川沿いに16か所となっています。

そのうち、年間を通して水枯れしないのは小畔川沿いの八幡神社の湧水地のみです。大部分の場所では降雨量の少ない時期には枯れてしまします。



■水害の発生

昭和57年の台風18号により、市内のいたる所に大小様々な浸水被害が発生しました。



出典：新河岸川流域浸水実績図
(埼玉県新河岸川総合治水事務所) より

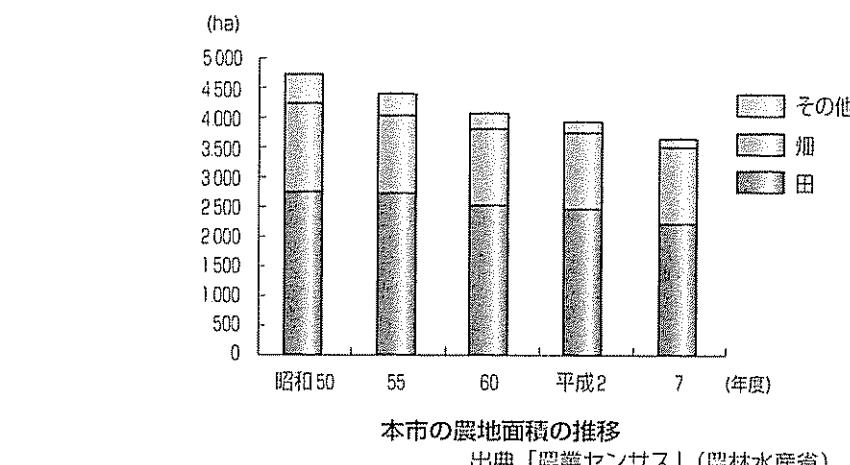




■農地の減少

田畠等の農地は、私たちの食生活を支える食料生産の場であるとともに、降った雨を保水し土壌に浸透させるなどの大切な役割を持っています。

市内の農地面積は3,606.5ha(平成7年2月1日現在)であり、昭和50年と比較すると1,129.6ha(約24%)減少しています。



■水の利用と雨水排水

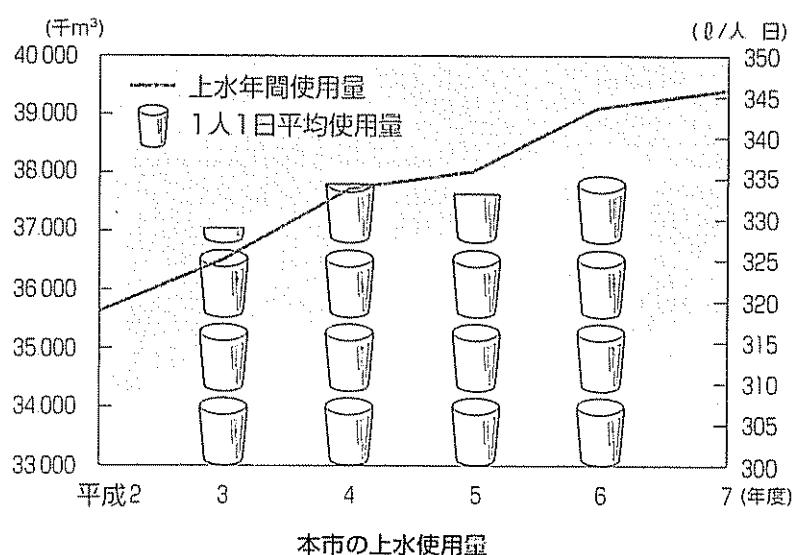
○上水利用

平成7年度の年間使用量は約3,945万m³であり、年々増加しています。

平成7年度の1人1日平均使用量は336ℓであり、平成2年度からはほぼ横ばい傾向となっています。

本市の水道水源は、約85%が県水、約15%が地下水です。

本市の施設のうち、総合福祉センター(オアシス)など3か所で、トイレなどで使用する水に雨水を利用しています。



○雨水排水

雨水排水管の整備状況は、整備面積が1,705ha、整備率が都市計画区域全体の15.6%、市街化区域の52.5%となっています。

7 武藏野台地の面影

 斜面林
斜面に残る樹林地

武藏野台地に位置する本市には、市街地を取り巻くように農地と雑木林等が広がっていました。しかし、人口の増加に伴う宅地化等により市街地が膨張し、武藏野の昔ながらの面影が徐々に薄れつつあります。

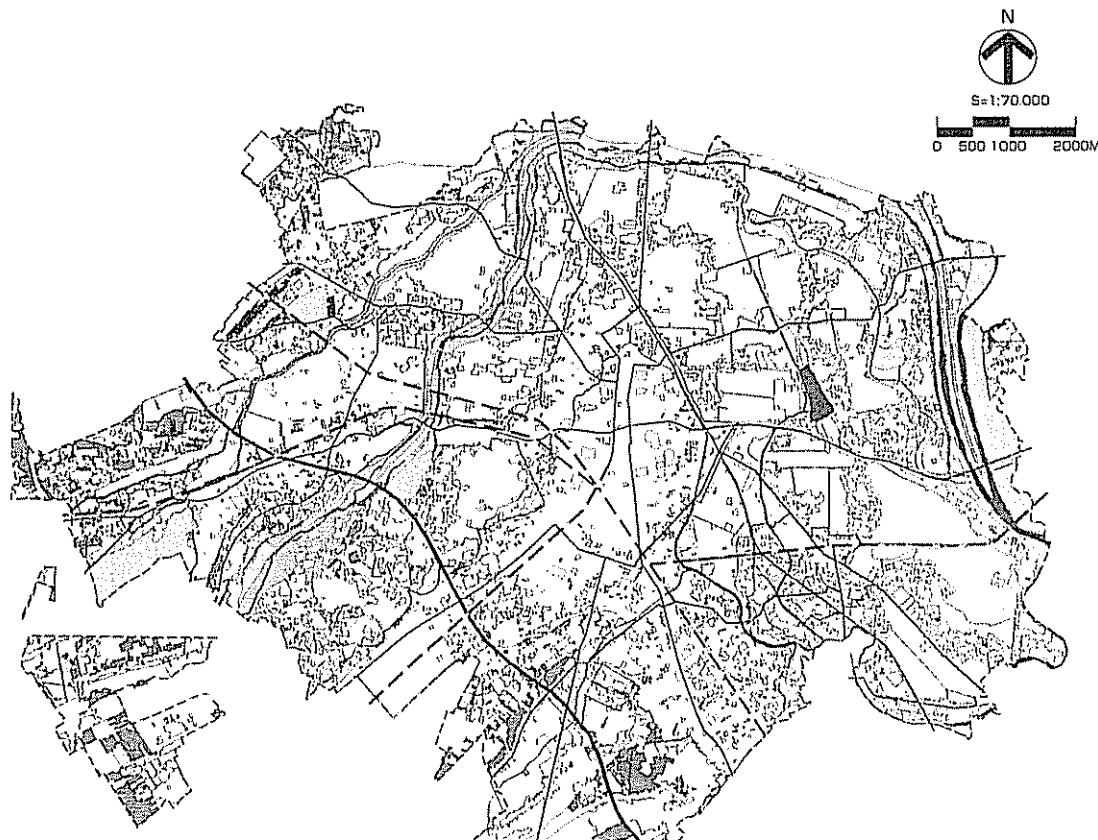
 二次林
一般的には、伐採・風水害による倒木、山火事などにより森林が破壊された跡地に自然に成立した林のことというが、本市では、主に原野を開拓して畠地とした際に、雑木を植えて燃料と肥料の採取を兼ねた防風林として成立した雑木林のことという。

丘陵地・台地は、ふる里の自然景観を代表するまとまりのある雑木林等が減少しつつあります。開発からとり残された段丘崖などの斜面林も分断されつつあります。また動植物の生息・生育地でもある雑木林は、適正な管理がなされず放置された結果、環境の多様性が失われようとしているところもあります。

雑木林等は市民の身近に残された貴重な自然です。私たちはこの武藏野の面影を残す自然を将来にわたって保全していく必要があります。

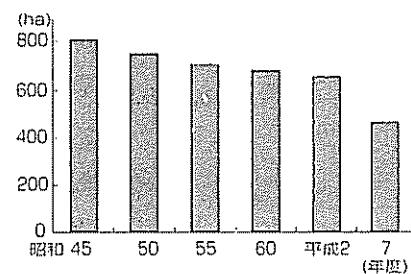
■ 雜木林等の現状

本市の雑木林等は、クヌギ・コナラ等の二次林(雑木林)、自然林、スギ・ヒノキ等の人工林、竹林等から構成されていますが、年々減少する傾向にあります。



■ 雜木林等の現状

■ 自然林	■ 竹林	■ 畑	■ 水面
■ 人工林	■ ススキ等の草地	■ 果樹園	■ 水辺
■ 二次林	■ 水田	■ 裸地	■ 公園内等の植栽地



雑木林等面積の推移



■武藏野の面影を残す雑木林

武藏野の雑木林は、つい戦前まではいたるところにありましたが、まとまとったものとして残っているのは、市内の南部地区一帯から三芳町、所沢市、狭山市方面に広がる雑木林のみとなっています。この地域の中で、歴史的に重要な雑木林は「三富」の開拓林です。この開拓林は、元禄9年(1696年)、川越藩主柳沢吉保が「三富」の約1,000haの原野を開拓して畠を造らせる際に、雑木を植えて燃料と肥料の採取源を兼ねた防風林を造成したものです。以来300年の歳月が流れていますが、この地域の雑木林のたたずまいは当時とさほど変わっていないと思われます。しかし、近年の首都圏の人口増加による宅地造成で、これらの雑木林が年々減少してきており、歴史的、文学的さらには景観的に見て、この武藏野の雑木林の保全は重要な課題となっています。



市南部地区の雑木林の分布（埼玉全県航空写真昭和60年度撮影集成図No.84,85）

15

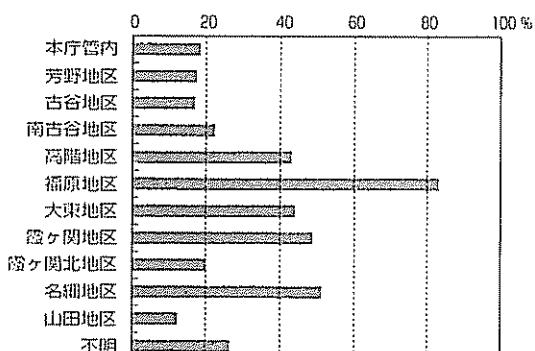
16

25

30

■福原地区で高い雑木林への思い

川市民環境意識調査（平成6年1月）によれば、特に「みどり」を感じる場所として雑木林を挙げた人は、34.3%で、第4位ですが、地区別にみてみると、福原地区では84.0%と最も高く、いかに雑木林が地域生活の中で高い位置づけにあるかがよくわかります。



みどりを感じる場として雑木林と
答えた人の地区別比較
(市民環境意識調査 平成6年1月)

■雑木林等への不法投棄

不用になった家具類、家電製品等を車で運び、人目のつかない場所に捨てるという不法投棄が横行しており、雑木林にも多くの不法投棄されたごみが見受けられます。市民の憩いの場であり動植物の生息・生育地でもある雑木林を守っていくためには、監視区域の



雑木林への不法投棄

35

40

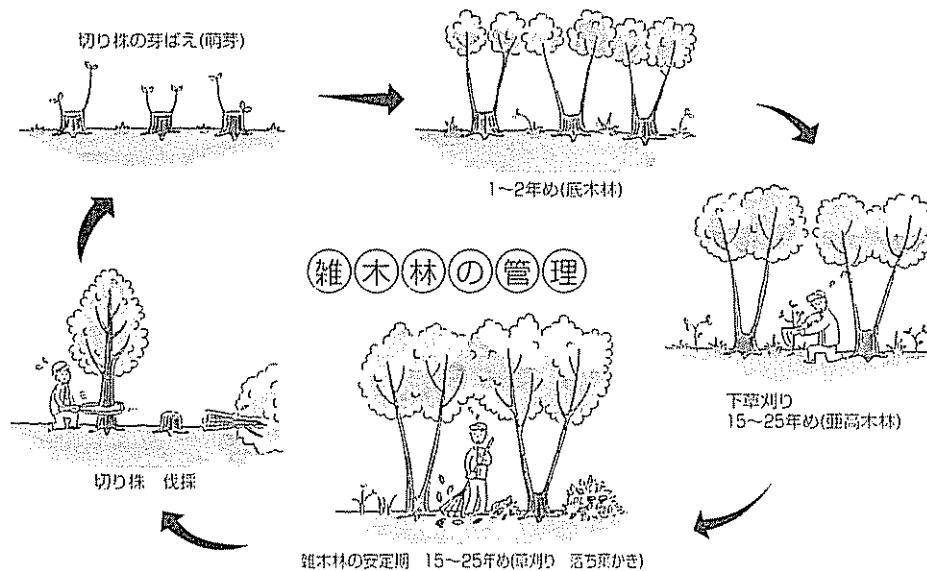


設定や不法投棄防止キャンペーンにより監視の目を光させていくとともに、市民一人ひとりが雑木林を大切に思う気持ちを育てていくことが必要です。

■雑木林の管理

雑木林は、多様な植物や動物の共生・共生の場となっていますが、本来の姿を保つためには、定期的な伐採、下草刈り、落ち葉かきなど、人の手による管理が必要です。

周辺の農家では、雑木林からとれる薪、炭、有機肥料などを使用していましたが、近年、これらに代わって、灯油、化学肥料などが使用されるようになりました。さらに、専業農家数の減少、高齢化などにより、管理が不十分で放置される林が増え、ごみの不法投棄なども多くなりました。



保存樹林

緑の環境を保全するため、市内各地域に存在する樹木の集団で、特に必要と認めたものを「川越市緑化推進要綱」に基づき指定している。

ふるさとの緑の景観地

武藏野の面影を残す雑木林や大きな社寺など、相当な広さにわたり、樹林を中心とした優れた風景を形成している地域、埼玉県の「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づいて指定されている。

■緑・アメニティ拠点

第二次川越市総合計画では、土地利用において武藏野の面影を残す雑木林等を「緑・アメニティ拠点」の1つとして位置づけ、都心核や地域核とネットワークで結び、潤いのある市民生活を支える拠点として、保全し整備を図ることとしています。そして、自然環境的土地利用の方針として、新たな土地利用を進める場合は、農地や雑木林等などの自然環境と生態系について十分考慮し、計画的な土地利用を図ることとしています。武藏野の面影は、雑木林だけではなく、農地や集落も含め一帯的な自然的な環境として保全・活用していくことが重要であり、そのための施策の展開が大きな課題です。

■市のこれまでの取組

市では、これまで主要な雑木林等について、一部公有地化を図るとともに保存樹林、あるいはふるさとの緑の景観地等に指定し、保全を図ってきました。



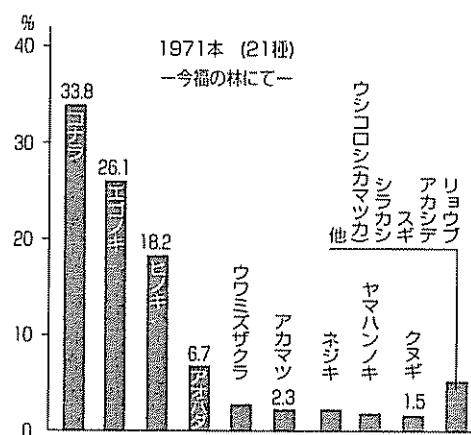
市民の森

緑地保全や良好な生活環境を確保するため、市が「川越市民の森指定要綱」に基づき指定し、一定の期間その土地を管理するとともに、住民に公開する雑木林等。指定基準はおおむね3,000m²以上の規模とする。

また、市民の森を指定することにより雑木林等を保全し、市民に憩いの場を提供してきました。今後もこれらの施策を推進するとともに、新たな施策の展開を検討し、武藏野の雑木林等についてもエコロジー*の視点から見直し、自然環境の保全・整備を図る必要があります。

■ 民間団体によるこれまでの取組

雑木林観察会では、1年間雑木林の中でみられる植物や動物を観察した結果を「雑木林観察の手引き（1996年6月）」としてまとめています。



雑木林の構成樹

普通	春	夏	秋
	タチツボスミレ チヂミザサ ミツバソチグリ スズメノヤリ	ヌスピトハギ イヌコウシュ ヒメジソ ジャノヒゲ	ニガナ ミズヒキ カラスウリ ツリガネニンジン
	ツルクメモドキ ヒメカクシグ キシムシロ ムラサキケマン ホウチャクソウ	キツネノマゴ ハイエクソウ ギボウシ アマチャツル ヒメヤプラン	オトギリソウ キンミスヒキ ヤマノイモ アカネ
	キンラン ギンラン クチナシグサ チゴユリ エイザンスミレ	ナツノタムラソウ シラヤマギク ヤマユリ ヒヨドリバナ	リンドウ センブリ コウヤボウキ
良好			

植生から見た雑木林の草花

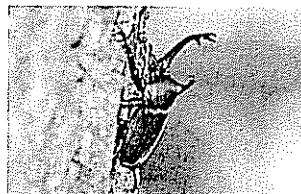
出典：「雑木林観察の手引き」（雑木林観察会、1996年）



コナラ



エゴノキ



カブトムシ



スズメバチ

四

カナブン	83
カブト虫	9
コクワガタ	15
ノコギリクワガタ	7
スズメバチ	69
コメツキ	14
ヒカゲチョウ	26

1

カナブン	5
カブト虫	2
コクワガタ	72
ノコギリクワガタ	5
スズメバチ	4
コメツキ	6
オオゾウムシ	4
ガ	

樹液に来る甲虫（1990年8月）

出典：「難木林観察の手引き」（難木林観察会、平成8年）

B 入間川流域における生物環境

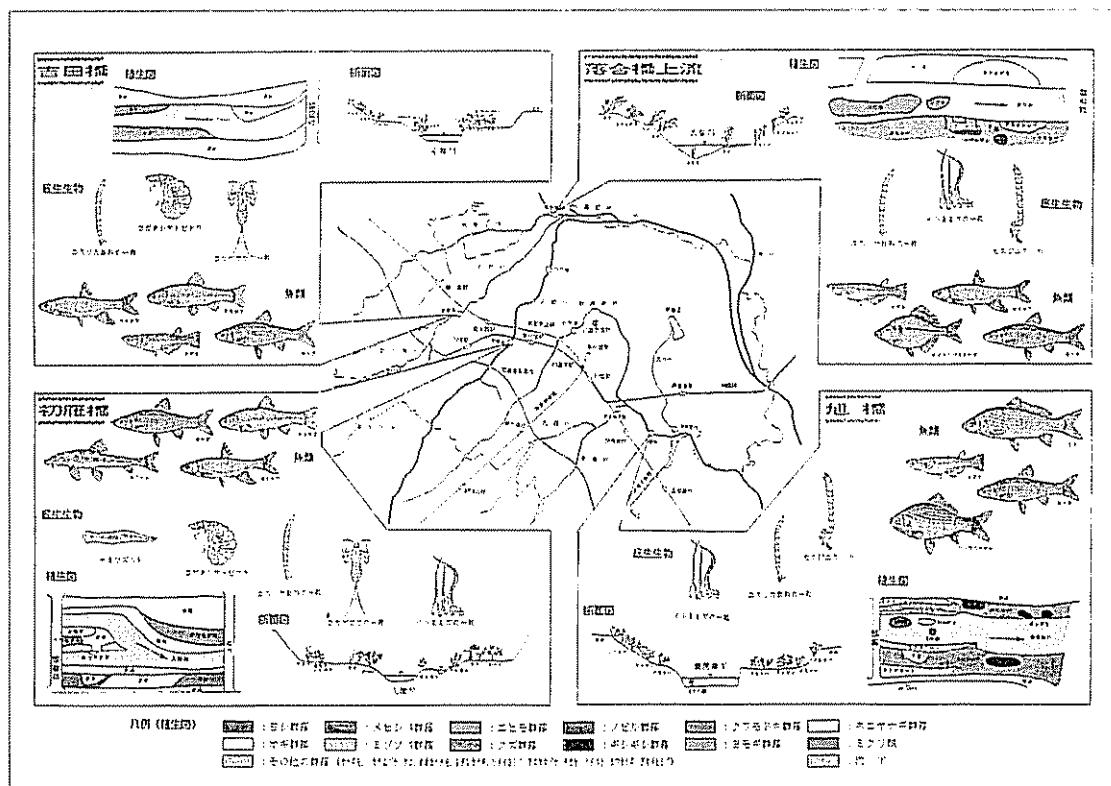
本市は、入間川に代表される自然の豊かな水辺、中心市街地を取り囲むグリーンベルト状の農地、武藏野の面影を残す雑木林等など多様な自然環境に恵まれていることから、多様な生態系の中で、多くの種類の野生生物が生息していると考えられます。しかし、その実態は十分に把握されていないのが現状です。

一方、近年の急激な都市化の進展により雑木林等や草地、田畠等の緑地や湿地が大幅に減少しており、さらに河川、池沼の水質の悪化も加わって、これらの環境の変化が野生生物に重大な影響を及ぼしていると考えられます。

このような状況の中で、多様な生態系及び動植物の保全と地域開発を調和させる取組が急務となっています。

■水生生物調査結果

理化学的な水質分析では、瞬時の水質の正確な数値は得られますが、総合的な水質を知るために、かなりのデータが必要となります。しかし、生物による調査では理化学的な分析のような精密な数値は得られませんが、その水域の長時間の変化を累積した総合的な水質環境を知ることができます。平成8年度は市内の6河川8地点について調査を実施しました。また、調査地点周辺の植物状況も併せて調査しました。

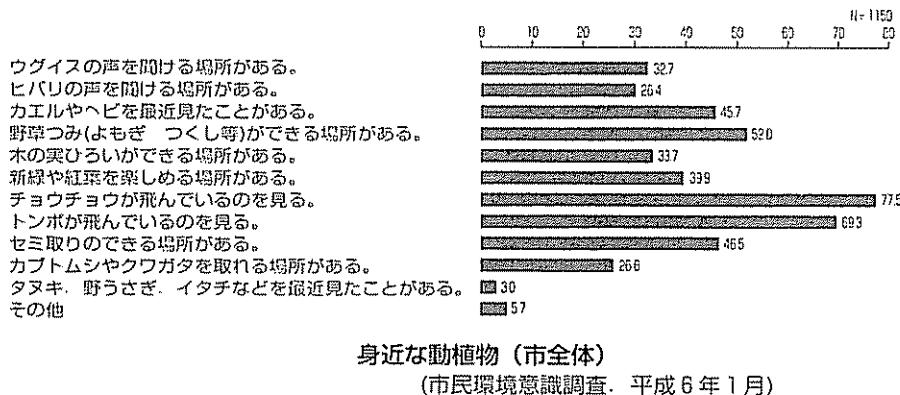


水生生物調査結果



■全市で見られるチョウチョウやトンボ

川越市民環境意識調査（平成6年1月）によれば、家の周りで動物や植物に接することがありますかという問い合わせに対し約7～8割の人が「チョウチョウやトンボが飛んでいるのを見る」と答えています。また、家の周りに田畠が広がっている地区では、「野草つみができる場所がある」、「カエルやヘビを最近見たことがある」と答えた人の割合が高い傾向にあり、自然豊かな場所がまだ残っているといえます。



■これまでの取組

○多自然型による水辺の自然への配慮

小畔川では、平成2年度に建設省から通達のあった「多自然型川づくり」に先がけて昭和63年度に計画された「小畔川河川環境整備基本構想」に基づき、治水機能を高めるばかりでなく、環境保全機能の向上も目的とした水辺環境の整備を行っています。東武東上線から関越自動車道に至る約2kmが、市民憩いのゾーン、中心広場ゾーン、自然保全ゾーンの3つのブロックに分けて整備されました。



多自然型
生態系に配慮し、自然環境との共存・調和を図るよう配慮した工法。

○市民参加による生物調査

水辺への親しみや身近な環境問題に対する关心を高めることを目的に、小畔川において水質の指標となる底生動物(指標生物)の生息状況を市民参加により調査しています。



○民間団体によるこれまでの取組

身近な生き物の生息状況は、埼玉県生態系保護協会川越・坂戸鶴ヶ島支部や雑木林観察会などの民間団体により調査されています。また、身近な生き物の調査だけでなく新河岸川ではホタル復活事業に取り組んでいる民間団体もあります。

水生生物調査
(平成8年7月30日、小畔川吉田橋付近)

25

20

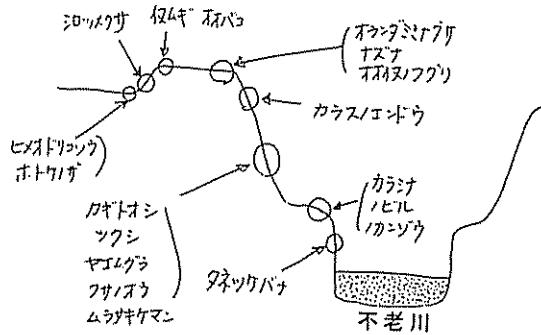
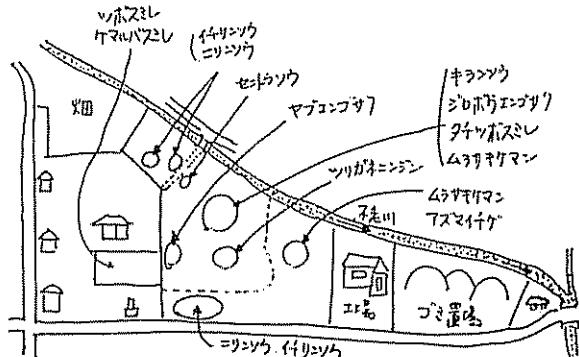
10

15

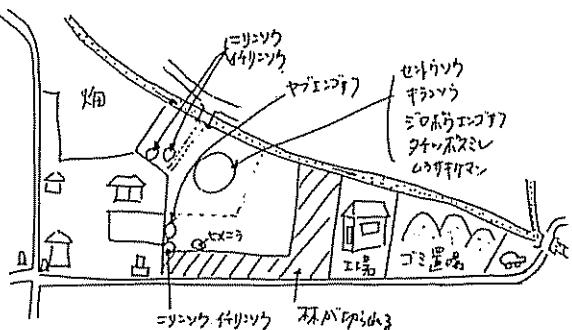
30

35

40



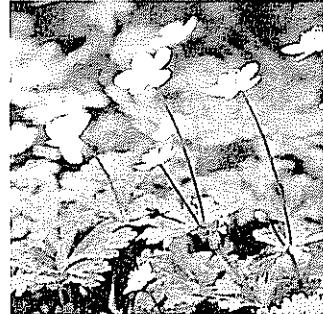
不老川の土手や林で見られる草花



オオイヌノフグリ



ムラサキヤマソウ



ニリンソウ

伊佐沼で観察される鳥

科	数	観察鳥名
カツツブリ科	5	カツツブリ、ハジカツツブリ、ミミカツツブリ、アカエリカツツブリ、カンムリカツツブリ
ウ科	1	カワウ
サギ科	8	ヨシゴイ、コイサギ、アマサギ、ダイサギ、チューサギ、コサギ、アオサギ
ガンカモ科	20	マガム、オオハクチョウ、コハクチョウ、マガモ、カルガモ、コガモ、トモエガモ、オオヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、シマアジ、ハシビロガモ、ホシハシロ、キンクロハシロ
ワシタカ科	2	ミサゴ、トビ
ハヤブサ科	1	チョウゲンボウ
キジ科	2	キジ、コジュケイ
クイナ科	4	クイナ、ヒクイナ、バン、オオバン
タマシギ科	1	ママシギ
チドリ科	7	コチドリ、イカルチドリ、シロチドリ、ムナグロ、ダイゼン、ケリ、タケリ
シギ科	13	トウホン、ヒバリシギ、オジロトウホン、ハマシギ、エリマキシギ、ツルシギ、アオアシンギ、タカブシギ、キアシンギ、イソシギ、オグロシギ
セイタカシギ科	1	セイタカシギ
ヒレアシシギ科	2	アカヒレアシシギ
カモメ科	6	ユリカモメ、セグロカモメ、ウミネコ、ハジロクロハラアジサシ、アジサシ、コアジサシ



科	数	観察鳥名
ハト科	2	キジバト、シラコバト
ホトトギス科	1	カッコウ
フクロウ科	1	コミミズク
アマツバメ科	1	アマツバメ
カワセミ科	3	カカショウビン、ヤマセミ、カワセミ
ヒバリ科	1	ヒバリ
ツバメ科	3	ショウドウツバメ、ツバメ、イワツバメ
セキレイ科	5	キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ピンスイ、タヒバリ
ヒヨドリ科	1	ヒヨドリ
モズ科	1	モズ
レンジャク科	1	ヒレンジャク
ヒタキ科	7	ジョウビヒタキ、モヒタキ、ツグミ、ウグイス、コヨシキリ、オオヨシキリ、セツカ
シジュウカラ科	1	シジュウカラ
メジロ科	1	メジロ
ホオジロ科	4	ホオジロ、カシラタカ、アオジ、オオジュリン
アトリ科	3	カシラヒワ、イカル、シメ
ハタオリドリ科	1	スズメ
ムクドリ科	2	コムクドリ、ムクドリ
カラス科	3	オナガ、ハシボソカラス、ハシフトカラス
	115	

出典：「かわごえの環境チェック報告書」(平成7年)

(埼玉県生態系保護協会川越 坂戸鶴ヶ島支部、伊佐沼定期観察会調査結果)

写真：笠原啓一氏 提供

⑨歴史的文化的な遺産

本市の歴史的文化的な遺産は先人の努力により受け継がれてきました。今日、市外からの訪問者も多く、これらの遺産はもはや市民だけでなく国民共有の財産ともいえます。特に代表的な文化財として、江戸期から明治にかけての建造物が多く、旧市街地は観光客の周遊コースとして親しまれています。一部では当時の雰囲気を再現するために電線の地中化が進められています。なかでも時の鐘は、平成8年に環境庁から「残したい日本の音風景100選」のひとつとして認定されるなど、単に歴史的資源の保全にとどまらず、市民の身近な音風景づくりのシンボルともなっています。

これらの歴史的文化的な遺産を、現代の生活様式や都市構造と調和させながら後世に伝えていくことが必要です。

■伝統的文化の継承

○歴史的町並みの保存・整備

市民が市内で「最も好きな場所」としてあげたものは「歴史的な町並み」で市民の約30%の人があげています。具体的な場所としては喜多院が最



も多く、その他では蔵づくりの町並み、時の鐘なども比較的多くあげられています。(市民環境意識調査、平成6年1月)

ふるさと歩道
埼玉の自然や文化財とのふれあいを通じ、郷土に対する認識を高め、野外レクリエーション活動の進展を図ることを目的として、県内に30のコースがある。

歴史的資源を訪ねて歩く散歩道としてふるさと歩道などが整備されています。ふるさと歩道にある文化遺産のうち周知度が高いものは、蔵づくりの町並み、喜多院、時の鐘などで市民の9割近い人が見たことがあると答えています。(市民意識調査、平成5年8月)

	商店街	川や池などの水辺	公園	神社や寺	歴史的な町並	雑木林	田畠	その他	n ↓
合 計	10	19	7	18	29	6	7	4	1156
20~29歳	13	17	8	9	37	3	7	5	201
30~39歳	11	20	8	14	29	6	6	5	208
40~49歳	8	23	6	17	30	6	6	4	308
50~59歳	9	18	5	23	27	9	4	4	201
60歳 以上	9	18	10	25	22	5	8	2	227

市内で最も好きな場所(市民環境意識調査、平成6年1月)

旧市街地にある文化遺産の周知度 (市民意識調査、平成5年8月)

	見た	知っているが見ていない	知らない
ア) 蔵造りの町並	91.4	4.7	1.8
イ) 時の鐘	89.8	5.1	3.0
ウ) 本丸御殿	73.6	15.0	8.8
エ) 喜多院	90.5	5.8	1.7
オ) 五百羅漢	69.1	16.5	11.8
カ) 東照宮	65.1	17.5	14.7
キ) 氷川神社	79.3	14.5	3.6
ク) 蓮馨寺	71.0	13.2	13.3
ケ) 養寿院	28.8	18.4	48.7
コ) 粟子屋横丁	74.4	17.1	5.9
サ) 中院	39.8	18.7	37.7
シ) 三芳野神社	31.7	23.1	40.9
ス) 富士見櫓跡	21.5	18.8	55.0
セ) 成田山別院	65.4	16.6	15.3
ソ) 東明寺(川越野戦場跡)	21.6	22.5	51.1
タ) 蔵造り資料館	44.3	40.6	11.2
チ) 大沢家住宅	27.1	31.9	36.5
ツ) 市立博物館	38.1	39.9	18.1

現存する歴史的建造物等に対して、市として適切な基準を設け登録を行う制度は現在のところまだありません。

蔵造りの町並みがみられる地域には、マンションなどの近代的な高層建築物が多く建設されてきています。

江戸時代に新河岸川では舟運が発達しました。河岸跡が7か所あります。昔の面影を残しているところは少なくなりつつあります。



■文化財の保存

○文化財の保存と活用

平成7年度の公民館における歴史や伝統的文化に関する講座、研修会等の開催状況は、次のとおりです。

北公民館	新河岸川探訪	(7回)
高階公民館	川越再発見	(5回)
芳野公民館	ウォークラリー 芳野歴史講座拓本入門教室 芳野歴史講座石仏マップづくりⅢ	(1回) (8回) (4回)
大東公民館	埼玉の歴史探訪	(12回)
古谷公民館	ウォークラリー	(1回)
南古谷公民館	ウォークラリー	(1回)
山田公民館	川越の祭りと歴史	(5回)

○指定文化財の現状

平成7年度末現在、市内には182件の文化財があります。このうち、国指定文化財14、県指定文化財36、市指定文化財132(民俗文化財・記念物等を含む)となっています。今後これらの維持管理体制を整備・充実する必要があります。



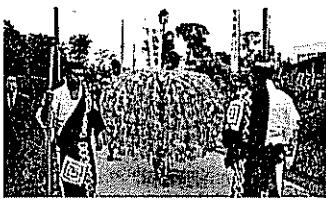
大沢家住宅
(国指定重要文化財)



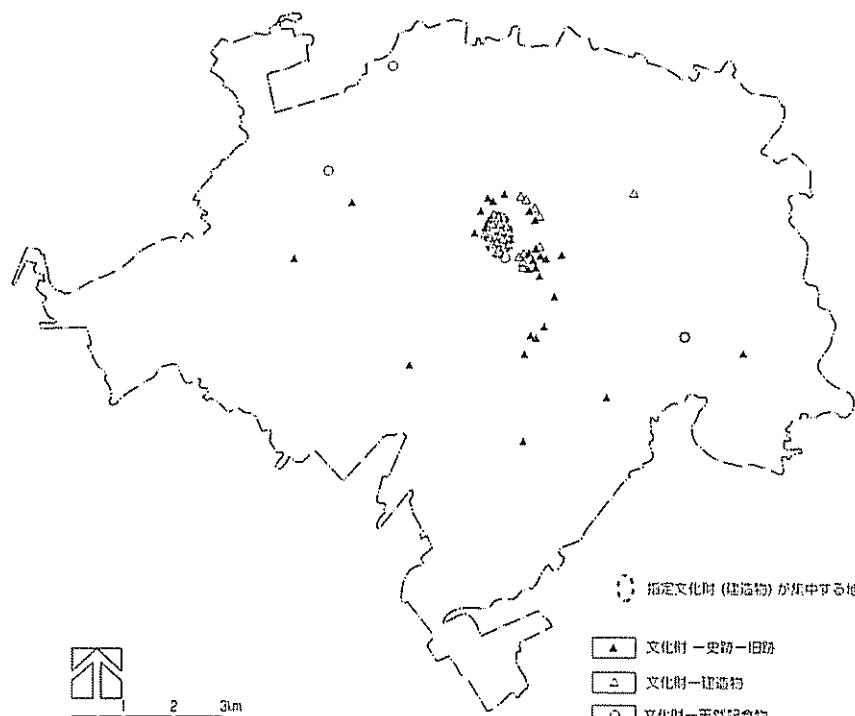
喜多院多宝塔
(県指定有形文化財)



南大塚の餅つき踊り
(県指定無形民族文化財)



ほろ祭
(県指定無形民族文化財)

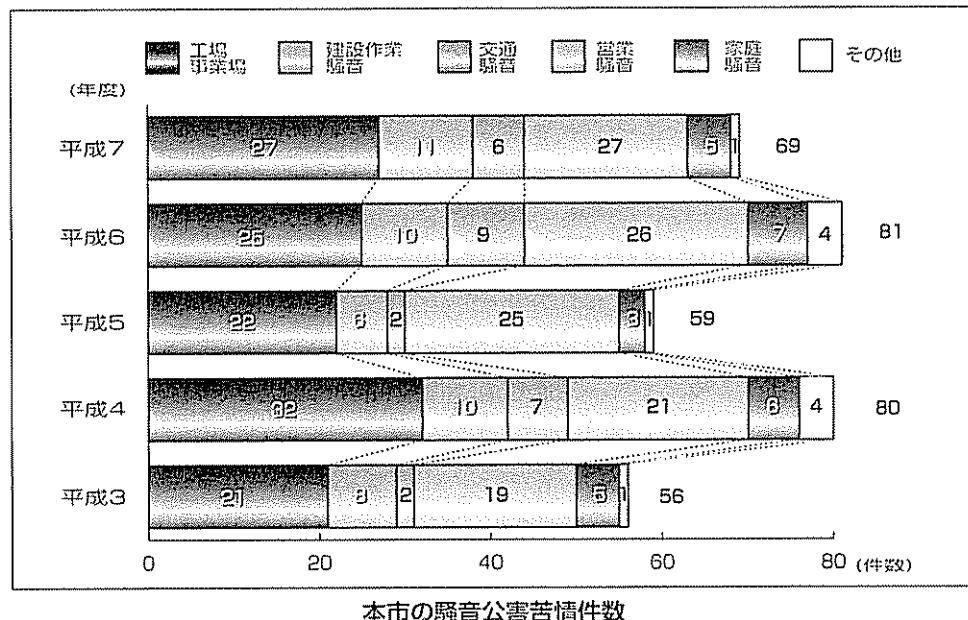


市内の指定文化財の分布状況(平成7年度末現在)



■住工混在地域の現状

平成3～7年度の騒音に関する苦情件数をみると、工場・事業場騒音と営業騒音による苦情が特に多く、住宅地と工場・事業場や商店街などが近接している現状があります。



10

15

20

25

30

35

40





○都市景観重要建築物等の指定状況

川越市都市景観条例第20条に基づく都市景観重要建築物等として平成7年度末現在指定されているところはありません。

■音環境

○時の鐘

時の鐘は川越のシンボルとして、市民の周知度も高く、環境庁の残したい日本の音風景100選にも選ばれています。また、市民環境調査において、時の鐘を聞きながら暮らしたいと回答した人が77%もいます。しかし、近年は自動車などの生活騒音の問題などにより、時間によっては時の鐘のすぐ近くであっても鐘の音が聞こえない場合があります。

5

10

15

20

25

30

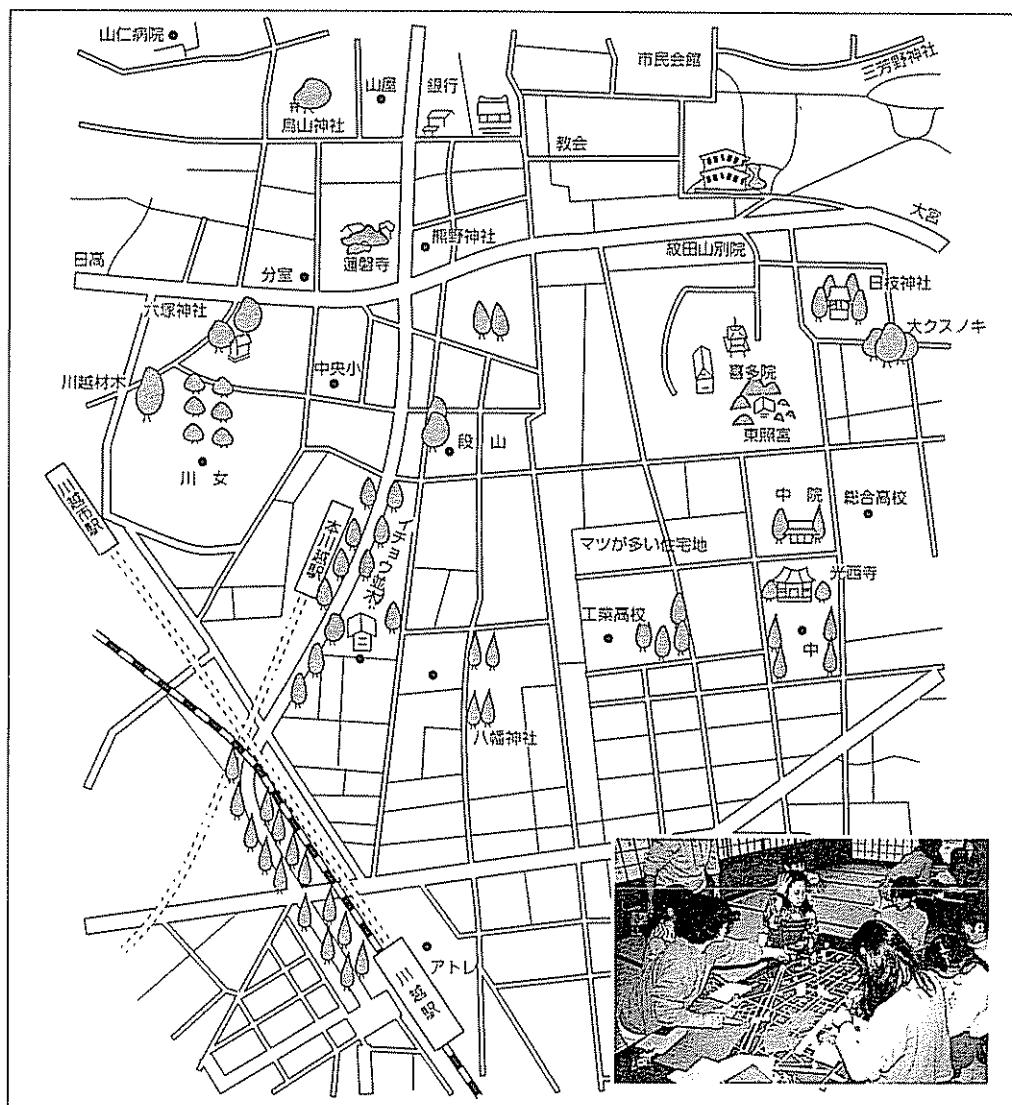
35

40

■都市の中の緑

○みどりの探検隊（中央公民館）

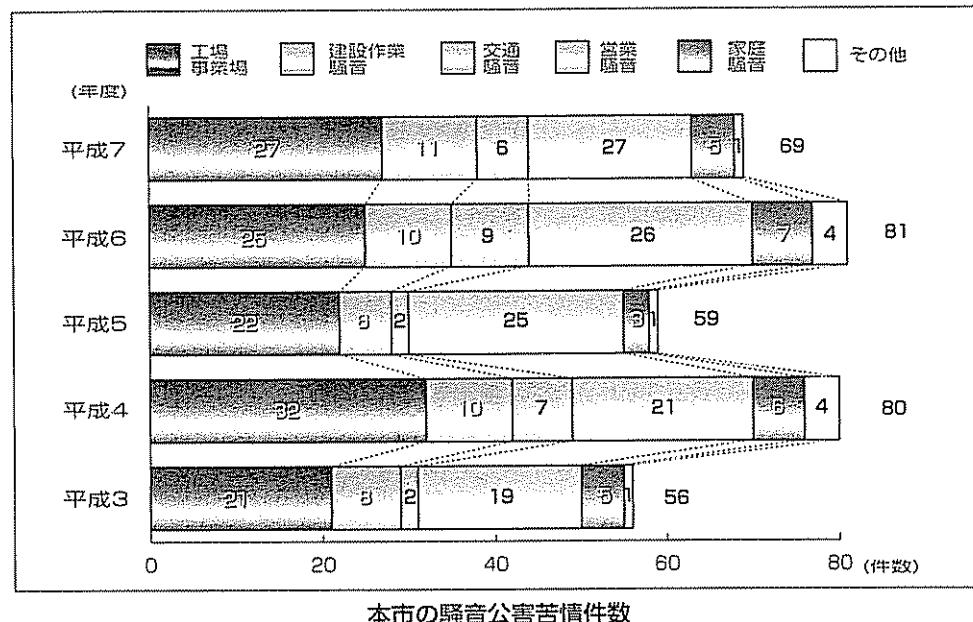
旧市内北部のみどりを調査して、環境マップを作成しています。



緑の探検マップ

■住工混在地域の現状

平成3～7年度の騒音に関する苦情件数をみると、工場・事業場騒音と営業騒音による苦情が特に多く、住宅地と工場・事業場や商店街とが近接している現状があります。



本市の騒音公害苦情件数



■環境教育・学習の現状

豊かな自然環境や快適な生活環境を守っていくためには、環境に配慮した生活や責任ある行動を取ることができ、人と自然にやさしい人間性を養うことが求められています。

世代を越えた環境教育を充実させ、自然体験学習等の機会を増やしていくことにより、市民が環境とのかかわり合いについて理解し、正しい判断力を身につけ、自主的に環境保全活動に取り組んでいくことができるようになります。

■環境教育・学習に対する市民の意識

○川越市民環境意識調査（平成6年1月）

「学校での環境教育」「情報提供」「公民館での環境講座」など環境教育・学習に関するものについて市に力を入れて欲しいとする市民が多くなっています。

市の環境施策についての市民の要望

（市民環境意識調査、平成6年1月）

次の中で、市に今後特に力を入れてほしいと思うものを3つ選び、番号に○を付けてください。（○印は3つ）

N = 1180

1	大気や河川などの汚染状況の情報提供	11.9% (141)
2	学校での環境教育	17.5% (207)
3	公民館での環境講座	3.0% (35)
4	環境に関する講演会、シンポジウム	2.3% (27)
5	川や山での自然観察会	2.7% (32)
6	星空の観察会(スター・ウォッキング)	2.5% (30)
7	ペットの糞や鳴き声対策	16.7% (197)
8	工場などを原因とする公害対策	11.9% (141)
9	ごみゼロ運動などの清掃活動	11.9% (140)
10	河川の浄化	38.6% (455)
11	樹木や動植物の保護	23.0% (271)
12	ごみの減量化・資源化	30.9% (365)
13	環境フェアなどのイベント	2.2% (26)
14	周辺道路の違法駐車や駅近くの放置自転車対策	43.7% (516)
15	歴史的な町並の保全	26.7% (315)
16	自動車公害対策	12.3% (145)
17	地球規模の環境問題対策	10.8% (127)
18	環境問題全般に関する情報提供	13.2% (156)
19	その他	9.3% (110)

■環境教育・学習の現状

○学校教育での取組

地球環境問題や都市の公害問題、自然環境についての学習を教科の中に取り入れ、環境問題の現状について理解を図り、その重要性について指導しています。



教科の中での取組例（中学2年生）

教 科	題 材	ね ら い
国 語	地球環境を考える	地球の抱える問題を知り、環境保全のあり方を認識する。
理 科	動物はどのようにして食物をとっているか	動物が生きていくために、環境を保護していくことの重要性を知る。
	日本の天気	天気の変化が、地球規模で環境にどのような影響を与えているか理解する。
社 会	関東地方	人口集中によって起こる大気汚染や騒音等の現状を理解させ、今後どのように解決していくかを考えさせる。
道 徳	一枚の葉	自然の美しさや神秘さについて考え、人間の力を越えたものに対して、畏敬の念を深める態度を養う。

学校でのその他の取組（小学校33校、中学校22校のうち）

	取 組 内 容	小学校	中学校
1	学校研究課題に環境教育を取り上げている	4	3
2	リサイクル活動をしている	24	16
3	余裕教室等を環境学習に利用している	2	0
4	野草園がある	18	0
5	岩石園がある	24	3
6	観察池がある	21	1
7	野鳥観察のための施設がある	4	1
8	三ニ雑木林等がある	12	9
9	残飯等の生ごみを堆肥にする工夫をしている	7	1
その他の取り組み事例	校舎東側の「市民の森」に来る野鳥を見るため、各階に双眼鏡、図鑑などの観察用具を常備		
	落ち葉からの堆肥づくり		
	セミの抜け殻調査（環境庁の生き物調べ）		
	埼玉県の環境親善大使による講演会		
	野鳥の餌場を設置し給食で残ったパンを餌にしている		
	校内にピラミッド型花壇、校門前の市道沿いに約100の花壇をつくり、季節ごとに年間約10,000株の花を植えている		
	学区内のごみ拾い		
	空き缶拾いとリサイクル活動		
	生徒、保護者、教師による緑化運動（花一万株運動）		



また、教師を対象とした環境教育研修会を開催しています。市内の小中学校のうち、これまでに小学校16校、中学校14校がモデル校として指定され、みどりを増やす（緑化）活動を行っています。

○環境学習での取組

公民館等においても、緑の探検隊やネイチャーゲームなど、環境に関するさまざまな学習機会を提供しています。

平成7年度の主な取組

環境保全課	星空観察会	天体観測を通じて大気の透明度と良好度を知る
	環境ふれあい教室 (水生生物調査)	水生生物の調査を通じて水質を知り、水辺への親しみ、身近な環境問題への関心を高める
資源対策課	親子リサイクル教室	ごみ処理施設の見学と廃材を利用した工作を通して、リサイクルへの関心を高める
婦人会館	環境セミナー	ごみ等の現状を的確に捉えて、ごみ問題を考え環境にやさしい暮らしを学ぶ
中央公民館	緑の探検隊	旧市内北部のみどりを調査する
	エコロジークリッキング	ごみを出さない調理の工夫、家庭でできるリサイクルを学ぶ
北公民館	新河岸川探訪	新河岸川を中心に地域の歴史や自然等について学習する
芳野公民館	少年少女新春ウォークラリー大会	自然や歴史などをクイズにし答えを探し歩くゲーム
南古谷公民館	景観百選バス見学	かわごえ景観百選の認識と景観に対する啓蒙
高階公民館	自然探訪	自然のすばらしさを実感するとともに健康の増進を図る
福原公民館	親子雑木林体験学習	雑木林が果たす役割を学び自然を大切にする心を育てる
大東南公民館	E M"を使った園芸教室	生ごみを利用したリサイクル肥料を使った園芸教室、環境問題への意識の高揚を図る
霞ヶ関公民館	わんぱく探検隊	自然の優しさ、厳しさを知り自然との一体感を体験する
	ネイチャーゲーム	身近な自然と話そう、をテーマにネイチャーゲームを実施

エコロジークリッキング
買い物物、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理などの過程に応じて、ちょっとした工夫をしたり、思いやりをかけることによって食生活からの環境への負荷をできる限り少なくしようとする試み。

ネイチャーゲーム
自然を相手に遊びながら、五感を通して自然と触れあうことにより、自然と人間との共生の大切さを子供たちに実感させようというものです。アメリカのナチュラリストで野外教育指導者のジョセフ・コーネルの考案。



○その他の取組

市内の小中学校では、アルミ缶、牛乳パック、新聞紙などの回収を行っている学校があります。

18 パートナーシップ

今日の環境問題は、都市・生活型公害に代表されるように、経済社会を構成する事業者や市民が複雑に絡み合って行う経済活動が原因となっています。しかも、社会の構成員である事業者、市民の一人ひとりがその加害者であり被害者という構造が現実としてあります。

しかし、それぞれの人々の活動と環境への影響とのかかわりがわかりにくいために、環境保全のために具体的に何をすればよいか、実践してもどれほど効果があるのかなどを把握することが困難な状況にあります。

市民、事業者、行政、さらに民間団体は、それぞれが異なる立場で環境にかかわっており、こうした立場や利害の異なる主体がお互いに働きかけ、環境保全のために各自の役割や責務などの共通の認識を作り、共に行動することにより、さらに大きな効果を得るために連携・協力していくしくみ、パートナーシップを築き上げていく必要があります。

■グラウンドワーク事業の概要

グラウンドワークとは、1980年代に英国の農村地域で始まった、地域での実践的な環境改善活動です。地域を構成する市民、事業者、行政の3者が協力して専門組織を作り、身近な環境を見直し、自らが汗を流して、地域の環境を改善していくものです。

日本では、静岡県三島市や滋賀県甲良町、熊本県阿蘇町、札幌市をはじめ、全国各地で活発な活動が展開され始めています。平成7年には、財団法人日本グラウンドワーク協会が設立されました。





グラウンドワークのメリット

地球環境問題へのパートナーシップによる実践的なアプローチ

- 環境のケアを前進させるためには、「コミュニティ自らの環境ケア能力の向上」が重要。
(92年地球環境サミットにおける地球環境ケアの9原則の1つ)
- 環境問題をめぐり、これまでともすれば対立関係にあった地域住民、地方自治体、企業がパートナーシップによる協力関係を構築しうること。
- グラウンドワークは地球環境問題に対する地域での実践的なアプローチ。

5

10

15

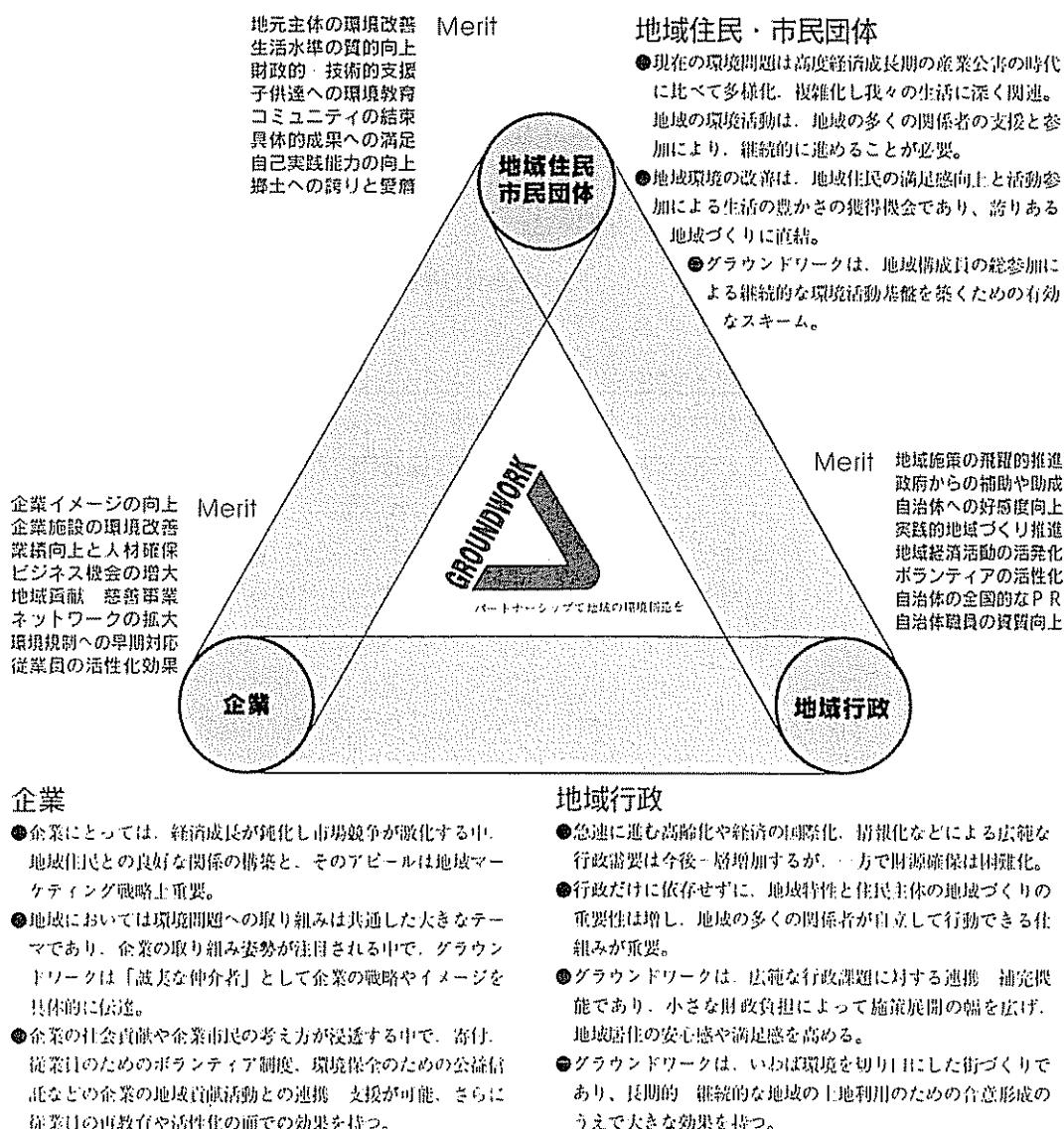
20

25

30

35

40



出典：「グラウンドワークへのアプローチ（パンフレット）」
(財団法人日本グラウンドワーク協会)

■本市におけるグラウンドワーク事業の現状

○クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）

クリーン川越市民運動連絡協議会は、公共の場の快適な環境づくりを推進するため、昭和58年5月に設置され、同月第1回のごみゼロ運動が実施されました。以後この運動は春と秋の年2回行われ、それぞれの地域で、道路や河川などに捨てられているごみを拾うなど、美化清掃活動を実施しています。



ごみゼロ運動(平成7年10月29日)

○かわごえ環境フォーラム'96の開催

環境に関する市民・事業者・行政の3者の主催による初めての取組として、平成8年2月にかわごえ環境フォーラム'96が開催されました。

フォーラムでは、小中学生のグループによる市内の河川や雑木林におけるエコチェックなど、事業者の公害防止対策の取組状況、市民団体による川越の環境チェックなど、市民・事業者・市民団体による環境活動の事例を発表しています。また、「力を合わせてできることから始めよう！」をテーマにパネルディスカッションが行われ、行政・市民・事業者・民間団体が協力し行動していくことの必要性が確認されています。

パネルディスカッション
専門的知識を持つ少
数の人間が論題につ
いて討議し、その後
に聴衆と一緒に討論
を進めていく公開討
論会。



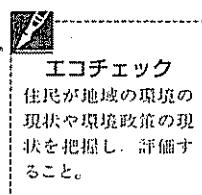
かわごえ環境フォーラム'96(平成8年2月10日、川越西文化会館メルト)



■市民・事業者・民間団体による自主的な取組

○集団回収

地域の自主活動として、子供会・育成会・PTA・自治会・老人クラブなどが古紙、布類、びん類、金属類などの集団回収を行っています。集団回収量は資源化されるごみの総量の約半分を占めています。



○エコチェック

川越の環境をよくする会は、市内で活動する13の環境団体と個人の連合組織として結成され、定例会や各種行事等の活動を通して様々な考え方を持つ団体・個人間の交流を深め、平成7年11月には市内の環境の状況を調べるため、「かわごえの環境チェック」を行いました。

福原子どもエコクラブは、福原の小中学生とサポーター計30名で平成7年7月に発足し、環境に対し「自分たちのできることから始めよう」をテーマに活動しています。不老川と雑木林を対象に「エコチェック」を行っています。

○河川清掃・美化

新河岸川を守る会は、昭和45年12月に新河岸川の上流地域の25自治会により発足し、平成6年度末では28自治会が加盟のもと、主に河床の清掃・沿岸の雑草除去、草花の植栽などを行っています。

○事業者の活動

川越環境保全連絡協議会は、各企業の公害担当者で組織された連絡組織であり、企業内の公害防止対策を推進するとともに、環境保全に関する各種研究会の開催や、産業博覧会への出展、資料の収集・提供等、普及啓発活動を行っています。

○環境に関する市民団体の活動

市内にはたくさんの団体があり、活発に活動しています。今後は、こうした活動団体のネットワーク化を図ることが必要です。



川越環境保全連絡協議会20周年記念事業（平成5年5月26日、やまぶき会館）



■人材の育成

平成7年度の公民館活動における主な取組

 ボランティア 福祉・教育文化・保健衛生・医療など様々な分野で自発的に個人の能力を生かして、無償で社会的活動する人。	中央公民館	グループリーダー研修会	グループ活動の基本及びリーダーの役割について学ぶ
	高階公民館	地区リーダーボランティア研修 福祉ボランティアグループ育成	施設訪問のボランティア体験によって福祉に取り組む ボランティアグループの育成を図る
	福原公民館	「ボランティア」ってどんなこと	ボランティアについて理解しその育成を図る
	大東南公民館	子ども会育成者研修	子ども会の本質を改めて考え育成者としての心構えや技術を身につける

■市域を越えたパートナーシップ

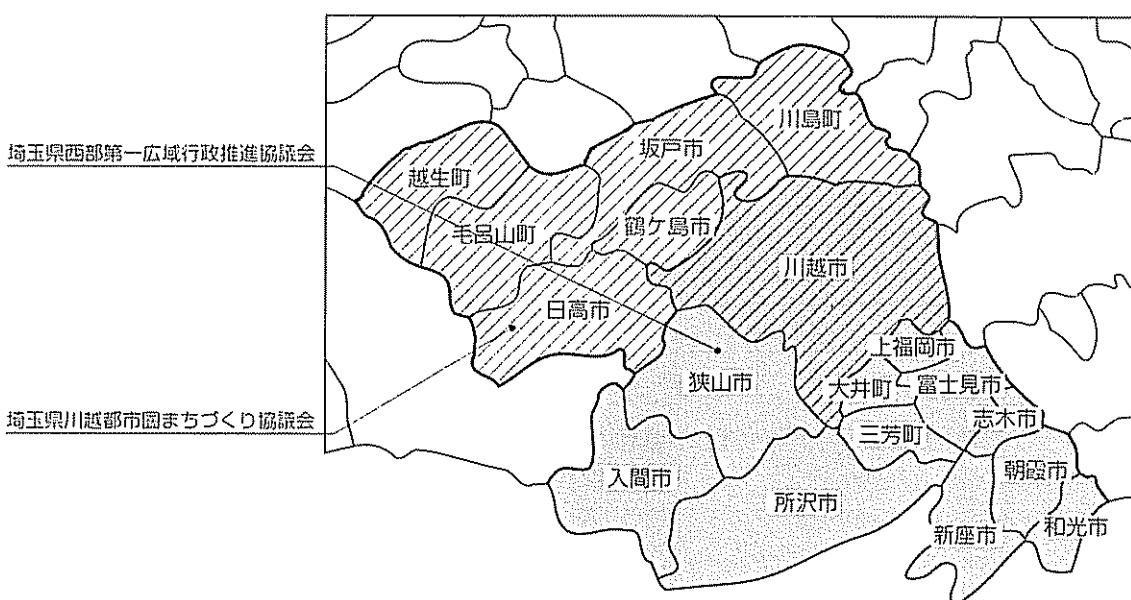
○埼玉県西部第一広域行政推進協議会の取組

10市2町で構成される埼玉県西部第一広域行政推進協議会では、環境に関する共通の行政課題について、昭和51年度から調査研究事業を実施しています。平成7年度は、荒川水系新河岸川及びその支流の水質・生物調査を実施しました。

○埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の取組

4市3町で構成される埼玉県川越都市圏まちづくり協議会では、平成7年度に豊かな自然の中で新たな交流を生み出す自立文化都市圏を目指し「埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画」を策定しました。

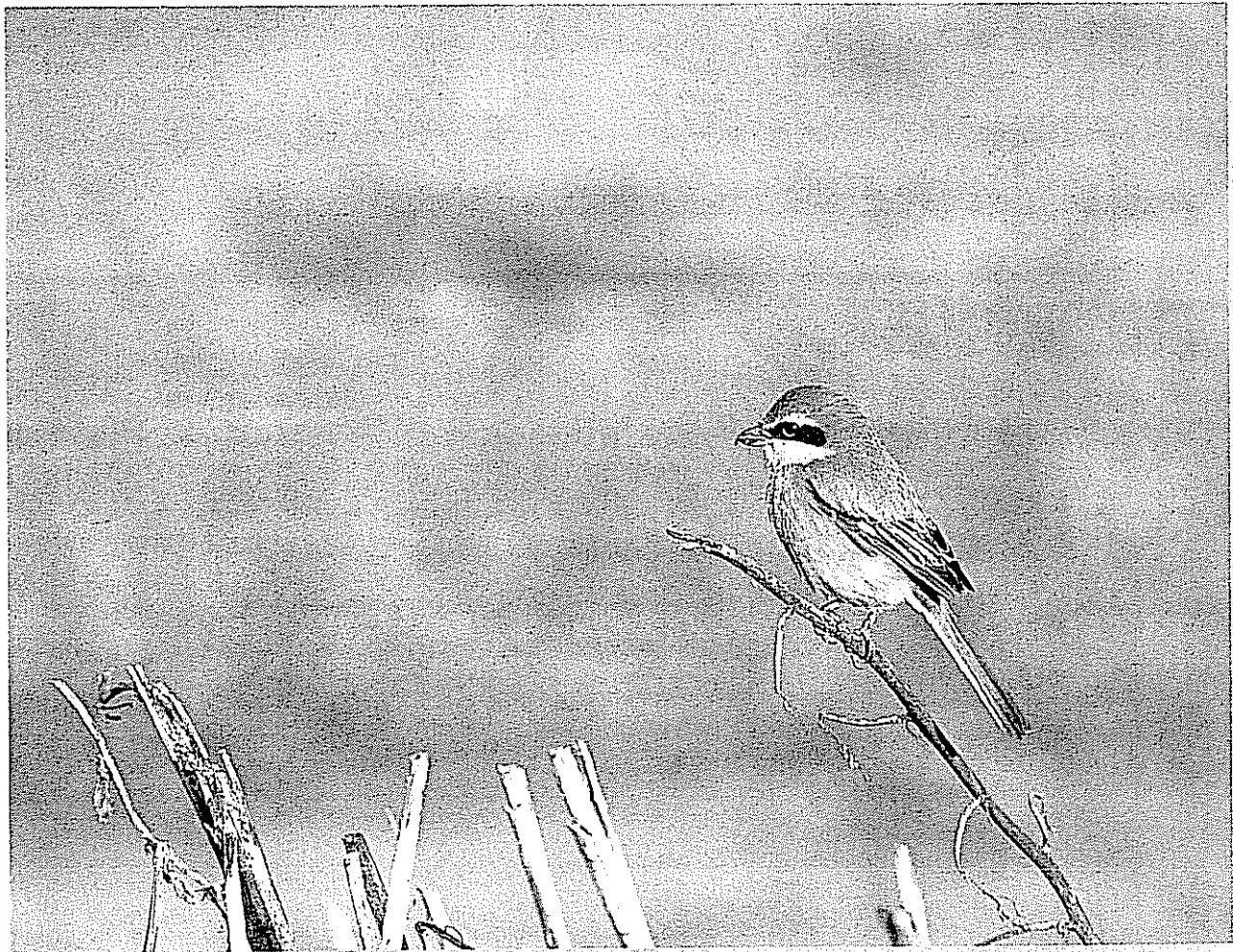
また、平成7年11月には「もったいない宣言！」をテーマに環境に関する講演会を開催しました。



第3章

計画の目標

第3章



第3章 計画の目標

1. 望ましい環境像

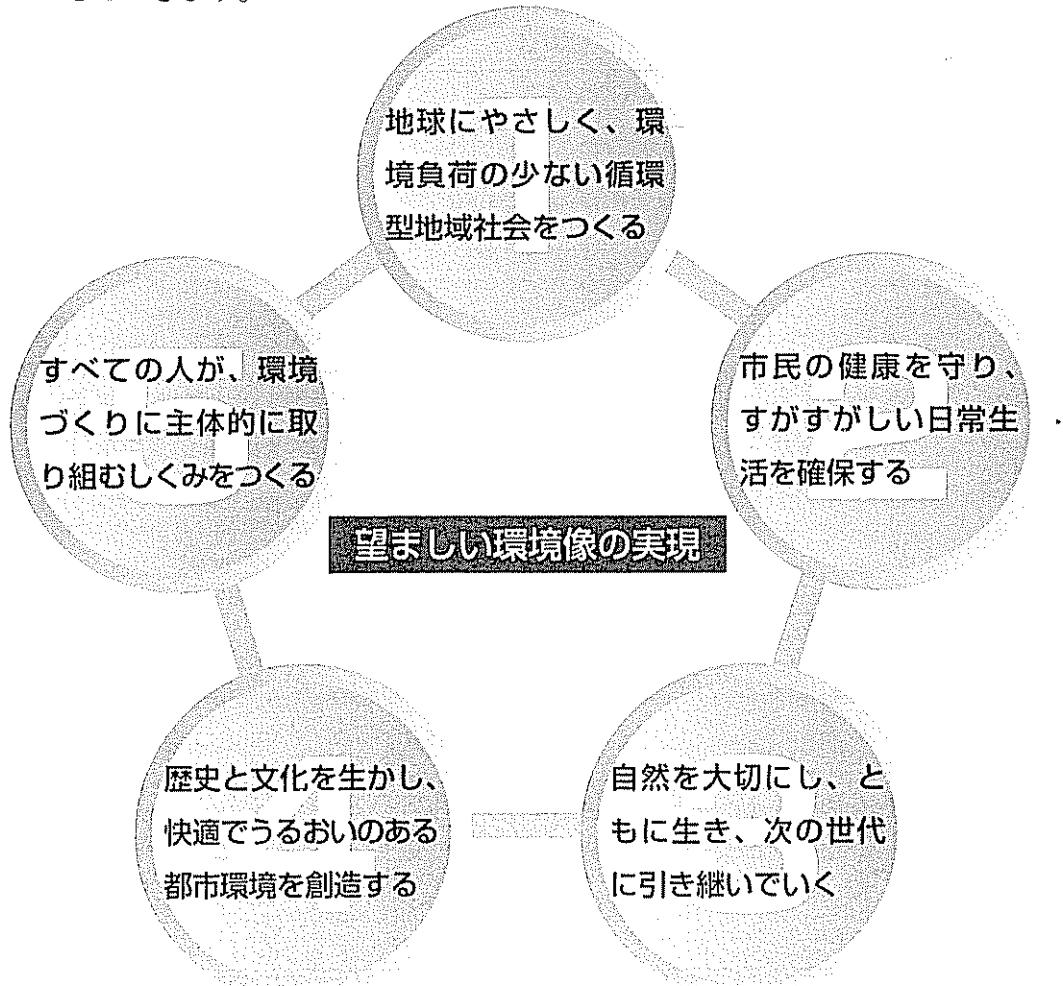
本市がめざす将来の望ましい環境像は、次のとおりとします。

みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した 人と環境にやさしいまち

各主体の協力のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、すべての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として良好な環境の中で市民生活が営まれ、市民一人ひとりが住みよいと感じることができる環境となるように努めています。

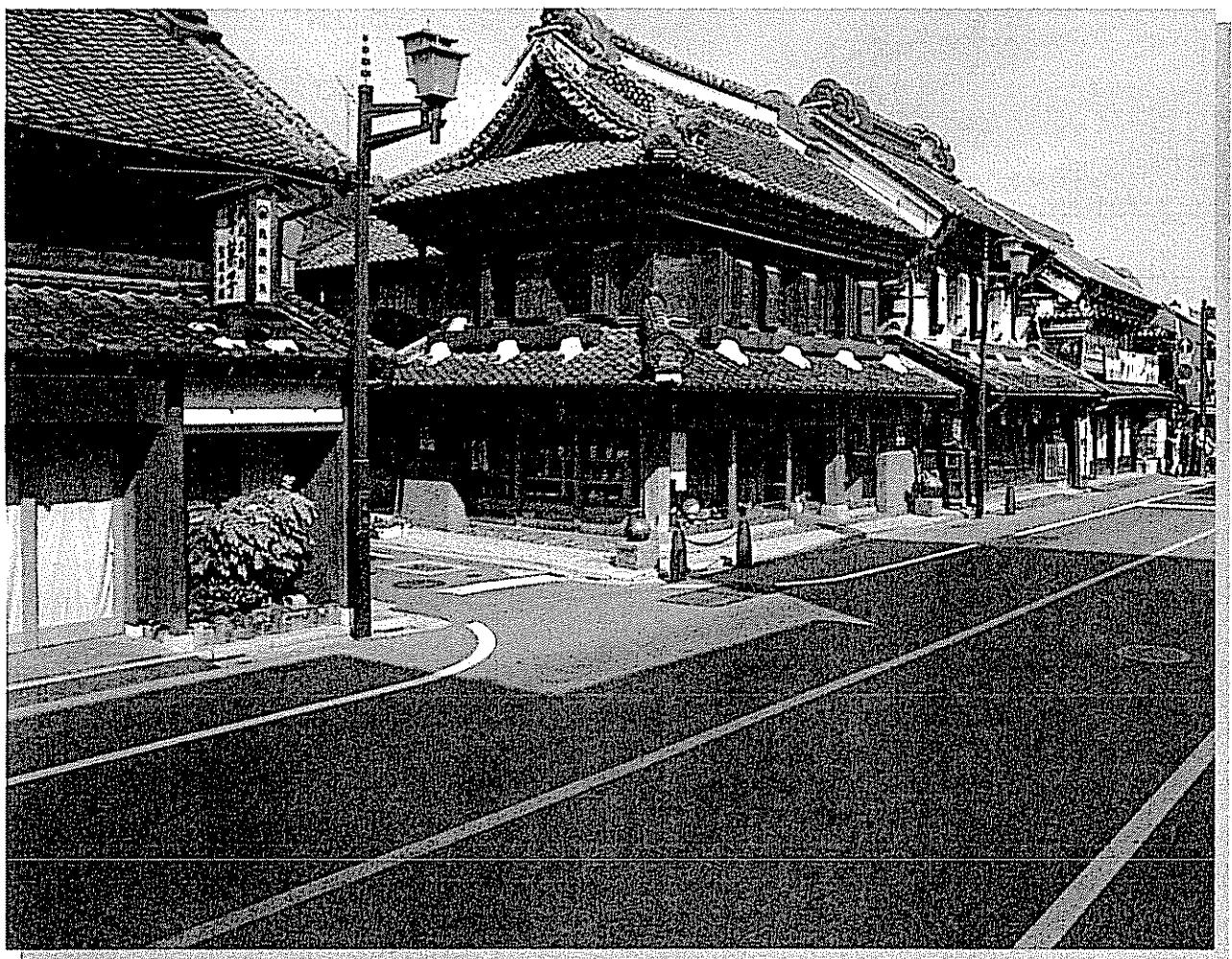
2. 環境目標

5つの環境目標を設定します。この目標を達成することによって、人にも自然にも地球にもやさしい川越市の環境を形成し、望ましい環境像を実現させていきます。



第4章

基本方針



第4章 基本方針

1. 基本方針

5 5つの環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するために、次の基本方針に沿って施策を展開します。

10 地球にやさしく、
環境負荷の少ない
循環型地域社会
をつくる

15 私たち市民はどこに居住していても地球市民の一員であり、人類共通の課題「地球環境問題」の克服に向けて足元から行動していかなくてはなりません。特に我が国のような先進工業国の果たすべき役割は大きく、国・県レベルでは既に対応が始まっています。市のレベルでは、市民が日常の生活のなかで、あるいは行政・事業者が事業活動のなかで取り組むことによって地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型地域社会を形成する必要があります。この計画では、エネルギー使用の抑制、資源の有効活用、リサイクルなど、各主体が「できるところから行動する」ための施策を推進します。

20 市民の健康を守り、
すがすがしい
日常生活を
確保する

25 すべての市民が健康でかつすがすがしいと感じながら日常生活を営むためには、公害や人体に有害な物質の拡散を防止する必要があります。自動車公害については、人と環境にやさしい交通体系の確立を図り、防止対策に努めます。また、関係機関との連携や事業者への指導等を通じて有害化学物質拡散の未然防止を図り、河川等の身近な水辺環境については、生活排水対策等を推進し保全に努めます。また、川越の環境を常に監視し、その結果を市民に分かりやすく公表します。



自然環境は、ひとたび大きく改変されると、元の状態に回復するまでに長い時間が必要となります。市の発展は、自然と調和しながら持続可能な状態で遂げられなければなりませんから、自然環境への十分な配慮を行いつつ、次の世代に伝えていく努力を続けていきます。そのため、水の循環による湧水の復活や、武藏野の面影を残す自然的環境の保全、身近な生物の生育環境の保全などに努め、自然と共生するまちづくりを推進します。

5
自然を大切にし、
ともに生き、
次の世代に
引き継いでいく

10

川越を特徴づける歴史的文化的遺産を大切に守り、川越らしい市民文化を創り出しながら次の世代へ引き継いでいきます。さらに、快適でうるおいのある環境となるよう、景観に配慮したまちづくりや緑化の推進、まちの美化の向上などを通じて、うるおいのある都市環境を創造します。

20
歴史と文化を
生かし、
快適で
うるおいのある
都市環境を
創造する

25

この計画は、行政単独で進めるものではなく、川越市で暮らし、または活動するすべての人の参加によって推し進めていくものです。市民、事業者、民間団体の参加意識を高揚し、自主的かつ主体的な実践行動につながるようなしきみをつくるために、環境教育・学習の推進や主体間の良好なパートナーシップの形成を図ります。

30
すべての人が
環境づくりに
主体的に取り組む
しきみをつくる

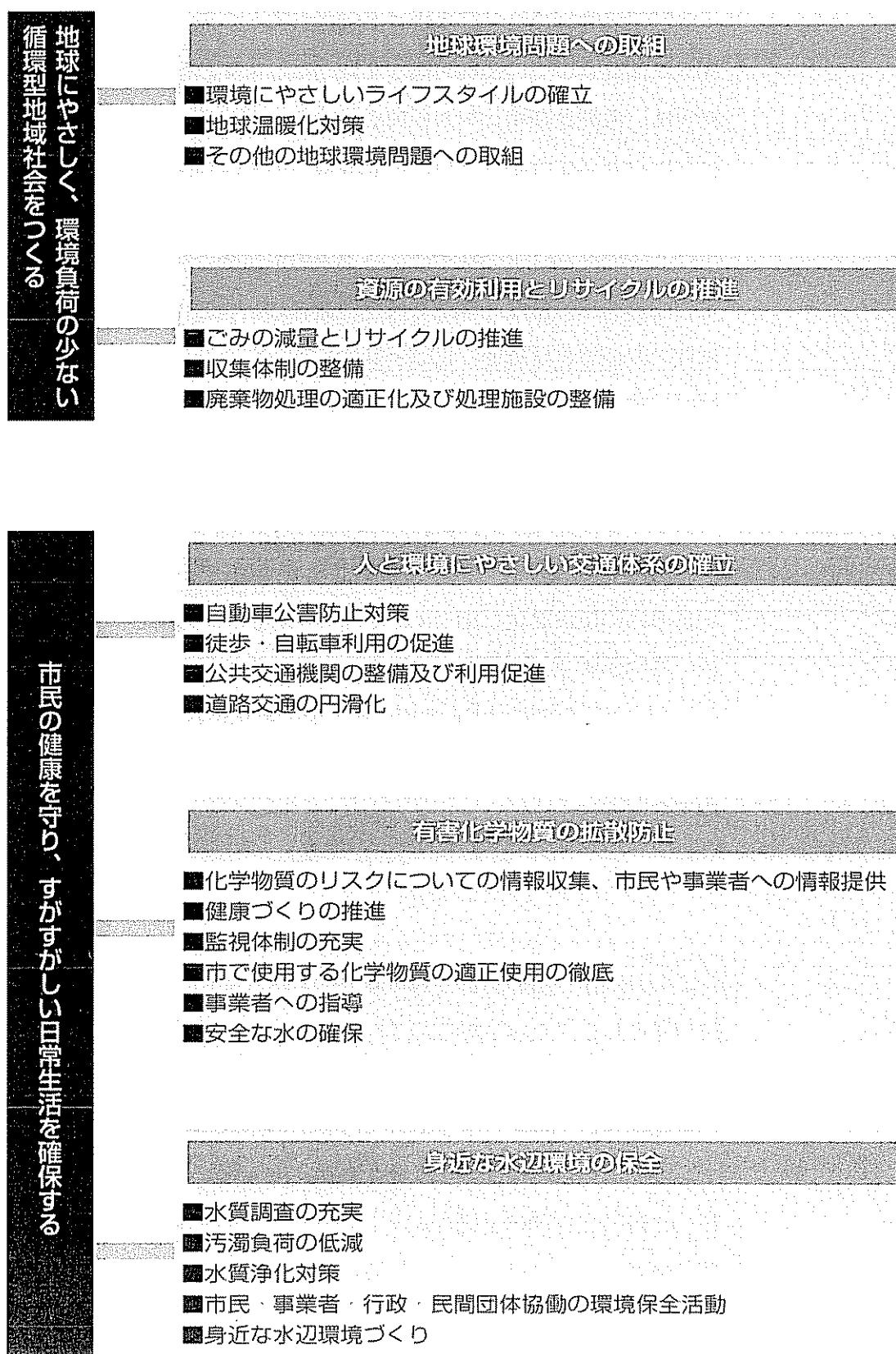
35

40



2. 施策の体系

望ましい環境像達成に向けて、次のような体系に基づいて施策を推進します。





自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継いでいく

■雨水の貯留・回収の促進

- 節水対策
- 雨水貯留施設の整備及び保水・遊水機能の確保
- 雨水及び処理水の利用促進 ■雨水地下浸透の促進
- 湧水地の調査及び環境整備等

■森林資源の保全と活用による自然環境の創造

- 土地利用施策の推進による雑木林等の保全
- 環境保全型農業の促進による雑木林の保全
- 法律及び条例等による雑木林等の保全 ■公園の整備
- 市民参加による雑木林等の維持・管理
- 広域的な取組の推進

■自然保護行政の推進 ■身近な生き物の調査研究等の推進

- 自然保護行政の推進
- 身近な自然環境の保全と創造

歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する

■伝統的・文化的なまちの創造

- 伝統的文化の継承
- 市民文化の創造

■歴史と水と緑のまちづくりの創造

- | | |
|---------------|---------------|
| ■景観に配慮したまちづくり | ■音環境の保全 |
| ■住工混在地区の解消 | ■公害の防止 |
| ■環境保全条例の制定 | ■歴史と水と緑の回廊の整備 |
| ■公園の整備 | ■親水性の向上 |
| ■緑地の保全 | ■緑化の推進 |
| ■まちの美化の推進 | ■観光客への配慮 |

すべての人が、環境づくりに主体的に取り組むしくみをひらく

■環境情報の収集・活用 ■環境教育・学習の推進

■パートナーシップの構築

- 市民・事業者・行政・民間団体のパートナーシップの形成
- 人材の育成・活用
- 市域を越えたパートナーシップの推進



第5章 施策内容

第5章 施策内容

1. 地球環境問題への取組

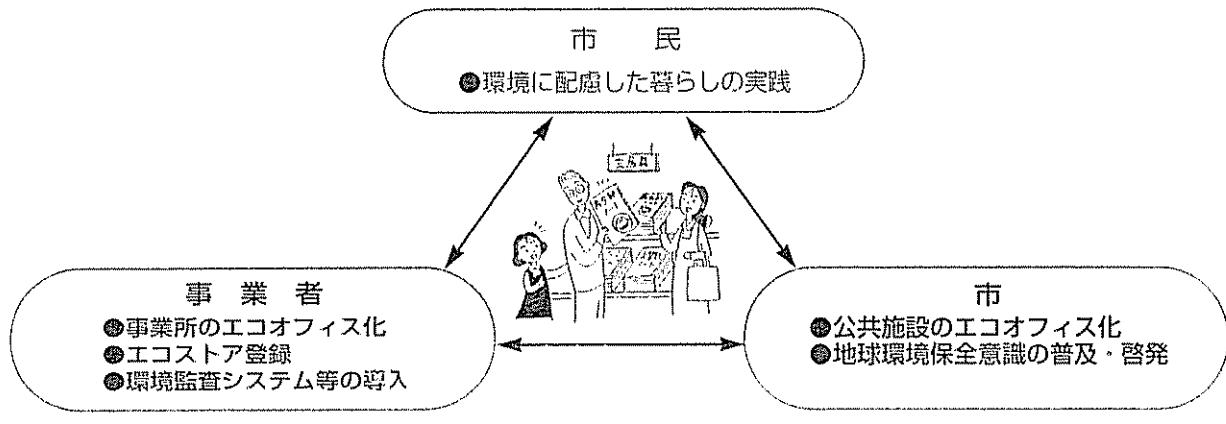
 <p>省エネルギー エネルギーを節約すること。</p>	目 標 市民、事業者、行政、さらに民間団体が、省資源・省エネルギーなど21世紀半ばを見通した長期的な展望に立ち、環境にやさしいライフスタイルや活動を実施し、地球環境問題への取組に参加することをめざします。
 <p>エコストア エコロジー（環境）とストア（商店）を合わせた造語「地球にやさしいお店」簡易包装、ごみの減量、省エネ等を推進する店舗。</p>	目 標 値 市内電力使用量 平成17年度予測値 ^{※1} の20%削減 市役所の電力使用量 平成17年度予測値 ^{※1} の25%削減 家庭用太陽光発電システム設置数 1,000 件以上
	市内電力使用量 ^{※2} 1,448,034 MWH／年 市役所の電力使用量 48,238 MWH／年 環境の現状値 家庭用太陽光発電システム設置数 4 件 (平成7年度あるいは平成7年度末の値) フロンガス回収量 226.3 kg／年 市役所の環境配慮商品購入率 3.2 % 公共施設新エネルギー利用施設数 6 施設 エコストア 登録件数 0 件
	<small>※1 平成7年度の20%増加を予測しています ※2 1月～12月の使用量</small>

【共通理念】

地球環境問題は、燃焼に伴う二酸化炭素の排出が地球の温暖化に結びつくなど、市民の日常生活と密接なつながりがあります。国や県など各行政レベルでの取組は既に始まっていますが、個々の市民や事業者のライフスタイルや活動の改善なくしては効果が期待できません。地球的視野に立った施策の推進や地球にやさしい地域行動計画（ローカルアジェンダ21）の実践を図ることが私たちの責務です。

【具体的取組】

■環境にやさしいライフスタイルの確立



環境にやさしいライフスタイル



○公共施設のエコオフィス化の推進<重点>

市の公共施設から率先して、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしい消費者・事業者をめざすため、基本方針を策定し、エコオフィス化を推進します。

【エコオフィスの実践例】

■物品の購入、廃棄物

- ・消耗品、参加記念品などにエコマーク
- ・商品等の積極的な購入
- ・資料の簡素化、両面コピーなど
- ・紙類の使用削減
- ・省エネ型機器への移行
- ・フロンを使用しない機器の導入
- ・ごみの削減、分別の徹底
- ・低公害車の導入

【公共事業における環境配慮例】

■ハード面

- ・低公害機械の使用
- ・低公害車の積極的な使用
- ・舗装材、路盤材などに再生品の使用
- ・熱帯材の使用削減、再利用
- ・建築廃材、残土等の再利用のネットワーク化
- ・廃棄物の分別、適正処理
- ・地盤改良剤等使用時に地下水や河川などの影響に配慮

■施設

- ・1%節電運動の継続
- ・雨水貯留利用施設の導入
- ・太陽光発電システムの導入
- ・樹木や花による緑化の推進
- ・剪定枝葉や落ち葉等のリサイクル
- ・駐車場などに透水性舗装を採用

■ソフト面

- ・節水の推進・工事車両の安全運転の徹底
- ・工事現場を整理整頓し、歩行者などの安全徹底
- ・資材置場の管理の徹底
- ・周辺住民への周知の徹底
- ・実施時間帯の配慮
- ・実施時期の平準化

■その他

- ・職員の環境配慮意識の啓発

エコマーク
紙ごみを再生利用したトイレットペーパーやフロンガスを使用しないスプレーなど、環境にやさしい商品に付けられるマーク。

環境活動評価プログラム
事業者の自主的な環境保全への取組を支援するため、環境庁が作成したプログラム。環境保全金のために事業者に期待される具体的な取組のチェックリストを示し、その実行のための計画づくりと取組を支援するもの。

環境監査システム
国際標準化機構(ISO)環境管理監査規格で、その一部が平成8年9月1日に発効された。原料の調達、生産、販売、リサイクルなど企業活動のあらゆる側面で環境への影響を評価・点検し、改善を進めるための指針となる。

○民間事業所のエコオフィス化の普及

民間の事業所について、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしい事業活動を行うためのエコオフィス化への転換をはたきかけます。

○環境監査システム等の普及

環境活動評価プログラムや環境監査システム(ISO14000シリーズ)の普及を図ります。

○エコストア制度の導入

ごみ減量化や資源の有効利用、リサイクルの推進などの省資源化や、省エネルギーの実践等、環境にやさしい実践活動全般にわたって積極的な商店等を「エコストア」として認定、登録するエコストア制度の導入を図ります。

○市民の環境に配慮した暮らしの実践

環境共生型住宅の普及

一般住宅について、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしい暮らしを実践するための環境共生型住宅の普及を、関係機関と連携して促進します。

5

ライフスタイル改善の普及

物の購入時には、エコマーク商品等の環境にやさしい商品を優先的に購入すること、過剰包装商品の購入を控えること、買い物袋を持参すること等を市民に呼びかけ、ライフスタイル改善の促進を図ります。

10

○地球環境保全意識の普及・啓発

市民・事業者に対し、地球環境保全についての意識を高め、自主的な取組ができるよう広報やイベントの開催を通じて働きかけます。

15

■ 地球温暖化対策

○省エネルギーの推進

省エネルギー施設の導入

熱電併給システム等による省エネルギー対策、廃熱利用等によるエネルギーのリサイクルを推進します。

20

省エネルギーの推進

公共施設における1%節電運動などの省エネルギー対策を推進します。

25

省エネルギーの普及

家庭でできる省エネルギー対策の啓発・普及を図ります。

30

○新エネルギー利用の促進<重点>

新エネルギー施設の導入

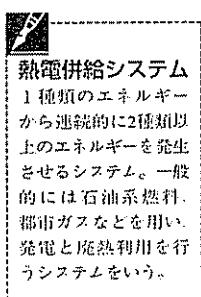
クリーンなエネルギーの利用を促進するため、公共施設への太陽光発電システム等新エネルギー施設の設置を図ります。

35

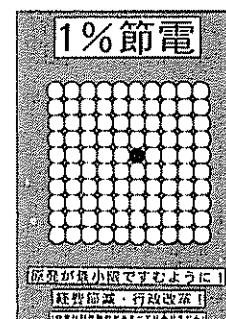
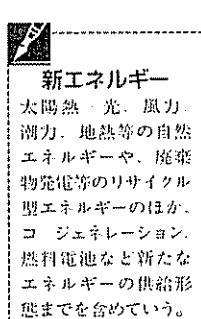
新エネルギー利用の普及

市民の太陽光・熱等新エネルギー利用を促進し、そのための支援を図ります。

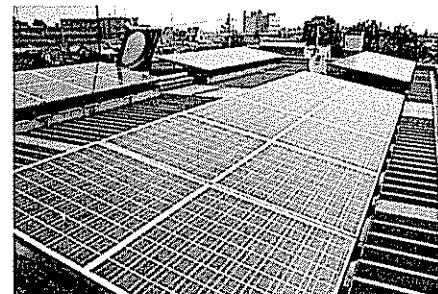
40



○新エネルギー利用の促進<重点>



節電ポスター



新エネルギーの分類例

再生可能エネルギー	太陽光 太陽熱 風力 波力 バイオマス 等
リサイクル型エネルギー	廃棄物 下水熱 工場廃熱 等
クリーンエネルギー自動車	電気自動車 CNG自動車 メタノール自動車 等
高効率エネルギーシステム	燃料電池 熱電併給システム 等

出典：「新エネルギー大綱」(通商産業省)



○温室効果ガスの排出抑制

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制について、事業所の規制・指導や自動車排出ガス対策などの大気汚染防止対策と連携して推進します。

○緑の保全及び緑化

植物による二酸化炭素の吸収を促進するために緑の保全や緑化を積極的に行います。

■その他の地球環境問題への取組

○オゾン層の保護

公共施設のフロン対策

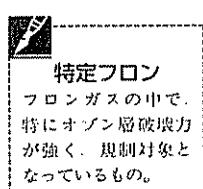
市の公共施設の冷蔵庫等をフロンなどのオゾン層破壊物質を使用しない機器に更新するなど、フロン等の使用や放出の抑制を推進します。

フロンガスの回収

オゾン層を破壊する特定フロン等の対策のため、冷蔵庫、エアコン等の廃棄物からフロンガスの回収を図ります。

事業所への指導

事業所で使用されている特定フロンの取り扱いに関する指導の強化を図ります。



○酸性雨対策

酸性雨自動測定システムの整備事業を推進します。また、酸性雨の原因や影響等についての情報を収集するとともに、市民による酸性雨簡易測定を支援します。

○熱帯林の保護

公共工事における対策

市を行う公共工事の際、熱帯材型枠の使用抑制や一度使用した型枠の再利用などの保護対策を図ります。

紙の使用に関する対策

市は、紙の使用量の削減や再生紙・非木材紙の使用比率を高めるなどを率先して行います。

普及啓発

熱帯林の減少が地球環境に及ぼす影響等について市民に啓発を行います。

○国際的取組

開発途上国の公害問題対策

開発途上国の公害問題等についての情報を収集し、市レベルの環境に関する国際協力のあり方について検討します。

海外自治体との情報交流

海外の姉妹都市等の自治体との環境に関する情報の交流の活性化を促進します。

2. 資源の有効利用とリサイクルの推進

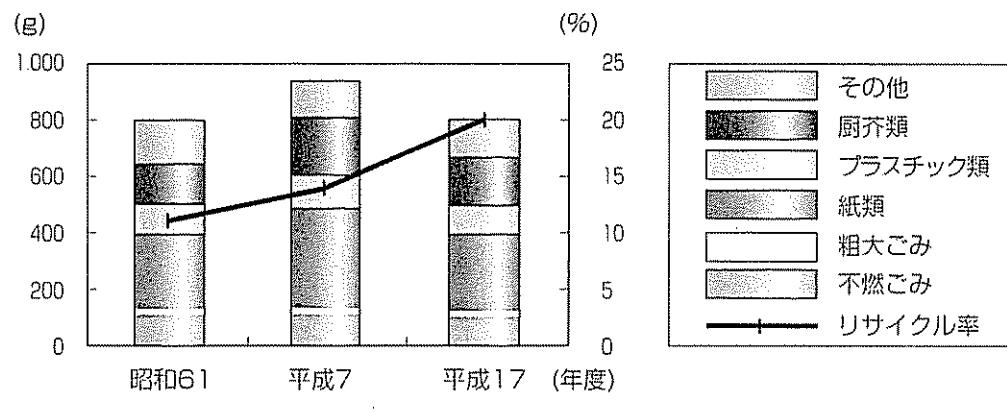
目標	大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源の有効利用とリサイクルを推進することにより、環境負荷の少ない循環型地域社会をめざします。	
目標値	1人当たりごみ排出量 リサイクル率	800 g／日以下 20 %以上
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	1人当たりごみ排出量 リサイクル率 埋立処分量	932 g／日 13.9 % 17,297 t

【共通理念】

地球環境問題及び本市の抱える種々の廃棄物問題を解決するため、従来型の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済を見直す必要があります。地域社会に資源の循環システムを形成することによって、生産、流通、消費、廃棄の各段階ごとの減量化、再利用、再資源化を促進し、最終的な処分量を必要最低レベルまで減らすための取組を実践します。

【具体的取組】

■ごみの減量とリサイクルの推進<重点>



■ゴミを買わない

■ゴミを減らす

■ゴミを捨てない





○家庭系ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの減量の推進

廃棄物減量等推進員によりごみの減量を図ります。

リサイクルマーケットの支援

不用品のリサイクルを推進するため、リサイクルマーケットの開催を支援します。

リサイクルマーケット会場に公園や公共施設等を開設し、支援します。

集団回収の推進

自治会、PTA、子ども会等各団体間の連携を図りながら、資源ごみの集団回収を推進します。

生ごみ処理容器等の普及

家庭用生ごみ処理容器等の普及を促進し、ごみの減量化及び生ごみのリサイクルを推進します。余剰に生じた堆肥については、市民農園への供給や苗木配布の際に添付するなど多面的な利用を検討します。

市民への普及啓発

広報紙等によりごみ問題の啓発を図ります。また、ごみ減量化・資源化の市民向けパンフレットを作成し、市民へのはたらきかけを行います。

ごみ決算・評価、団体の表彰

広報紙により、ごみ決算・評価や表彰団体等を紹介し、普及に努めます。

リサイクルマーケット
不用品を公園などに持ち寄って、売買したり、交換して再利用を図る市民の運動。

市民農園
都市の住民等農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。

10

15

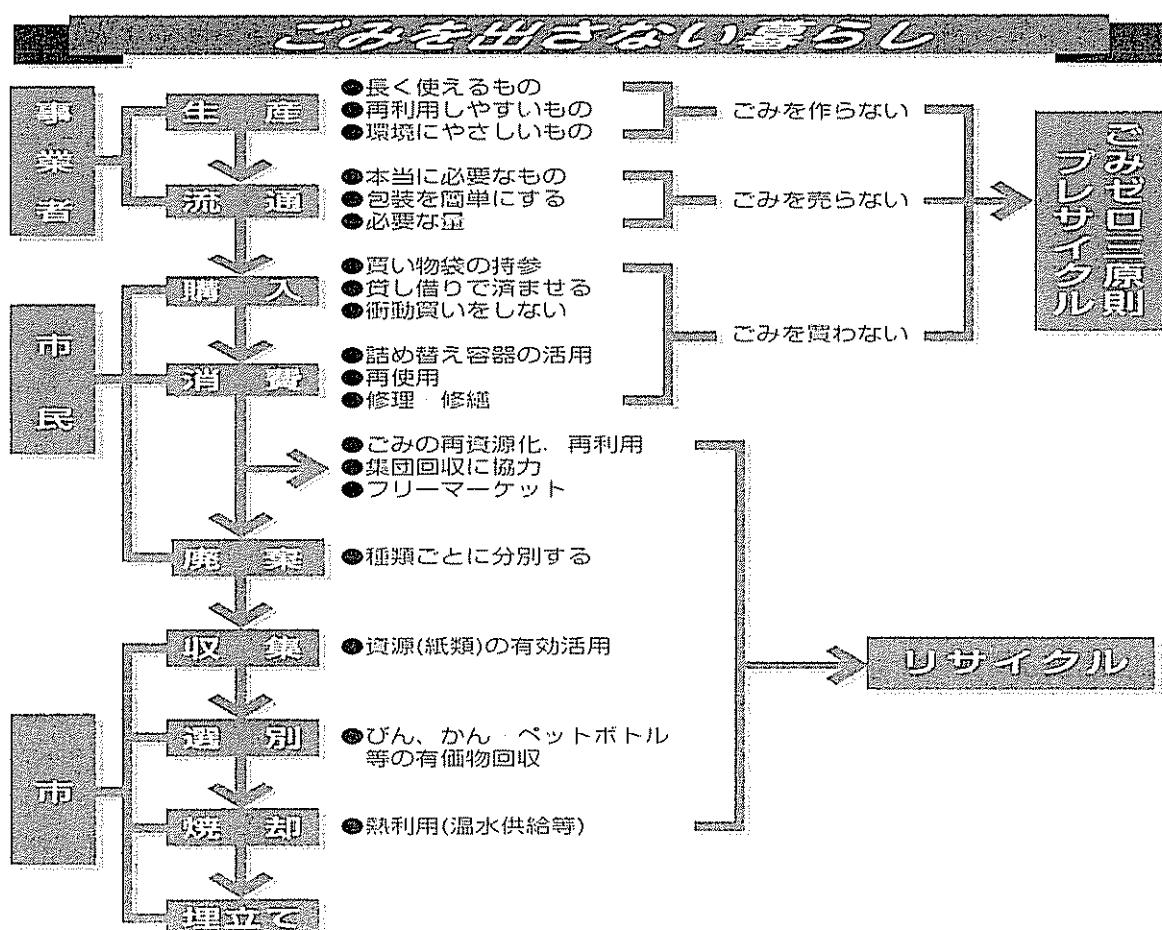
20

25

30

35

40





観光客へのはたらきかけ

ごみ持ち帰り運動や分別ごみ容器の設置等により、廃棄物についての普及啓発を行います。

ごみの有料化の検討

ごみの有料化については、市民生活に及ぼす影響が大きいため、減量・資源化施策を最大限に実施した上で、慎重に検討します。

○事業系ごみの減量とリサイクルの推進

事業者への働きかけ

ごみ減量化・資源化についての事業者向けパンフレットを作成し、事業者への働きかけを行います。また、多量ごみ排出事業者に対する指導を徹底します。

メークー・販売責任の明確化

製品の長寿命化及び修理体制の充実、再生の容易な製品の製造の促進、包装や容器の簡素化の促進、ごみになりにくい製品の製造や包装を促進します。製造・販売過程での再生資源利用を促進し、メーカー・販売者による回収システムの確立を図ります。事業者による回収責任が明確化した包装容器については、関連法令等に基づき、適切な指導・助言等を行い、回収の徹底を図ります。

國収集体制の整備

○収集運搬システムの整備

ごみ集積所の適正配置及び効率的な収集体制の整備を図ります。大規模宅地開発の際には、ごみの排出システムの検討を行います。資源ごみについては回収コースの確立を図ります。

廃棄物処理の適正化及び処理施設の整備

○廃棄物処理の適正化

廃棄物の処理体制の整備

ごみ処理基本計画の策定、広域的視点に基づくごみ処理体制の確立等により、総合的かつ適正な廃棄物処理体制をつくります。

監視及び管理体制の強化

清掃センターから排出されるダイオキシン類等による周辺住民や環境への影響を未然に防止するため、排出ガスの定期的な測定調査を実施しその結果を公表するとともに、処理施設の管理を徹底するなど排出抑制に努めます。また、最終処分場の浸出液についても監視及び管理体制を強化します。

下水道泥濁の原因と用

下水汚泥（脱水ケーキ、焼却灰）の有効利用やし尿処理脱水汚泥の再資源化を図ります。

車両系でみる分別指導の徹底

最終机分場

施設は運営場所
廃棄物を処分するた
ために必要な場所及び
施設・設備。本市で
は、小畔の里クリー
ンセンターにおいて、
清掃センターからの
焼却灰等を埋立処分
している。



事業系ごみの処理施設への搬入の際に紙ごみなどの分別指導を徹底します。

不法投棄等防止対策

家具類、家電製品等一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄などの対策や放置自動車対策を更に強化します。

5

○中間処理施設の整備

新清掃センターの建設

中間処理については、既存施設の適切な整備を図りつつ、環境及びリサイクルにも配慮した新清掃センターの建設を進めます。併せて、分別収集の拡充、再生・再利用ルートの開拓、再生技術の動向把握等中間処理における資源化の推進を図ります。



リサイクルセンター

10

15

16

20

リサイクルセンターの運営

リサイクルセンターの管理・運営の効率化を図り、市のリサイクル拠点として整備します。

25

30

35

40



リサイクルセンター
収集ごみから再生資源化可能なびん、缶などを選別・回収する施設。また、再生品の保管、展示や不用品の袖修を行ふとともに、普及、啓発の機能を備える。

○最終処分場の整備及び管理

既存施設の適切な維持管理に努め、域内処理の原則に基づく施設の延命化を推進します。



3. 人と環境にやさしい交通体系の確立

5	目 標	市域の特性に応じた人と環境にやさしい交通体系を確立し、環境基準の達成をめざします。	
10	目 標 値	沿道のCO(一酸化炭素)濃度 平成7年度レベル(2.1 ppm) 以下の維持 沿道のSPM(浮遊粒子状物質 [*])濃度 0.1 mg/m ³ 以下(環境基準) 沿道のNO ₂ (二酸化窒素)濃度 0.06 ppm以下 (環境基準)	
15	環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	沿道のCO(一酸化炭素)濃度 2.1 ppm 沿道のSPM(浮遊粒子状物質)濃度 0.175 mg/m ³ 沿道のNO ₂ (二酸化窒素)濃度 0.067 ppm 市役所の低公害車導入率 5.4 % 自転車駐車施設利用台数 25,082 台／年 都市計画道路整備率 31.5 % 交通事故件数 8,343 件／年	

【共通理念】

広域的な交通需要や市域の特性を踏まえ、総合的な交通体系を検討し、自動車公害の防止を図ります。その際、自動車の利用を控えて、公共交通機関や自転車・歩行の利用を重視する観点をまちづくりに取り入れ、各種対策を実施します。

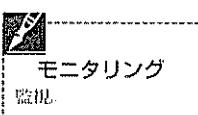
【具体的取組】

■自動車公害防止対策<重点>

○モニタリング体制の充実

沿道の大気汚染、騒音、振動のモニタリング体制の充実を図ります。

大気環境については、大気汚染常時監視システムの維持及び拡充により、データ処理の適正化、迅速化を図り、大気汚染緊急時に応じたシステムへ発展させます。



○低公害車等の普及

府用車の低公害車等への転換

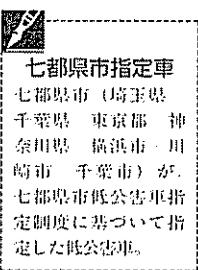
現有の府用車の更新時には、電気自動車、天然ガス車、七都県市指定車等の低公害車への転換を促進します。

関係機関との連携

国や県など、車両の低公害車化を推進する関係機関との連携のもと、低公害車の普及促進に努めます。

事業者への働きかけ

バス等公共交通機関や運送業などの運輸部門、配達を伴う卸売・小売



低公害車等



業やサービス業などに、車両の低公害車化をはたらきかけます。この際、モニター制度¹⁴や補助金制度等の導入を関係機関と協議の上検討します。

市民への普及啓発

自動車ユーザーである個々の市民への普及啓発を行い、購入時に低公害でより環境にやさしい自動車への転換を促します。

○市民・事業者への啓発

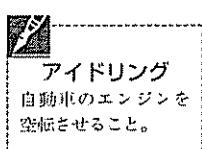
相乗り等の促進

道路の交通渋滞の緩和を図るため、自動車通勤における相乗りの促進、自動車利用自粛運動等、自動車利用の工夫を図ります。

フレックスタイム制の導入促進等

事業所の通勤バス運行を促進するとともに、交通需要の低減、平準化を図るため、時差通勤の普及、フレックスタイム制の導入促進を図ります。環境にやさしい運転技術の普及

急発進、急加速をせず、不要なアイドリングを控えるなどの環境にやさしい運転技術の普及を図ります。



○ノーカーデーの実施

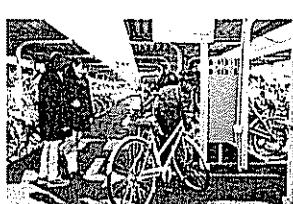
七都県市冬期自動車交通量対策（冬期間水曜日ノーカーデーキャンペーン）を継続します。



駅前東口



伊勢原



自転車駐車場

■歩行・自転車利用の促進<重点>

○歩行者に安全な道の整備

歩車共存道路の整備

歩行者の安全を確保しながら、人と車が調和する道路の整備を推進します。

歩道の整備

歩道付き道路など歩行者が安心して歩ける道路整備を推進します。

公開空地

再開発事業等により「公開空地」等を確保し、交通安全施設として一体的に活用していきます。

○自転車優先道の整備

市民の自転車利用促進のため、自動車通行を制限し、歩行者や自転車が通行しやすい道路の整備を検討します。

○自転車駐車場の整備

自転車駐車場の整備

駅周辺の自転車駐車場の整備を促進し、放置自転車を削減します。

バス停周辺自転車駐車場の整備

利用者の多いバス停等の周辺の自転車駐車場整備について検討します。



○自転車駐車場の利用促進

放置自転車の指導を強化するとともに、自転車駐車場の利用を促進します。

■公共交通機関の整備及び利用促進

○鉄道の輸送力増強及び利便性の向上

輸送力増強

東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化（脇田信号所～本川越間）及び地下化、JR川越線の複線化を促進します。また西武鉄道車両基地建設に伴い、旅客線化を促進します。さらに営団有楽町線川越市駅以北への相互直通運転区間の延伸、JR川越線及び八高線との直通運転の充実を促進します。

新駅の設置

西武鉄道車両基地建設に伴い、安比奈線に新駅の設置を促進します。

○バス・タクシー輸送の利便性の向上

市内循環バスの充実

公共交通機関の利便を向上させるために、市内循環バスの路線、運行等を充実させます。

利便性の向上

バスの新規路線設置及び既存路線の見直しや駅周辺のバスターミナル及びタクシー乗り場の改良等により、バス・タクシーの利便性向上を図ります。

○公共交通機関の利用促進

必要以上の自動車利用を控え、市内循環バス（川越シャトル）などの公共交通機関を積極的に利用するよう呼びかけます。また、市内で行われる行事、催し物等について、公共交通機関の利用を促すよう、主催者にはたらきかけます。



■道路交通の円滑化

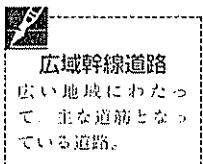
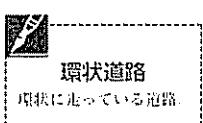
○道路整備による渋滞の解消

道路交通網の整備

環状道路や広域幹線道路、幹線道路の整備を促進し、渋滞の解消に努めます。また、鉄道駅周辺の交通網整備を促進し、鉄道及び道路の立体交差化等を検討します。

道路の改良

右折レーン^{*}設置など、交通円滑化のための交差点の改良に努めます。また、防災や交通安全の観点からも課題となっている狭い道路の拡幅に努めます。



○交通の規制

自動車交通の円滑化のため、地域のまちづくりと連動した一方通行化など効果的な交通規制を推進します。また、違法駐車防止条例の制定に



について検討します。

○交通安全対策

第6次川越市交通安全計画に基づき、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進します。

5

○駐車場等の整備促進

著名地点名標識の整備

幹線道路等から著名地点の駐車場への迷走交通を減らすため、わかりやすい案内標識の整備を関係機関と連携を図り推進します。

10

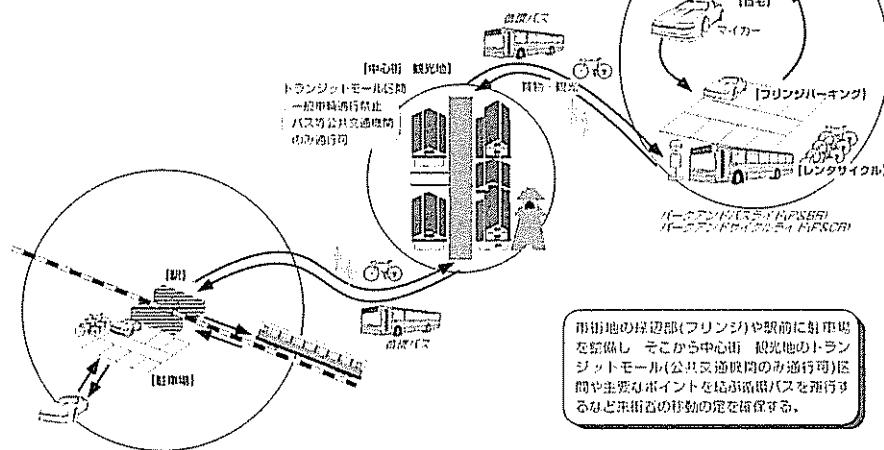
パーク・アンド・ライドシステム等の導入

パーク・アンド・ライドシステム等の導入を検討します。

15

パーク・アンド・ライドシステム
市街地の自動車交通量を減らすため周辺部に駐車場を整備し、そこでバス、自転車などに乗り組いで目的地に行く方式。

トランジットモールおよびパークアンドバス(サイクル)ライドのイメージ



20

市街地の埠頭部(フリンジ)や駅前に駐車場を整備し、そこから中心街・観光地のトランジットモール(公共交通機関の通行可)は間や主要なポイントを佔め、バスを運行するなど市街地の移動の足を確保する。

25

駐車場整備及び有効利用の促進

中心市街地における土地の有効性を考慮し、駐車場の整備を促進します。また、既存駐車場の立体化と有効利用、観光シーズンにおける公共施設及び民間駐車場の開放を検討します。

30

駐車場等案内システムの整備

駐車場相互の連携を密にして、駐車場の空き情報や道路渋滞情報を提供する案内システムの整備を図ります。

35

○流通システムの効率化

流通システムの整備

輸配送システムなどの流通機能や、共同事業化等への事業展開を支援します。

35

荷さばき施設の整備

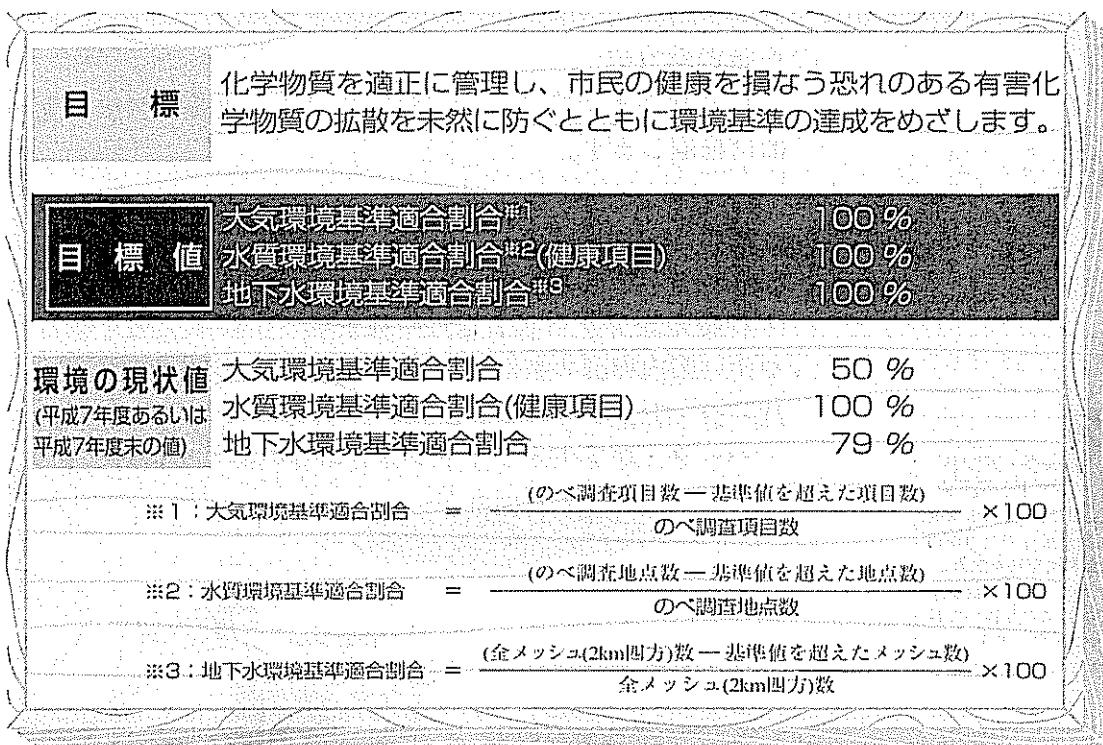
路側帯の改良等により、荷さばき施設の整備を促進し、交通の流れの円滑化に努めます。また、荷さばき用駐車場付置義務条例の制定について検討します。

40

荷さばき施設
配達車等が荷を積み下ろしするための駐車施設。



4. 有害化学物質の拡散防止



【共通理念】

事業活動等に伴って排出される化学物質には有害であるにもかかわらず未規制のものが多く含まれており、慢性毒性、発ガン性、催奇形性など人体への様々な影響が懸念されています。健康被害などが発生しないよう、化学物質管理の適正化を図り、排出や拡散の未然防止に努めます。



慢性毒性
反復して長期間にわたって摂取した場合に徐々に生じる毒性。



発ガン性
いくつかの段階を経て正常な細胞を、ガン細胞に変化させる性質。



催奇形性
胎児に奇形を引き起こす性質。

【具体的取組】

■化学物質のリスクについての情報収集、市民や事業者への情報提供

○情報収集及び提供

国等による化学物質の規制の動向や毒性、環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、化学物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。

■健康づくりの推進

○市民の健康づくりの推進

環境中や飲食料品・生活用品の化学物質と健康に関する市民の意識を高め健康づくりを推進します。

○定期検診の普及・定着

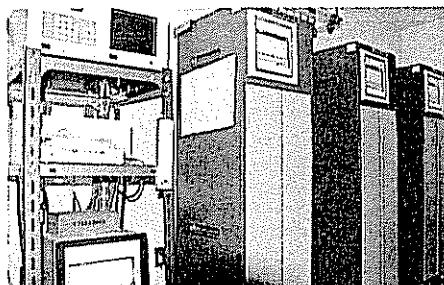
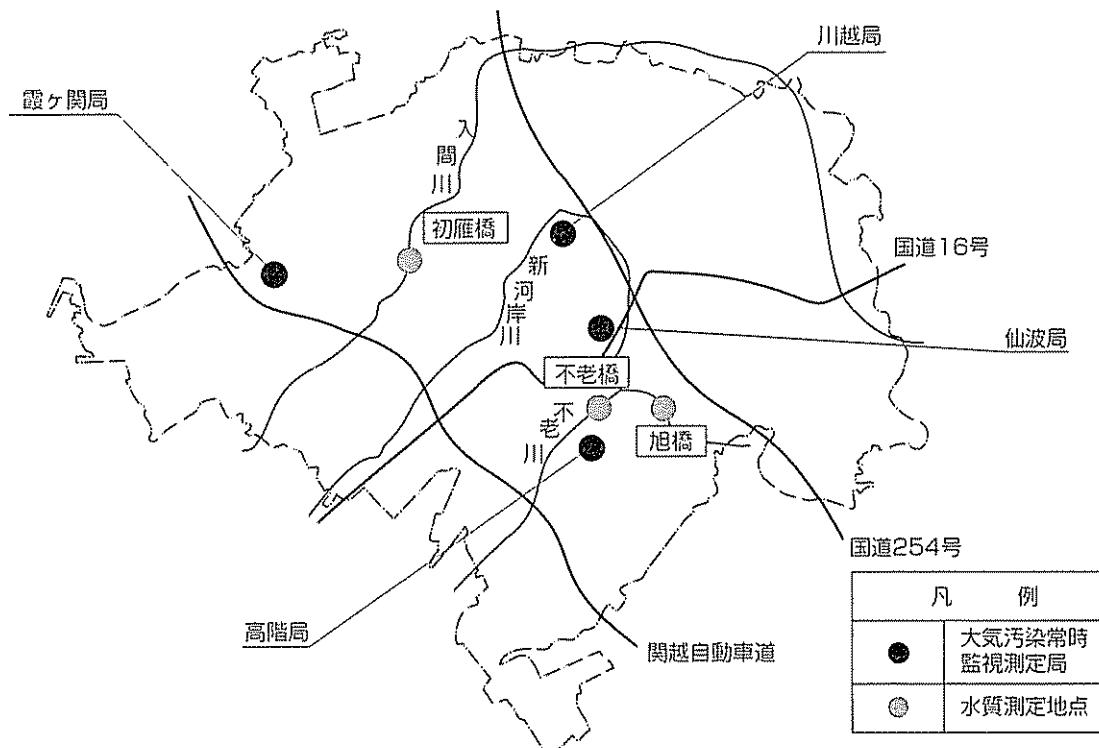
健康診断や各種がん検診及び人間ドック等の定期検診の普及・定着を図ります。



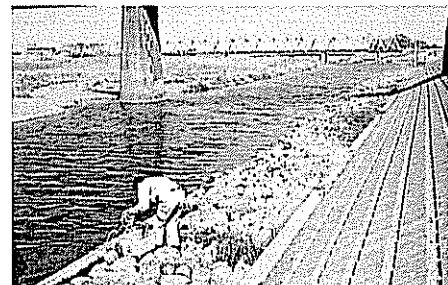
■監視体制の充実<重点>

○監視体制の充実

関係機関との連携による大気環境や水道水源等河川の監視体制や、上水の水質検査の体制を充実・強化します。



大気測定局



水の採取風景

大気汚染常時監視測定局・水質測定地点位置図（平成7年度）

■市で使用する化学物質の適正使用の徹底

○化学物質適正使用の徹底

市で使用する農薬などの化学物質の管理徹底及び適正な使用を図ります。また、市配布の薬剤について、使用方法の周知・徹底及び使用量の適正化を図ります。

■事業者への指導

○法令による規制

大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの法令により規制されている有

害化学物質については、取扱事業所に対し指導を更に強化します。

○化学物質管理の徹底

工場・事業場への指導

化学物質の使用実態を把握し、環境安全上特に管理を要する特定物質の管理を徹底するよう指導します。また、有害物質取扱事業所の移転等の際に、跡地の土壤調査及び必要な場合には対策を指導します。

ゴルフ場への指導

農薬の取扱いや適正管理についてゴルフ場事業者への指導を強化します。

環境保全型農業の普及

農薬の取扱いや適正管理について農業従事者へ指導するとともに、低農薬・省農薬・有機農法など、環境保全型農業の普及を図ります。

○排出抑制及び拡散防止

化学物質の使用実態を把握し、関係機関と連携の上、有害化学物質の排出の抑制や拡散防止のための事業者への指導を強化します。

○公共施設での焼却中止

ダイオキシン類の発生を防止するため、公共施設での小型焼却炉の使用を中止します。

■安全な水の確保

○浄水場の既設井戸の保全

浄水場の既設井戸の保全・管理を進めます。





5. 身近な水辺環境の保全

目 標	産業排水対策や生活排水処理施設の整備等により環境基準を達成し、親水空間の整備などにより、市民の身近な水辺環境の再生をめざします。	
目 標 値	生活排水処理率	95 %以上
	水質環境基準適合割合	
	pH(水素イオン濃度)	100 %
	SS(浮遊物質量)	100 %
	BOD(生物化学的酸素要求量)	100 %
	大腸菌群数	100 %
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	生活排水処理率	77.9 %
	水質環境基準適合割合	
	pH(水素イオン濃度)	97 %
	SS(浮遊物質量)	100 %
	BOD(生物化学的酸素要求量)	69 %
	大腸菌群数	74 %

【共通理念】

汚れたものを河川や水路に流すという発想を転換し、市民生活に密着した水の循環システムの一部として位置づけ、清らかな水が流れ、水に直接触れることができ、水遊びができるような姿をとりもどすための施策を総合的に推進します。

【具体的取組】

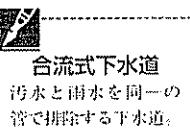
■水質調査の充実

○水質の測定

公共用水域水質基準点の測定に加え、市単独のきめ細かい測定地点を設置し、定期的に水質調査を実施します。

○水辺の環境調査

水生生物や水辺の植生など、水辺の環境調査を定期的に実施し、生物環境指標等を活用した汚濁状況や生物の生育環境を把握します。

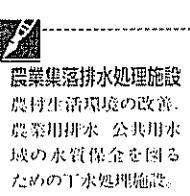


■汚濁負荷の低減

○生活排水対策<重点>

公共下水道等の整備

市街化区域について、公共下水道整備が一部の区域を除き完了したため、下水道への切り替えを指導していきます。また、既に合流式下水道が整備されている地域のうち一部区間の分流式等への改善を検討します。市街化調整区域については、公共下水道と農業集落排水処理施設、



合併処理浄化槽を地域に応じて普及・整備を推進します。

啓発活動

家庭からの台所、風呂、洗濯等の排水について、家庭内での汚濁負荷低減または浄化対策を進めるための啓発活動を推進します。

○産業排水対策

工場・事業場系排水対策

水質汚濁防止法及び埼玉県公害防止条例に基づく規制や指導を徹底します。

小規模事業所排水対策

不老川流域について、埼玉県小規模事業所排水指導指針に基づいて小規模事業所への指導を行い、下流域への汚濁負荷の低減を図るよう働きかけます。

■水質浄化対策

○不老川浄化対策<重点>

生活排水対策推進計画の推進

近隣市町村との広域連携により、不老川流域の生活排水対策推進計画を推進します。併せて、県との連携を密にし、対策協議会による対策を推進します。

生活排水対策指導員の選任

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策指導員を選任し、不老川流域の水質調査、生活排水対策研修会への参加等の活動を促進します。

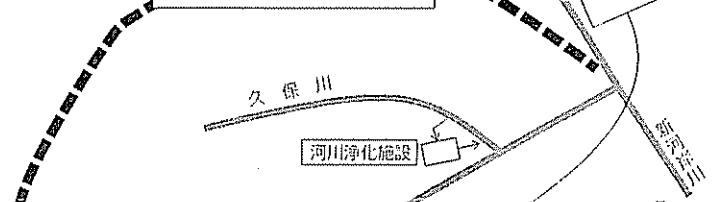
処理水の還流

流域自治体や関係機関と連携して、滝ノ下終末処理場の処理水を不老川上流に還流し、流量の確保及び浄化用水として活用します。

直接浄化施設の設置

不老川に流入する久保川について、関係機関と連携し、不老川との合流前に河川浄化施設を設置して水質の改善を図ります。

重 点 地 域
(川越市、狭山市、所沢市、入間市)

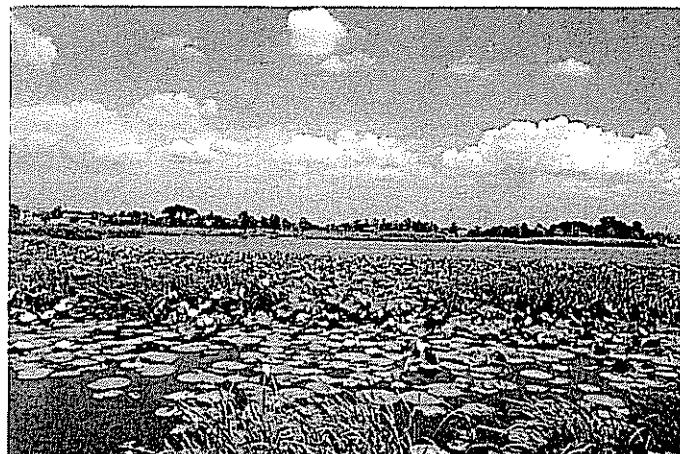


不老川の浄化対策



○伊佐沼浄化対策<重点>

伊佐沼関連水質浄化対策事業を推進し、長期的には、生活排水対策、ヘドロのしゅんせつ等の対策を図ります。また、その間の汚濁の進行をくい止めるために暫定対策を実施します。



十数年前の伊佐沼

生活排水対策

- ・公共下水道優先
- ・農業集落排水処理施設
- ・合併処理浄化槽



伊佐沼の浄化対策

■市民・事業者・行政・民間団体協働の環境保全活動

○グラウンドワーク事業の推進

流域住民と企業との連携による河川の浄化対策、水辺環境整備及び整備後の維持管理等のグラウンドワーク事業を推進・支援します。

■ 身近な水辺環境づくり

○伊佐沼公園の整備

水と緑を生かし、伊佐沼周辺に調和した特色ある公園として整備します。

○親水空間の整備

関係機関との連携により、河川整備の際に自然ゾーン、自然利用ゾーン、整備ゾーン等を設定し、ゾーンの特性に応じた親水空間を積極的に確保します。

○水路の浄化対策

新河岸川に流入する麦田堀排水路など、市で管理している水路の一部区間を多自然型護岸によって整備し、礫間浄化（礫間接触酸化法）等を利用した浄化対策を図ります。

○河川空間利用の促進

河川敷や親水空間等、身近な河川の利用を促進します。特に入間川については、既存公園に隣接する河川敷の公園等としての整備や桜づつみモデル事業との連携により、地域住民の憩いの場を提供します。

20

25

30

35

40



6. 湧水の復活（水の循環）

目標	水の循環システムを取り入れ、湧水の復活をめざします。	
目標値	公共施設雨水貯留浸透対策量 下水道雨水貯留浸透事業数 家庭雨水貯留槽設置数	55,000 m ³ 以上 60 か所以上 1,000 か所以上
環境の現状値 (平成7年度あるいは 平成7年度末の値)	市内湧水の箇所数 湧水湧出量(代表地点) 一人当たり上水使用量 公共施設雨水利用施設数 公共施設雨水貯留浸透対策量 下水道雨水貯留浸透事業数 開発による雨水流出抑制対策量 家庭雨水貯留槽設置数	26 か所 (※) m ³ /日 336 ℓ/日 3 か所 34,308 m ³ 1 か所 128,166 m ³ 0 か所
(※)平成9年度から定期的に調査を開始しています。		

【共通理念】

まちづくりや市民生活へ水循環システムを取り入れ、水害や渇水に強い環境を整えます。水の循環システムの基本は、節水により上水を大切に使うこと、雨水は短期間に排水することなく一時的に貯留すること、あるいは台地上などでは可能な限り地下に浸透させることなどです。その結果として、都市化される前には市内各所に湧いていた湧水の復活を図ります。

【具体的取組】

■節水対策（水を大切にする）

○節水対策の促進

公共施設における節水対策

公共施設の水道施設の節水型への改善を推進します。

市民・事業者への普及

節水型器具の普及を図るとともに日常生活での工夫、改善等を市民や事業者に呼びかけます。

○上水道の漏水防止

上水の漏水防止事業を推進します。

■雨水貯留施設の整備及び保水・遊水機能の確保（水をためる）

○公共・公益施設等の雨水貯留施設の整備

学校の校庭、駐車場、公園等を利用して雨水貯留浸透事業を推進します。

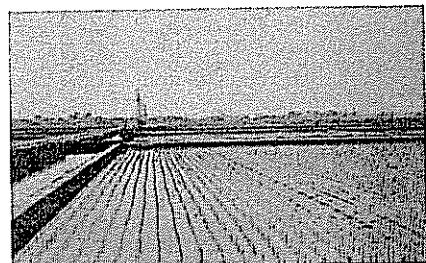
○治水整備基本計画の策定

浸水区域周辺の普通河川について整備基本計画を策定し、整備・推進を図ります。

○保水・遊水機能の確保

遊水池の整備

低地で浸水が著しい区域の浸水被害を防止するため、憩いの場をかねた遊水池の整備を検討します。



水田

写真：栗原 勤氏 提供

農地の保全

農業振興施策と連携し、農地を保全することにより、保水・遊水機能を確保します。

■雨水及び処理水の利用促進（水を何度も使う）

○雨水利用の促進

公共施設及び民間の大規模施設等に雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用します。

○家庭用小型雨水貯留槽の設置促進

市民への普及啓発を目的として、家庭用小型雨水貯留槽の設置を促進し、そのための支援を図ります。この際、下水道等の普及によって不要になった浄化槽の貯留槽への再利用について検討します。

○下水処理水利用の促進

下水処理水の中水利用を促進します。

■雨水地下浸透の促進（水を浸み込ませる）

○下水道雨水貯留浸透事業の推進

関係機関と協議の上、公共施設等の下水道雨水貯留浸透事業を推進します。

○開発時の雨水対策

総合治水対策に基づく、雨水流出抑制対策を推進するため、各種開発規模に応じた指導基準に基づき、施設整備を促します。

○雨水浸透ますの設置

宅地内浸透のための雨水浸透ますの設置を促進し、そのための支援を図ります。

○透水性舗装の整備

歩道や公共施設の駐車場等の透水性舗装整備を推進します。



○道路における雨水地下浸透促進

道路整備の際に、浸透式側溝、吸込み槽、連結式浸透ます等を用いて地下浸透を促進します。

■湧水地の調査及び環境整備等（湧水を復活させる）<重点>

○湧水地モニタリング調査

湧水の湧出量測定や新たな湧出地点の確認等、モニタリング調査を実施します。この際、市民参加による調査も行います。

○湧水地周辺環境整備

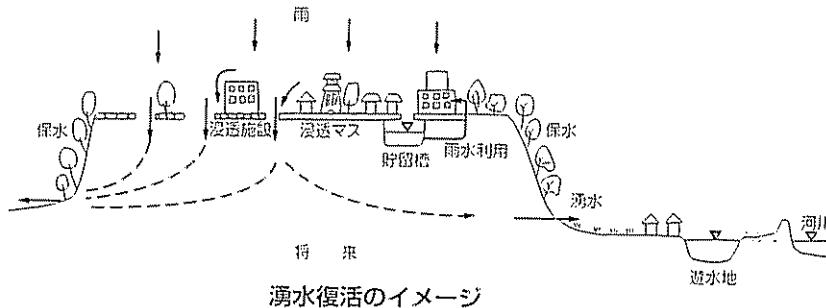
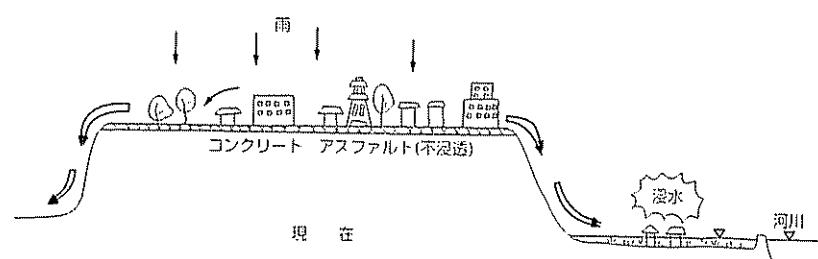
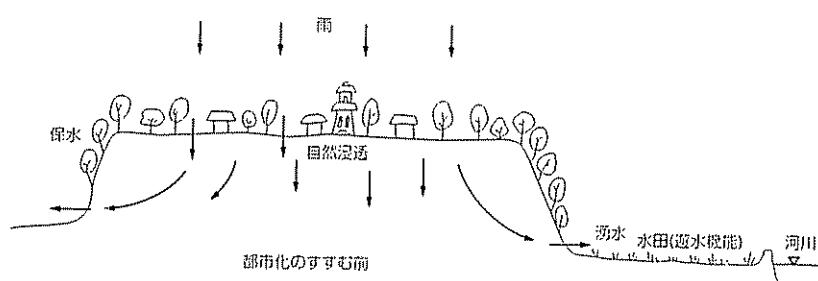
湧水地周辺を、市民が身近に接することができるよう、関係者と協議の上、環境整備を推進します。

○保水涵養機能を有する緑地の保全と緑化の推進

湧水地周辺や台地上などで保水涵養機能を有する緑地の保全と緑化の推進を行います。

○湧水復活事業

国が進めている湧水復活事業との連携について検討します。

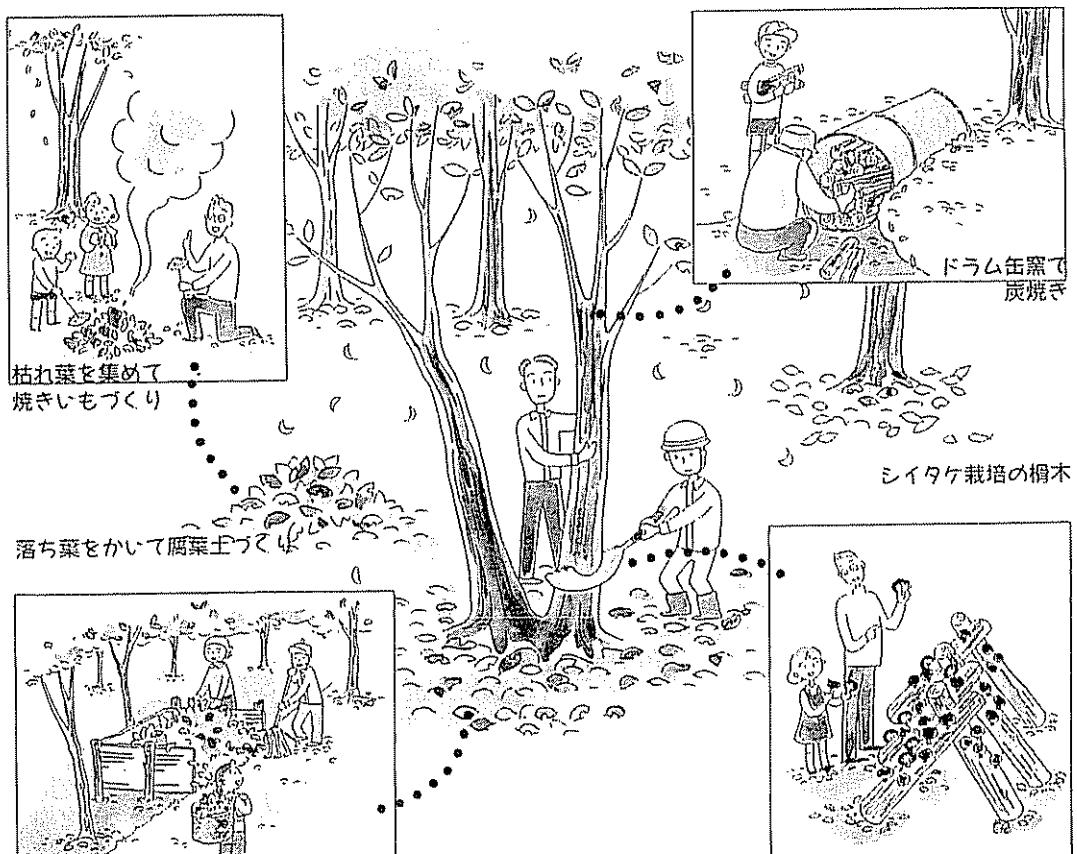


7. 武藏野の面影を残す自然的環境の保全

目 標	武藏野の面影を残す雑木林等を保全し、市民参加も含めその維持・管理を進めます。	
目 標 値	市民の森など法令等による指定面積 1,700,000 m ² 以上	
環境の現状値 (平成7年度あるいは 平成7年度末の値)	雑木林等の面積	5,180,000 m ²
	雑木林等の公有化面積	10,368 m ²
	市民の森など法令等による指定箇所数	171か所
	市民の森など法令等による指定面積	1,068,885 m ²

【共通理念】

歴史と自然を守り、都市と農業等が整序された計画的土地利用のもとに、歴史的文化的にも重要な武藏野の面影を残す雑木林等を農地や集落と一緒に保全し、市民参加も含め、その維持・管理を進める施策を推進します。



市民参加による雑木林の利用



【具体的取組】

■土地利用施策の推進による雑木林等の保全

○緑・アメニティ拠点形成の具体化

第二次川越市総合計画における緑・アメニティ拠点形成の緑ゾーンの位置づけを都市計画マスター・プラン、緑の基本計画等策定において具体的に位置づけ、その展開を図ります。

■環境保全型農業の促進による雑木林の保全

○環境保全型農業の促進と雑木林の保全

雑木林の保全を図るために、雑木林の落ち葉を肥料として利用する有機農法など環境保全型農業の普及を促進します。



落ち葉の肥料化

○農業後継者の育成

幼児期から農業に対する理解と関心を高めて、自然と共生する地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の育成を図ります。

■法律及び条例等による雑木林等の保全 <重点>

○法律による指定

緑地保全地区

都市における緑地を永続的に担保する手段である緑地保全地区の指定について検討します。

市民緑地

土地の所有者からの申し出により地方公共団体等が土地の所有者と契約を締結し、これに基づき、地方公共団体等が一定の期間その土地を管理し、住民に公開する市民緑地制度を検討し、雑木林等の保全・活用に努めます。

○条例等による指定

ふるさとの緑の景観地及びふるさとの森

県のふるさと埼玉の緑を守る条例に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域をふるさとの緑の景観地等として指定し、保全を図ります。

市民の森

川越市民の森指定要綱に基づき、市民の森を指定することにより、雑木林等を保全し、市民に憩いの場を提供します。

保存樹林

快適な緑地環境を守るために、川越市緑化推進要綱に基づき、主要な雑木林等を保存樹林に指定し、保全を図ります。



市民の森

○緑の基金による保全

緑の基金の充実を図り、雑木林等の保全に努めます。

■公園の整備

○雑木林等を活用した公園づくり

(仮称) 川越市森林公園の整備

本市南部に広がる武藏野の面影を残す雑木林を保全し、森林公园として整備を推進します。また、一部公有地化した雑木林等は、市民参加も含めた維持・管理を検討していきます。

■市民参加による雑木林等の維持・管理

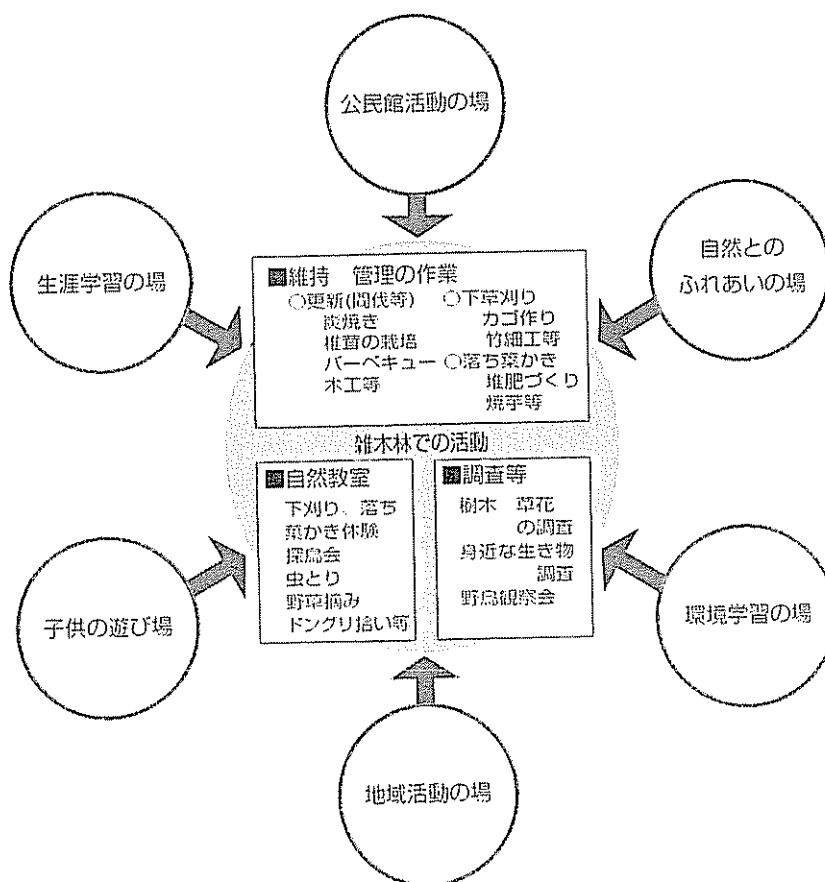
○市民参加による雑木林等の維持・管理

法律及び条例等により保全された雑木林等については、できる限り地域住民の憩いの場として市民参加による維持・管理を進めます。

■広域的な取組の推進

○広域的な取組の推進

市内の南部地区から三芳町、所沢市、狭山市方面に広がる雑木林については、県も含めた広域的な連携による保全・活用について検討します。



市民参加による雑木林での活動と地域のかかわり



3. 身近な生き物の生育環境の保全・創造

目 標

人と生き物が共生できる環境の保全・創造をめざします。

環境の現状値

ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数
(平成7年度あるいは多自然型護岸の延長
平成7年度末の値)

0か所

3,500 m

【共通理念】

身近な生き物の生息環境を維持するため、良好な自然環境を構成する地形、緑、水辺、河川を積極的に保全するとともに、各種の公共事業や開発事業においてビオトープ保全・創造を図り、人と自然が共生するまちづくりをすすめます。

ビオトープ

野生生物の生息空間。

【具体的取組】

■自然保護行政の推進

○自然保護に対する行政の取組の推進

府内における自然保護行政の役割分担について検討し、自然保護の取組を推進します。

■身近な生き物の調査研究等の推進

○野生生物の分布・生態等に関する調査・研究

さいたまレッドデータブックに基づき、市内に生息・生育する野生生物の生息分布・生育環境などを調査し、川越市において特に保護対策を講じる必要のある希少野生生物の特定を行い、川越市版レッドデータブックの作成を進めます。

レッドデータブック
絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集。埼玉県では「さいたまレッドデータブック」の作成に向けて調査中であり、平成7年度に動物編を作成し、平成9年度に植物編を刊行する予定。

○市民参加による生物調査

多くの市民が川越市の生き物に关心を持ち、知識を深めて自然環境の保全と改善のために参加する態度を高めていくことを目的に、市民参加による生物調査を推進します。



雑木林の調査

■身近な自然環境の保全と創造

○身近な生き物の生息空間の保全

環境保全型の農業の推進

生態系に配慮し、周辺環境との調和を図る環境保全型農業を推進します。

緑地の保全

各地にある健全な生態系を育む雑木林等を保全していきます。

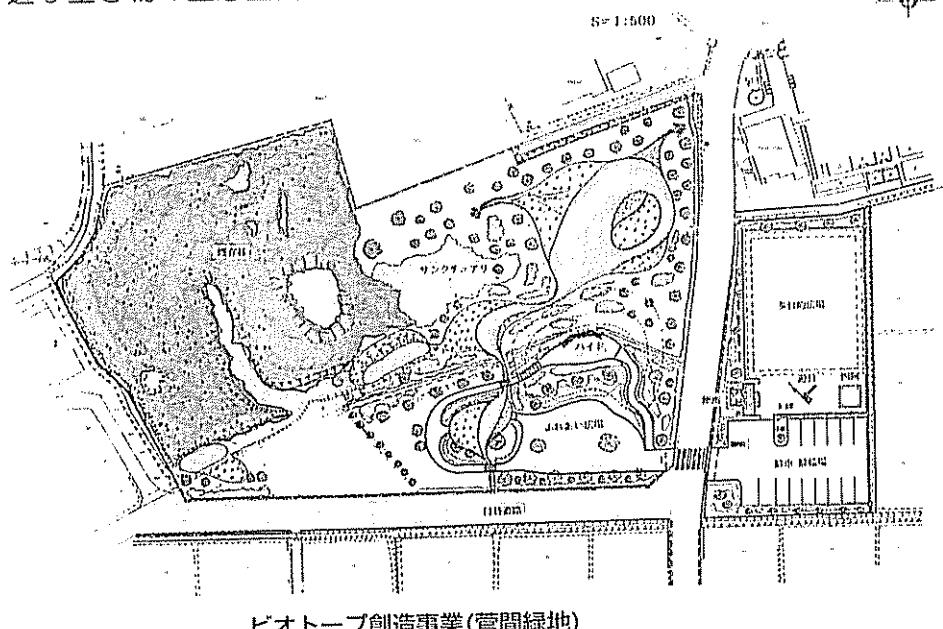
水辺の保全

野生生物の生息空間を維持するため、良好な自然環境を構成する地形、緑、水辺、河川等を水系緑地として積極的に保全します。また、河川の改修・整備により生じた残地の親水公園化を図ります。

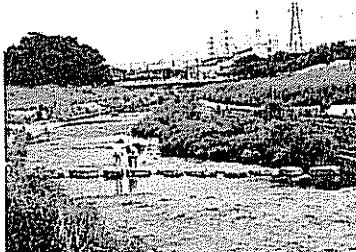
湧水地の保全

湧水地については周辺の雑木林等の保全・回復と合わせ身近な生き物の生育環境を保全・創造していきます。

○身近な生き物の生息空間の創造<重点>



生態系に配慮した道路(エコロード)
地域の自然環境との
共生・調和を図るよ
う配慮された道路。



多自然型護岸(小畔川)



多自然型護岸(新河岸川)

公園・緑地におけるビオトープづくり

公園の整備においては、できる限り身近な生き物の生息空間を確保し、生態系の回復に結びつけていくよう努めます。また、荒川、入間川等の河川敷では、ビオトープ的要素をも考慮した緑地づくりを推進します。

学校におけるビオトープづくり

学校内に、環境教育・学習の場としてビオトープの整備を図っていきます。

多自然型川づくり

護岸整備等において、三面コンクリート護岸を見直し、自然型工法を採用するなど、水生生物等の多様な野生生物の生息・生育環境の確保に努め、地域の健全な生態系の保全に努めます。

生態系に配慮した道路(エコロード)づくり

道路の整備においては、ビオトープ創造手法等による野生生物の生息・生育空間の確保など、地域の健全な生態系の維持に努めます。

環境に配慮した用排水路等の整備

用排水路整備においては、環境に調和した護岸工法の検討を行い、用排水路等における多自然型工法の採用など、野生生物の生息・生育空間の確保に努め、地域の健全な生態系の維持・改善に努めます。

9. 歴史的文化的遺産の継承

 **登録有形文化財**
建築後50年以上を経過した歴史的建造物(建物、橋梁、庭園等)等を対象に、地方自治体からの推薦などにより文化庁が登録する有形文化財。この登録にあたっては所有者の同意が必要となる。

目 標 川越を特徴づける歴史的文化的遺産を大切に守り、次の世代へ引き継いでいくことをめざします。

目 標 値	都市景観重要建築物等の指定数 登録有形文化財数	100件以上 50件以上
--------------	----------------------------	-----------------

環境の現状値	都市景観重要建築物等の指定数 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	0件 182件
	指定文化財の数 登録有形文化財の数	0件 0件

【共通理念】

地域に育まれ広く市内外の人々に愛されている本市の歴史的文化的環境を活用し、現代の生活様式や都市構造と調和させながら景観整備を中心とした施策を推進し後世に伝えていきます。

【具体的取組】

■伝統的文化の継承

○歴史的町並みの保存・整備<重点>

町並みの保存・整備

蔵造りを中心とする、町並みの保存に関する計画を策定します。また、伝統的建造物群保存地区の指定に向けたコンセンサスを得るため、市民への意識啓発を行い、町並みの保存・整備に努めます。

歴史的町並み地区の整備

伝統的な建造物の保存・再生を促進するとともに、文化・観光の中心的位置にある歴史的町並み環境及び歩行者ネットワークの整備・推進を図ります。

有形文化財の登録の推進

建築後50年以上を経過した歴史的建造物を活用しながら保存するため、所有者の同意に基づき有形文化財としての登録を推進します。

都市景観重要建築物等の指定

現存する歴史的建造物等について、登録を行い、適切な基準を設け、所有者の同意に基づき都市景観重要建築物等の指定を行います。

防火対策の推進

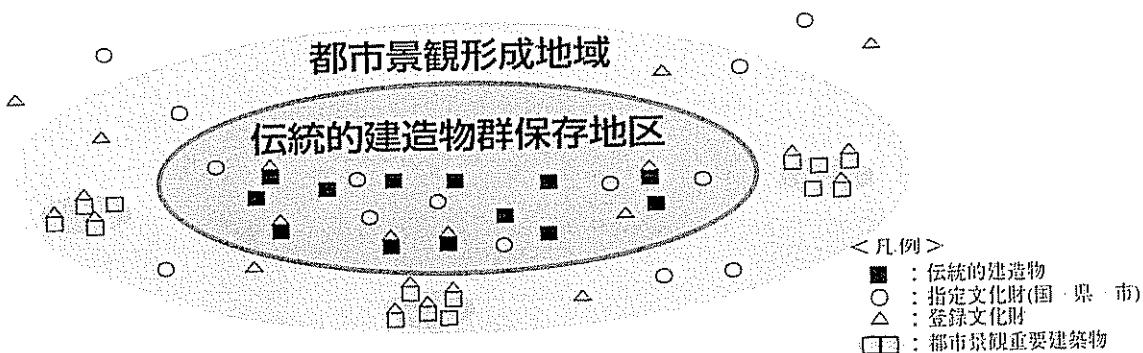
歴史的町並みを火災から守るため、

 **伝統的建造物群保存地区**
文化財保護法及び都市計画法に基づいて、伝統的建造物と一緒にして価値ある歴史的な環境を保存するため市町村が定める地区。

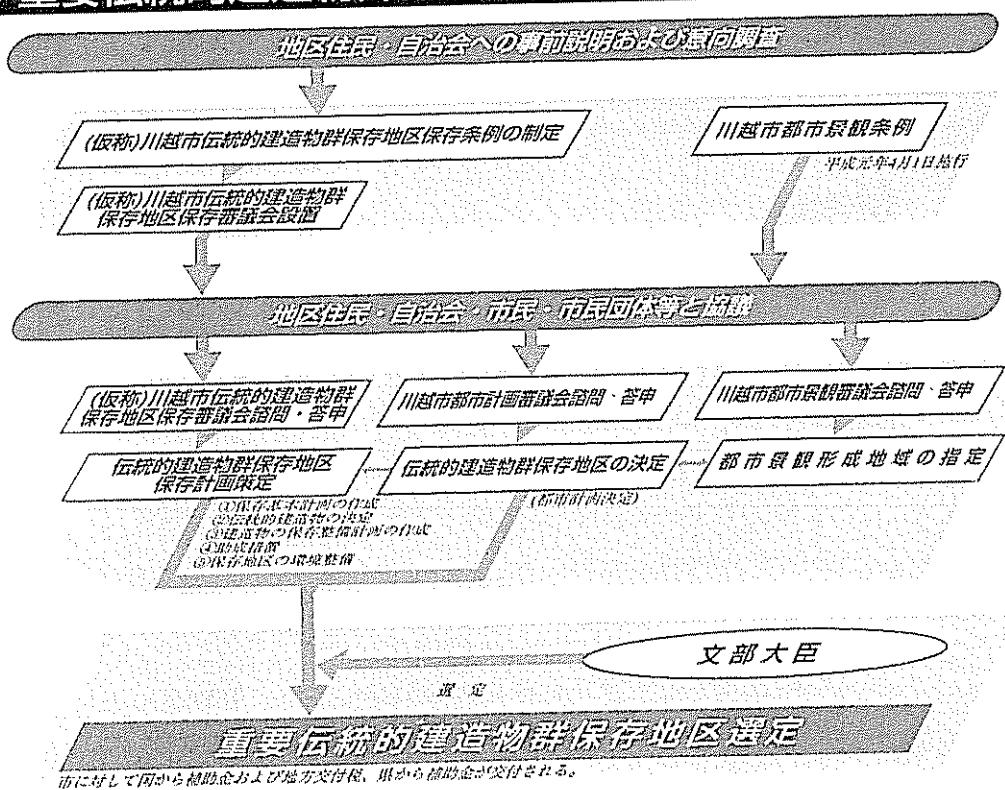


あさひ銀行川越支店

平成8年12月、県内第1号の登録有形文化財に指定されました。



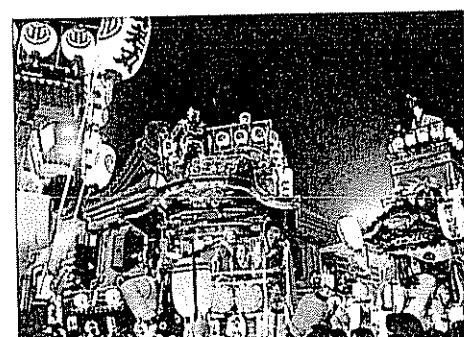
重要伝統的建造物群保存地区選定までのプログラム



消防用設備等の整備・充実を図ります。

○郷土芸能の保存と育成

郷土芸能の保存・継承のため各保存会等を積極的に育成します。



川越祭

○史跡の保存と公園整備

初雁公園の整備

初雁公園基本構想に沿って、逐次「城址公園」の整備を図ります。



史跡公園の整備

旧仙波河岸跡地に歴史の面影を残す新河岸川舟運の史跡公園を整備します。

河越館跡の保存・整備

河越館跡の公有地化を推進し、発掘調査を行い、史跡の全体像を把握します。

そして、史跡公園として活用するため、早期に河越館跡整備計画を策定します。

■市民文化の創造

○文化財の保存と活用

指定文化財の維持・管理の充実

所有者や管理者の連携と意識を高めるため、研修会、防火訓練等を実施します。所有者や管理者に指導・助言を行い、保存や修理等の維持・管理の充実に努めます。

文化財の調査研究の充実

未指定文化財の調査研究を行い、優れた文化財は指定文化財にします。

また、埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その成果を記録し保存します。

文化財保護意識の啓発

郷土意識を高めるため、公民館、学校教育等で学習を推進します。また、講座・研修会等の開催と資料・情報の提供に努め、文化財保護意識の啓発を図ります。

○文化施設の整備・充実

市民会館、文化会館の整備・充実

市民会館の充実を図るため、施設の改修を実施します。また、西文化会館、南文化会館の全体的な機能の充実に努めます。

公民館、図書館、博物館の整備・充実

市民の文化活動を支援するため、公民館、図書館、博物館の施設機能、資料を整備・充実します。

○文化活動の推進

文化振興構想・基本計画の策定

伝統文化と新しい文化が融合した、個性ある文化都市づくりを推進するため、文化振興構想・基本計画を策定します。また、市民の文化活動を支援するため、文化振興基金の設置を検討します。

指導者の養成と研究者の発掘

文化活動を活性化するため、指導者研修の開催と指導者相互の交流を推進します。また、新たな文化の創造に向けて、研究者等の人材発掘に努めます。

10. 都市のうるおいの創造

目 標	昔ながらの景観に現代的な要素を取り入れた都市景観の創造や、時の鐘など伝統的で市民に親しまれている音風景の保全などに取り組むとともに、公園・緑地の整備と保全及び緑化の推進を図り、都市のうるおいの創造をめざします。	
目 標 値	都市景観形成地域の指定数 電線類の地中化延長 1人当たりの都市公園面積	8件 7,000 m ² 以上 5.5 m ² 以上
環境の現状値 (平成7年度あるいは 平成7年度末の値)	都市景観形成地域の指定数 電線類の地中化延長 公害苦情件数 保存樹木数 緑化本数 1人当たりの都市公園面積	0件 2,049 m 203件 297本 3,312本／年 3.79 m ²

【共通理念】

川越を特徴づける蔵造りの町並みなどの景観に、現代的な景観を取り入れた都市景観の整備を中心として、自動車や工場などの喧騒の中で埋もれている音風景の発掘や保全、都市緑化や美化の推進、親水性の向上などにより都市の生活におけるうるおいを創り出していくます。

【具体的な取組】

■景観に配慮したまちづくり

○都市デザイン^{*}の推進

都市デザイン整備体系の策定

公共施設の整備及び民間の土地利用誘導を、都市整備、都市美、都市環境的側面から誘導するモデル手法を体系化します。

事業過程における市民の参加

都市景観形成及び公共施設整備についての事業過程の中で、ワークショップ^{*}、モニター制度等、市民参加の機会を提供し、事業に反映します。

重点地域における都市景観形成地域の指定

伝統的商業地等を都市景観形成地域に指定するとともに、地域住民、専門家等の意見を取り入れた都市景観形成計画の策定を図ります。

都市景観形成計画に基づく公共施設整備の調整

重点地域内の公共施設整備については、都市景観形成計画の主旨とデザインの整合を検討し、地域の委員会等との調整を図ります。

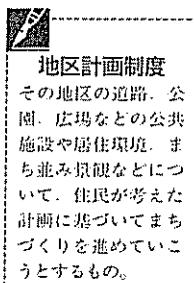
都市景観に配慮した施設デザインの推進

電線類の地中化、住宅と住環境の整備、公衆便所、公共施設デザイン、ポケットパーク等都市景観に配慮した施設デザインの整備を推進します。


ポケットパーク
市街地などで、休憩の場の確保や都市景観の向上を図るために設けられる、広場的機能を有する小規模公園。



良好な住環境の維持・保全



良好な住環境が形成されている地域については、地区計画制度や建築協定等により、その保全に努めます。

○地域固有の景観整備

住民主導のまちづくり

住民の進める地区固有のまちづくりについては、都市景観協定、地区計画等の制度の導入を検討します。

景観整備に関する援助策の推進

都市景観形成に関する地域の活動支援、改修時の助成等の援助策を推進します。

都市景観重要建築物等を生かすまちづくり

都市景観重要建築物等を生かした環境整備を、住民参加により推進します。また、修復、再利用について相談に応じ、助言及び援助を行います。



■音環境の保全

○歴史的な音風景の保全<重点>

時の鐘の保全

川越のシンボルであり、市民にも親しまれている時の鐘の音を聞きながら、暮らせるような音風景の保全に努めます。

時の鐘

■住工混在地区の解消

○周辺環境との調和に配慮した工業団地等の拡充

周辺地区環境との調和に配慮した工業団地等の拡充を図り、既成市街地の住工混在地区における工場等は、工業団地等への誘導を図ります。

○地区計画等の活用

地区計画等の活用により、住宅と工場の共存した環境改善を図ります。

○ミニ工業団地の整備

住宅と中小工場が混在している地区では、事業者の意向を反映させながら、中小工場の集団化を促進します。また、工場が移転する際の跡地の有効利用について検討します。

■公害の防止

○法令に基づく規制の強化

工場・事業場から発生する騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、法令に基づいた規制をさらに強化します。

○都市生活型公害の防止

近隣騒音、深夜営業騒音（カラオケ）、日照、電波障害に対する指導をさらに強化します。

■環境保全条例の制定

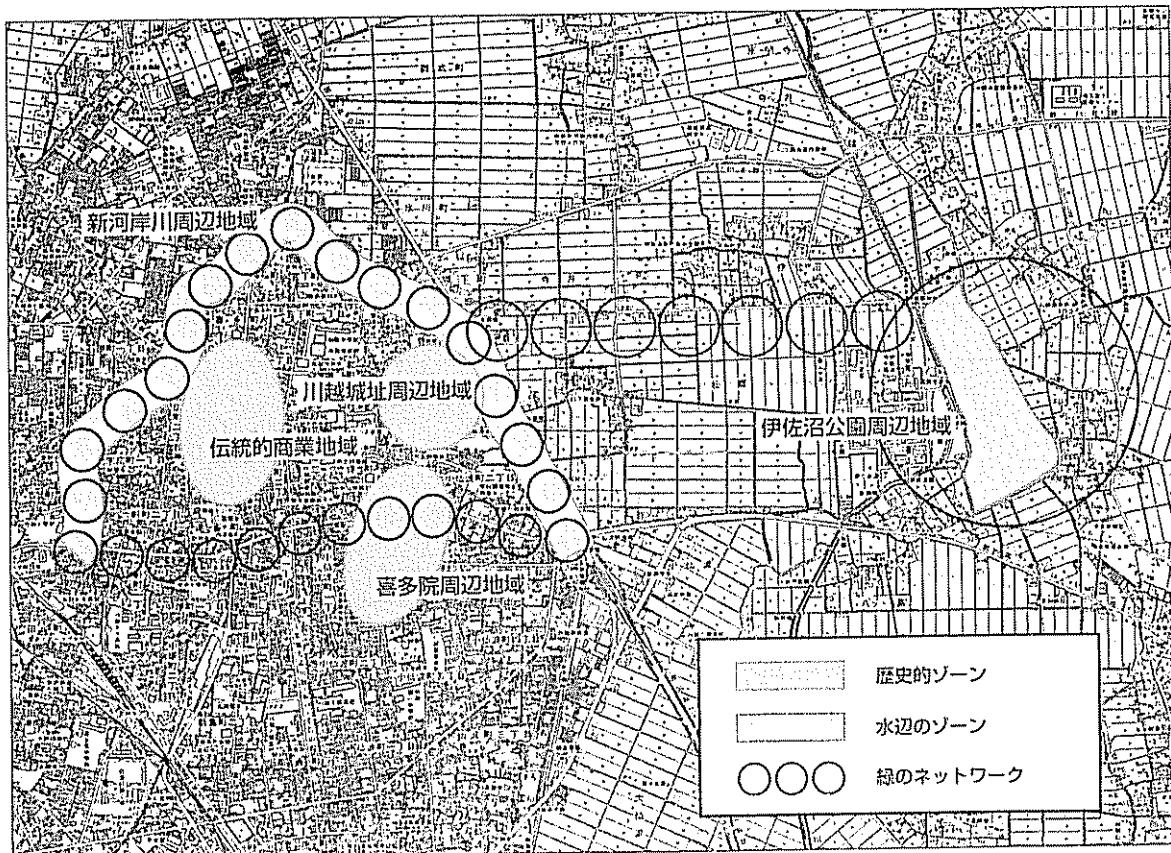
○環境保全条例の制定

住みよい環境づくりのため（仮称）川越市環境保全条例の制定について検討します。

■歴史と水と緑の回廊の整備

○歴史と水と緑の回廊の整備

文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを周遊できる歩行者、自転車による回廊の整備について検討します。



歴史と水と緑の回廊

■公園の整備

○住区公園の整備

地域の身近な公園として、街区公園、近隣公園等の公園を積極的に整備するとともに、既設の公園も含めた維持管理の徹底を図り、快適な住環境の整備に努めます。

近隣公園

都市公園法に基づいて、都市計画区域内に設置される公園。主に、近隣に居住する者の利用を目的としている。



■親水性の向上

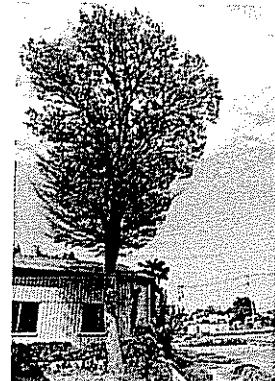
○憩いとうるおいのある都市空間の提供

親水公園の整備・促進

市民に憩いとうるおいのある都市空間を提供するため、関係機関との協議に努めながら、親水公園の整備・促進を図ります。

流量の確保

渇水期における流水の確保を図るために、低水護岸等の整備を促進します。



保存樹木

■緑地の保全

○生産緑地等の保全・活用

生産緑地地区制度の活用により、市街地内の農地を計画的に保全するとともに、市民農園等として活用を図ります。また、休耕農地^{*}での一時的な草花の栽培への支援についても検討します。

○保存樹木の指定

市街地における保存樹木の指定を推進し、樹木の保存を図ります。



生け垣緑化

■緑化の推進

○生活空間の緑化

公共施設、道路等の緑化

良好で快適な生活空間を確保するため、公共施設や道路の緑化等を推進します。

事業所、家庭の緑化

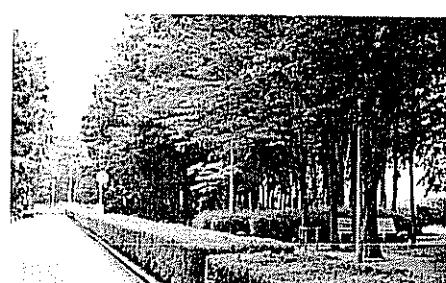
事業所等に緑化を指導するとともに、生け垣の奨励や緑化推進モデル地区の指定、花いっぱい運動や苗木配布の推進等によって各家庭や生活空間での緑化を奨励します。

緑化センターの設置

緑化を推進する拠点となる、緑化センターの設置を検討します。

樹木医制度の設置

年々強まる自然志向、緑化の関心に対応するため、樹木医制度等の設置を検討します。



緩衝緑地

○緩衝緑地の設置

大規模な工業団地の立地や拡充の際に緩衝緑地の設置について指導します。



■まちの美化の推進

○まちの美化に対する意識の高揚

放置自転車、ごみのポイ捨てなどの対策

放置自転車やごみのポイ捨てなど地域環境に対する現状認識を深め、環境美化への意識を高めます。

5

空き地の管理・ペットの粪公害の防止

広告やパンフレットを活用して空き地の管理、ペットの粪公害の防止など環境美化を図ります。

10

屋外広告の対策

まちの景観を損ね道路交通の妨げになる貼り紙や立て看板等に対し、埼玉県屋外広告物条例に基づき規制を強化していきます。

15

○地域環境美化の促進

市民によるクリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）、地区衛生委員を中心とした自主的な地域活動を支援します。また、観光客を含むごみの持ち帰り運動を展開します。

■観光客への配慮

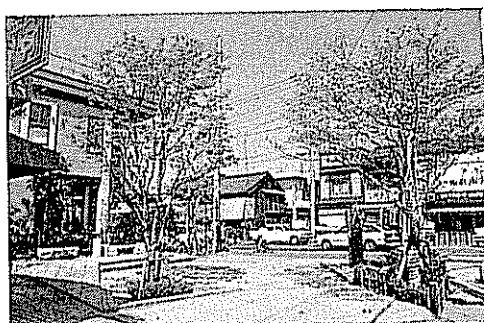
○歩行者空間等の整備・推進

環境にやさしい空間の確保

歩行者や自転車の安全を確保するとともに、観光客にやさしい空間の確保に努めます。

20

25



30

ポケットパーク

ポケットパーク等の整備

公有地、民有地を有効利用し、町並みに調和したポケットパーク等を整備します。

35

○駐車場の整備と有効利用の促進

観光シーズンにおける公共施設及び民間駐車場の開放を検討します。

40

○パーク・アンド・ライドシステム等の導入

パーク・アンド・ライドシステム等の導入を検討します。





11. 環境教育・学習の推進

子どもエコクラブ
次の世代を担う子供たちが楽しく環境学習・環境保全活動を行うため、環境庁が平成7年に発足させたもの。こどもたちのグループが、プログラムに沿って、身近な野鳥や草花の観察といった様々な環境保全活動を楽しみながら実践している。

目 標	環境についての情報を知る機会を増やし、市民生活と環境との関連について学習することにより、各主体の自主的な行動につながることをめざします。		
環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	環境学習施設数	24 施設	5
	環境学習講座数	34 件／年	10
	環境学習講座参加者数	延べ 3,306 人／年	15
	こどもエコクラブ 登録数	2 件	20

【共通理念】

環境活動の実践のためには、地域や地球環境の現状についてよく理解し、何が問題であり、何ができるかなどを世代に応じて学習していく必要があります。学習機会の充実や場の整備、経験を有する個人が体験を重ね、学習結果が行動へと結びつくための施策を推進します。

【具体的取組】

■環境情報の収集・活用

○市民による身近な環境調査<重点>

市民参加によるモニタリング調査を充実させます。

環境マップの例

例1

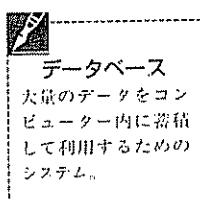


例2



環境マップ等の例

○環境情報システムの構築



収集した環境に関する情報をデータベース化し、環境情報システムを構築します。データベースは調査結果にあわせて更新し管理を行います。

○環境情報の提供

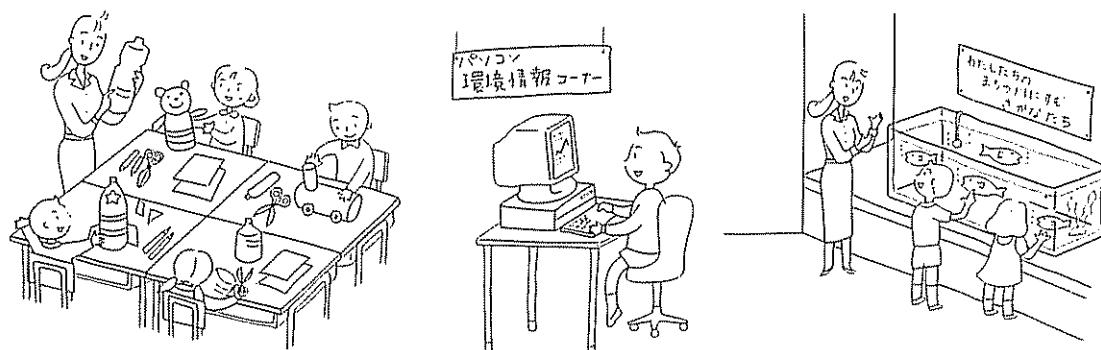
環境情報システムのデータベースを普及啓発用パンフレットや広報活動に利用し、環境情報の提供を行います。

■環境教育・学習の推進

○環境学習機会の充実

環境学習拠点の整備 <重点>

環境について学習し、理解し、活動する市民の交流の拠点となる環境学習センターの設置について検討します。



施設見学会等の開催

ごみ処理施設の見学会等を開催し、ごみ問題に関する啓発・学習機会を充実させます。

市民環境大学の開設

民間団体、学識経験者、研究機関等と連携し、市民環境大学の開設を検討します。

自然観察会の開催

公民館活動を中心に自然観察会やネイチャーゲームを実施し、自然環境に関する学習機会を充実させます。

環境学習のためのイベントの開催

講演会、シンポジウム等環境学習を推進するためのイベントを開催します。

環境ふれあい教室等の開催

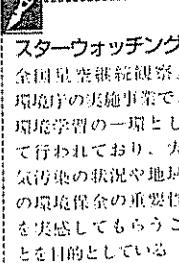
環境ふれあい教室やスターウォッチングなどを開催します。

事業者向け研修会の開催

事業者の理解を深めるため、環境学習を促進する研修会を開催します。

市役所職員への意識啓発の充実

市役所のエコオフィス化や環境にやさしい行動の推進のために、職員





への意識啓発を充実させます。

○環境教育・学習の推進

環境教育の実践

幼児期から感性を刺激し、自然との共生意識を高めるよう、身近な環境から地球環境問題を含む環境教育の実践を促進します。小中学校については、副読本の作成を進め、環境全般に関するモデル校の設置を検討します。

こどもエコクラブの推進

こどもエコクラブの活動を支援します。

情報・資料の提供

環境学習に役立つ啓発用パンフレットの作成と配布に努めます。

教材の充実

環境関連図書や環境に関する教育資料、環境簡易測定資材等を充実させ、貸し出しを行います。

10

15

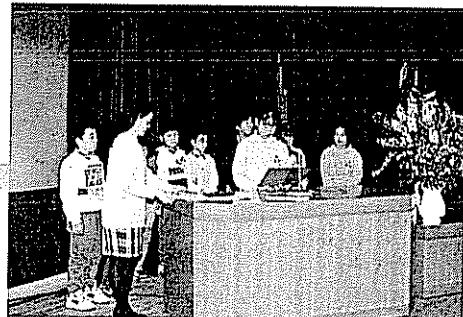
20

25

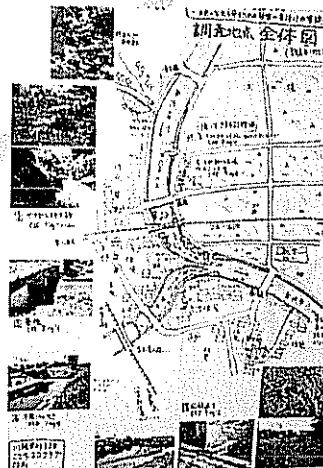
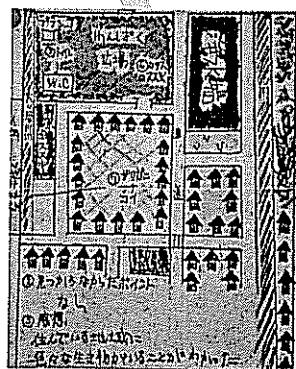
30

35

40



エコクラブの活動



12. パートナーシップの形成

目 標	環境保全活動の活性化のため、市民、事業者、行政、さらに民間団体の連携による地域のパートナーシップの形成をめざします。	
環境の現状値	人材登録件数 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)	35 件 (※) 団体 1 件／年
環境活動団体数		
グラウンドワーク事業実施数		(※) ネットワーク化を図る中で把握していきます。

【共通理念】

環境教育・学習や普及啓発を積極的に推進し、市民、事業者、行政、さらに民間団体の個々の行動が環境保全型のものとなり、さらにそれらが結びつき、団体活動や主体間の連携に発展してこそ、大きな効果が期待できます。そのための人材の育成や良好なパートナーシップ形成を図ります。

【具体的取組】

■市民・事業者・行政・民間団体のパートナーシップの形成

○グラウンドワークの推進<重点>

市民、事業者、行政、さらに民間団体が連携して地域の環境保全の取組を行うグラウンドワーク活動を推進します。



住民参加で整備の進む「花とホタルの里づくり」【静岡県三島市】

出典：「平成8年版環境白書」（環境庁、平成8年）

○自主的活動の支援

環境活動団体の育成及び団体間のネットワーク化

時代の要請に応えて団体の自主活動ができるよう、民間団体の育成に努めるとともに団体間のネットワーク化を図ります。

自主的活動の推進

集団回収等市民の自主的活動の促進を図ります。



活動への支援

市民の環境保全活動への支援を図ります。

○コミュニティづくり

コミュニティ意識を啓発し、環境活動の核となる自治会への加入を促進します。

○市民参加機会の充実

行政と市民との連携によるさまざまな活動を展開するために、新たな市民参加方式と参加機会の拡充について検討します。

■人材の育成・活用

○人材の育成

コミュニティリーダーの養成

コミュニティ活動のリーダーを養成するため、講演会、研究会等の学習の機会を提供します。

環境活動団体リーダーの養成

環境に関する自主的活動団体のリーダーを養成します。

○人材の活用

アドバイザー等の登録・活用

環境に関するアドバイザー^{*}の登録を行い、指導・助言体制を充実させます。環境カウンセラー登録制度(国)、彩の国環境アドバイザー制度(県)の活用も検討します。

高齢者の活用

高齢者の経験を生かした環境に関する世代間交流のあり方を検討します。

■市域を越えたパートナーシップの推進

○関係市町の関係強化

関係市町の交流を深め、大気汚染・水質汚濁・廃棄物・交通問題など広域的な取組が必要な課題について、連携を強化するとともに、埼玉県西部第一広域行政推進協議会で実施している調査研究事業などを充実させ、広域行政をさらに推進します。

○広域行政圏計画等の推進

埼玉県西部第一広域行政圏計画、埼玉圏央道沿線西部地域活性化計画及び埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想に基づいて、今後も、計画実現に向け積極的に推進します。


環境カウンセラー登録制度
環境保全に関する活動を行う市民や事業者などに助言を行うアドバイザーを登録する制度。環境庁が実施している。


彩の国環境アドバイザー制度
環境に関する講演会や観察会等に環境についての有識者や活動実践者を講師として派遣する制度。埼玉県が実施。



第6章

環境に配慮した行動



第6章 環境に配慮した行動

市民、事業者、民間団体の日常的な行動・活動について、環境に配慮すべき事項を具体的な指針として示します。行政が実施する施策と、市民、事業者、民間団体の取組によって、将来の望ましい環境像を実現します。

なお、市については、本計画に基づく諸施策を実施し、公共施設のエコオフィス化など環境に配慮した行動を率先して実践します。

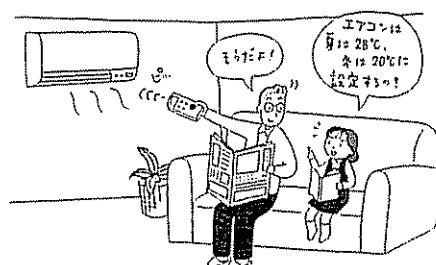
1. 市民の行動（例）

■地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型地域社会をつくるために

- ・買い物袋を持参し、過剰包装品や使い捨て製品の購入を自粛するなど、買い物を工夫します。
- ・生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に努めます。
- ・ごみの分別を徹底します。
- ・電気製品、家具、日用品などを大切に使用します。
- ・不用品交換などにより資源の再利用に努めます。
- ・物品の購入時には、エコマーク商品や環境にやさしい商品を選択します。
- ・エコストアを積極的に利用します。
- ・資源ごみの集団回収などに積極的に参加します。
- ・冷暖房温度の適正化など、省エネルギー型のライフスタイルを実践します。
- ・省エネルギー型の電気製品やガス器具等を使用します。
- ・家屋の断熱性を向上させ、エネルギーの有効利用に努めます。
- ・太陽熱温水器等を設置し、自然エネルギーを積極的に活用します。
- ・新築、建て替え時には、環境共生住宅を取り入れます。



商品の選択



冷暖房の設定温度



買い物袋の持参

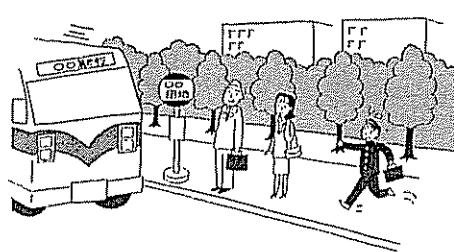


■市民の健康を守り、すがすがしい日常生活を確保するために

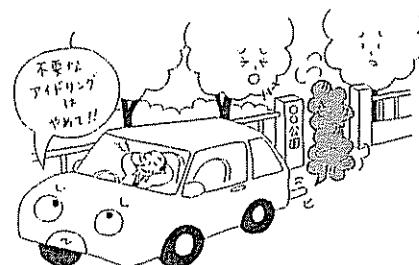
- ・公共交通機関、自転車、徒歩による交通に移行するよう心がけます。
- ・冬季を中心としてノーカーデーを実践します。
- ・自動車を運転する時には環境にやさしい運転に心がけます。
- ・自動車の点検整備などを励行し、適正に管理します。
- ・低公害車を優先して購入します。
- ・できるだけ合成洗剤を使わずに石鹼を利用します。
- ・食用油はできるだけ使い切り、廃食用油は回収利用や古新聞等で吸い取ってから捨てるようにします。

5

10



公共交通機関を利用した通勤



アイドリングストップ

15

20

■自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継いでいくために

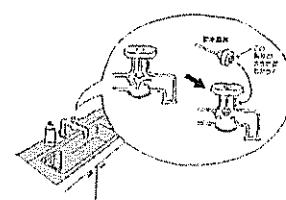
- ・節水を心掛けます。
- ・炊事や洗濯を工夫して、一度利用した水の利用を実践します。
- ・雨水を貯留し、散水、洗車等に活用するように努めます。
- ・雨水浸透ますを設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。
- ・敷地内の緑化に努めます。
- ・雑木林の維持・管理に協力します。
- ・街路樹や公園など、みどりを管理するための地域活動に参加します。
- ・市民参加型の自然環境調査に参加します。

25

30



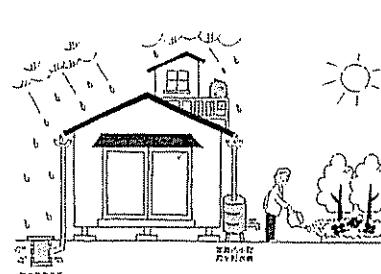
一度使った水の利用



節水器具の設置

35

40



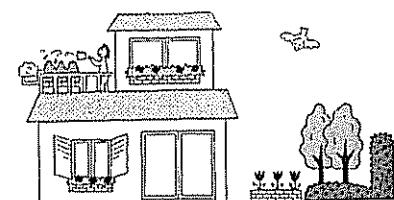
ためた水の利用と雨水の浸透



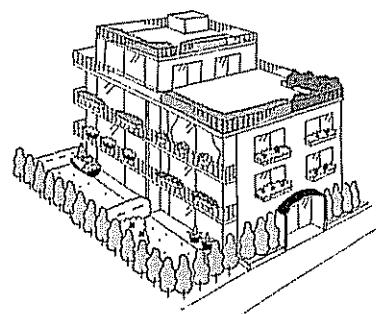
■歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造するために

- ・庭やベランダに木や花を植え、生け垣にするなど、敷地内のみどりを増やします。
- ・近隣に迷惑な悪臭や騒音を発しないように配慮します。
- ・歴史的文化的遺産とこれを取り巻く自然環境の保全意識を高めます。
- ・建物の外観など施設レベルでの景観づくりに参加します。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加します。

5



10



15

一戸建ての緑化イメージ

マンションの緑化イメージ

20

■すべての人が、環境づくりに主体的に取り組むしくみをつくるために

- ・環境学習施設を利用します。
- ・講習会、講演会、自然体験等の環境学習機会に参加します。
- ・集団回収に参加し、地域活動の輪を広げるように努めます。

25



30



35

環境学習機会への参加

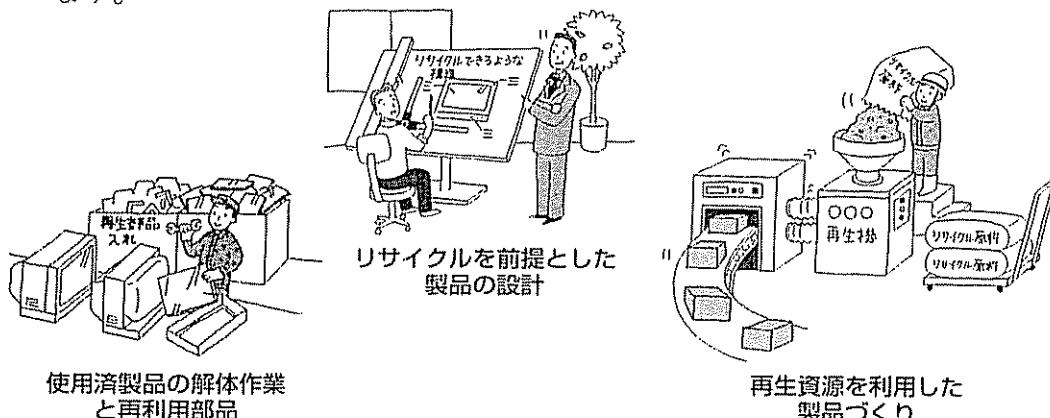
40



2. 事業者の行動（例）

■ 地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型地域社会をつくるために

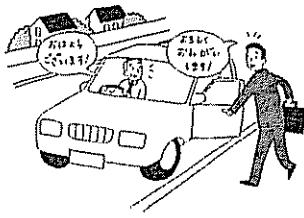
- ・エコオフィス化をめざします。
- ・ごみは適正に処理します。
- ・再生資源を積極的に利用します。
- ・長寿命化・長期利用を前提として製品を設計・製造します。
- ・修理・アフターサービスの充実を図ります。
- ・使用済製品の回収体制の整備を進め、部品の再利用に努めます。
- ・環境監査システム等、環境管理体制の整備を図ります。
- ・熱帶材は、できる限り使用しないように努めます。
- ・建設資材は、再生品や再利用の可能なものを選択します。
- ・省エネルギー型施設の導入に努めます。
- ・容器包装がごみにならない販売方法を工夫し、リサイクルに努めます。
- ・宣伝用チラシ等は再生紙を利用し、その量を極力少なくするよう努めます。
- ・エコマーク商品や環境にやさしい商品等の販売コーナーを設置するように努めます。
- ・むだな広告灯の使用を制限するなど、省エネルギーに努めます。
- ・自動販売機の設置は最低限にします。
- ・梱包材等に使用する資材は再利用・再生利用できるものとするように配慮します。



■ 市民の健康を守り、すがすがしい日常生活を確保するために

- ・保有車の点検整備などを励行し、適正に管理します。
- ・低公害車の導入に努めます。
- ・冬季を中心としてノーカーデーの実践に努めます。
- ・産業排水を適正に処理します。
- ・物品の一括購入、原材料、部品の適正管理を進め、物流の合理化に努めます。
- ・ボイラー等を適正に管理します。
- ・使用する化学物質は適正に管理します。
- ・製造業者等との連携を強化し、共同配送の推進など物流の合理化に努めます。
- ・最短走行ルートの選択や過積載の防止などに配慮します。
- ・環境保全型農業への転換に努めます。





相乗り通勤の奨励

5

ノーカーテーの実施

10

15

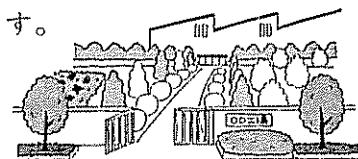
20

25

30

35

40



工場緑化のイメージ

■自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継いでいくために

- ・節水型器具を設置するなど節水を心がけます。
- ・雨水貯留槽等を設置し、雨水を散水等に利用します。
- ・雨水の地下浸透に努めます。
- ・一度利用した水の再利用を図ります。
- ・敷地内を緑化します。
- ・農業体験の場を提供します。

■歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造するために

- ・敷地内の緑化を推進し、その管理・育成に努めます。
- ・建設機械や工事用車両による周辺への影響に配慮します。
- ・看板、広告塔等の設置にあたっては、周辺の景観と調和するように配慮します。
- ・営業騒音など近隣へ迷惑をかけないように配慮します。
- ・騒音、振動、悪臭などの公害防止に努めます。

■すべての人が、環境づくりに主体的に取り組むしくみをつくるために

- ・研修会や情報の提供等により、従業員の環境保全意識を高めます。
- ・リサイクル活動や緑化活動などの地域活動に参加します。

3. 民間団体の行動（例）

■民間団体の行動

- ・それぞれの団体の特徴を生かした環境保全活動を行います。
- ・他の団体や市民、事業者等との情報の相互交換に努めます。
- ・行政との連携を密にします。



いっしょに話し合います(市民、事業者、市との話し合い)

第7章

進行管理



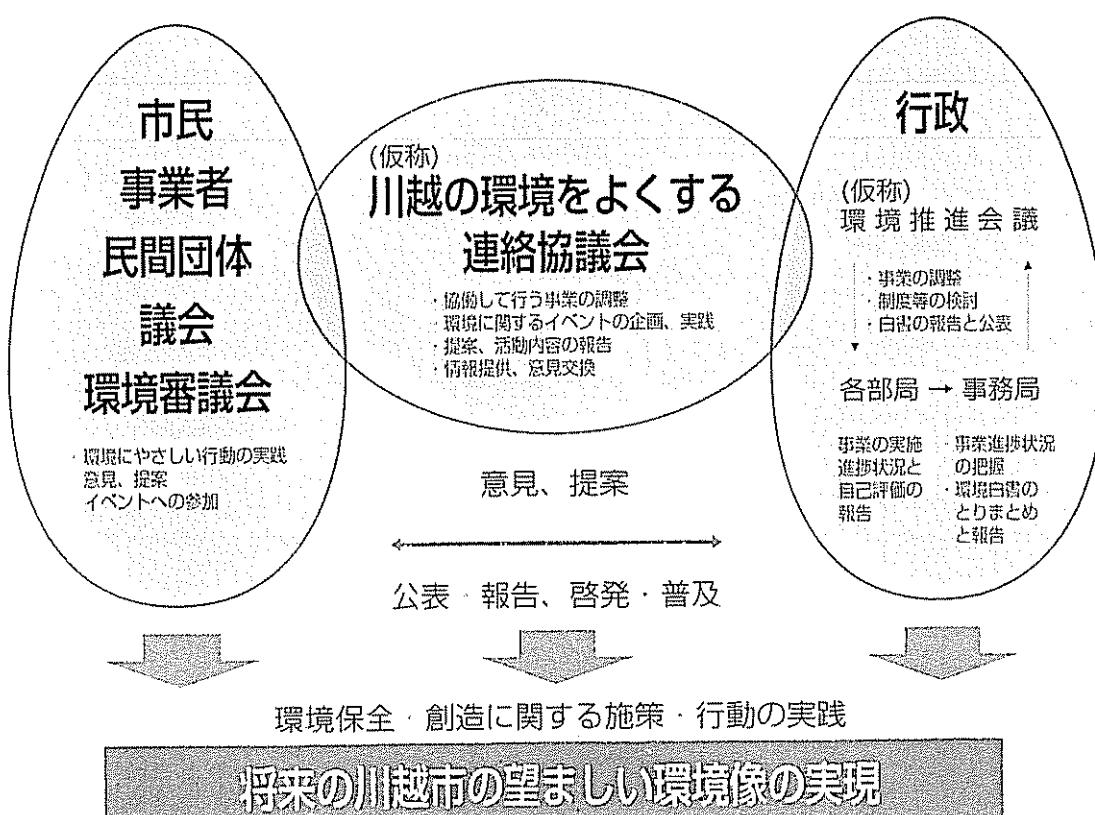
第7章 進行管理

1. 計画の進行管理及び推進体制

広範囲にわたる各種の施策を、総合的かつ計画的に推進するため、行政内部の横断的推進組織として、「(仮称) 環境推進会議」を設置します。この会議では、計画の進捗状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。計画の進捗状況については、毎年度「(仮称) かわごえ環境白書」として取りまとめて市民等に公表し、年次報告を行い、また今後の取組に意見の反映を図っていきます。

また、市民、事業者、行政、さらに民間団体がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ実行できるよう、協働して行う事業について情報提供や調整を図る組織「(仮称) 川越の環境をよくする連絡協議会」を設置します。

この中で環境に関するイベント等を開催し、提案や活動成果の発表、意見交換などを行い、市民参加により、地域ぐるみで本市の望ましい環境像実現のための取組を活発にします。





2. 環境指標

計画を進行管理する際にチェックする項目として、次の数値を環境指標として活用します。また、環境指標は計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

環境指標 (1) 環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)

	平成7年度	目標値
(1) 地球環境問題への取組		
市内電力使用量	1,448,034MWH／年	平成17年度予測値の20%削減
市役所の電力使用量	48,238MWH／年	平成17年度予測値の25%削減
家庭用太陽光発電システム設置数	4件	1,000件以上
フロンガス回収量	226.3kg／年	
市役所の環境配慮商品購入率	32%	
公共施設新エネルギー利用施設数	6施設	
エコストア登録件数	0件	
(2) 資源の有効利用とリサイクルの推進		
1人当たりごみ排出量	932g／日	800g／日以下
リサイクル率	13.9%	20%以上
埋立処分量	17,297t	
(3) 人と環境にやさしい交通体系の確立		
沿道のCO(一酸化炭素)濃度	21ppm	平成7年度レベル(21ppm)以下の維持
沿道のSPM(浮遊粒子状物質)濃度	0.175mg/m ³	0.1mg/m ³ 以下(環境基準)
沿道のNO ₂ (二酸化窒素)濃度	0.067ppm	0.06ppm以下(環境基準)
市役所の低公害車導入率	54%	
自転車駐車施設利用台数	25,082台／年	
都市計画道路整備率	31.5%	
交通事故件数	8,343件／年	
(4) 有害化学物質の拡散防止		
大気環境基準適合割合	50%	100%
水質環境基準適合割合(健康項目)	100%	100%
地下水環境基準適合割合	79%	100%

5

環境指標 (2) 環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)

	平成7年度	目標値
(5) 身近な水辺環境の保全		
生活雑排水処理率	77.9%	95%以上
水質環境基準適合割合 pH (水素イオン濃度)	97%	100%
水質環境基準適合割合 SS (浮遊物質量)	100%	100%
水質環境基準適合割合 BOD(生物化学的酸素要求量)	69%	100%
水質環境基準適合割合 大腸菌群数	74%	100%
(6) 溝水の復活 (水の循環)		
市内溝水の箇所数	26か所	
溝水湧出量 (代表地点)	(※1)m ³ /日	
1人当たり上水使用量	336ℓ/日	
公共施設雨水利用施設数	3か所	
公共施設雨水貯留浸透対策量	34.308m ³	55 000m ³ 以上
下水道雨水貯留浸透事業数	1か所	60か所以上
開発による雨水流出抑制対策量	128 166m ³	
家庭雨水貯留槽設置数	0か所	1 000か所以上
(7) 武藏野の面影を残す自然環境の保全		
雑木林等の面積	5 180 000m ²	
雑木林等の公有地化面積	10.368m ²	
市民の森など法令等による指定箇所数	171か所	
市民の森など法令等による指定面積	1.068 885m ²	1 700 000m ² 以上
(8) 身近な生き物の生育環境の保全・創造		
ビオトープの保全 創造事業の実施箇所数	0か所	
多自然型護岸の延長	3.500m	

40



環境指標 (3) 環境の現状値 (平成7年度あるいは平成7年度末の値)

5

	平成7年度	目標値
(9) 歴史的文化的遺産の継承		
都市景観重要建築物等の指定数	0件	100件以上
指定文化財の数	182件	
登録有形文化財の数	0件	50件以上
(10) 都市のうるおいの創造		
都市景観形成地域の指定数	0件	8件
電線類の地中化延長	2,049m	7,000m以上
公害苦情件数	203件／年	
保存樹木数	297本	
緑化本数	3,312本／年	
1人当たりの都市公園面積	3.79m ²	5.5m ² 以上
(11) 環境教育・学習の推進		
環境学習施設数	24施設	
環境学習講座数	34件／年	
環境学習講座参加者数	延べ3,306人／年	
子どもエコクラブ登録数	2件	
(12) パートナーシップの形成		
人材登録件数	35件	
環境活動団体数	(※2)団体	
グラウンドワーク事業実施数	1件／年	

35

40

※1 平成9年度から定期的に調査を開始しています。
 ※2 ネットワーク化を図る中で把握していきます。



資料編

資料1 川越市環境基本計画策定の経緯

- 平成 6年 1月 □市民環境意識調査実施
2,000人対象、1,247人から回答
- 平成 6年 7月 12日 □環境保全課内プロジェクト発足
- 平成 6年 8月 1日 ■環境審議会設置（平成6年6月24日条例第18号）
- 平成 6年 11月 2日 ■第1回環境審議会開催
会長、副会長の互選について
- 平成 6年 11月 21日 ■第2回環境審議会開催
講演「環境基本法と地方公共団体の役割」
講師 環境庁企画調整局企画調整課環境基本計画推進室
主査 石野耕也 氏
- 平成 7年 1月 29日～30日 ■環境審議会視察研修会
三島市グラウンドワーク活動について
静岡市環境プランについて
- 平成 7年 5月 9日 □府議
川越市環境基本計画の策定について
- 平成 7年 5月 20日 □市民環境調査（ラバ・リバー・ウォッチング・イノ・小畔川）
- 平成 7年 8月 31日 ■第3回環境審議会開催
講演「最近の環境行政の動向と埼玉県環境基本条例について」
講師 埼玉県環境部環境政策課 主幹 富岡正明 氏
- 平成 7年 10月 23日 ■市長から環境審議会へ諮詢
環境基本計画の基本的考え方について
- 平成 7年 11月 6日 ■第4回環境審議会開催
川越市環境基本計画の基本的考え方について（諮詢）
- 平成 7年 11月 □かわごえの環境チェック報告書発行（川越の環境をよくする会）
- 平成 7年 12月 1日 ■第5回環境審議会開催
環境基本計画に盛り込むべき基本的事項1～4の項目について
- 平成 8年 1月 19日 ■第6回環境審議会開催
環境基本計画に盛り込むべき基本的事項5～7の項目について
- 平成 8年 2月 10日 □かわごえ環境フォーラム'96開催（西文化会館）
みんなで考えよう！川越の環境
- 平成 8年 4月 26日 ■第7回環境審議会開催
環境基本計画に盛り込むべき基本的事項1～7の項目について
- 平成 8年 5月 10日 ■第8回環境審議会開催
「環境基本計画の基本的考え方」の答申（案）たたき台について

平成 8 年 5 月 31 日 ■第9回環境審議会開催
 「環境基本計画の基本的考え方」の答申（案）について

平成 8 年 7 月 2 日 ■環境審議会から市長へ答申
 川越市環境基本計画の基本的考え方について

平成 8 年 7 月 22 日 □環境基本計画検討委員会設置要綱

平成 8 年 7 月 30 日 □市民環境調査（聞こえますか、時の鐘）
 ~ 8 月 1 日 162人から回答

平成 8 年 7 月 31 日 □環境基本計画検討委員会①
 川越市環境基本計画の策定について

平成 8 年 8 月 28 日 □環境部内会議
 川越市環境基本計画の策定について

平成 8 年 9 月 2 日 ■第10回環境審議会開催
 みんなでよくしよう！川越の環境
 ~かわごえ環境フォーラム'96Ⅱ～の実施について

平成 8 年 9 月 28 日 ■かわごえ環境フォーラム'96Ⅱ開催（やまぶき会館）
 みんなでよくしよう！川越の環境
 環境審議会主催（第11回環境審議会）
 「環境基本計画の基本的考え方、環境行政に対する市民提案」
 わたしたちにできること 263件
 市にしてほしいこと 262件

平成 8 年 10 月 29 日 □調査研究会関係課ヒアリング
 「ごみ」 ① 資源対策課、環境業務課

平成 8 年 10 月 30 日 □調査研究会関係課ヒアリング
 「水辺」 ② 河川課
 「水循環」 ③ 河川課、下水維持課、下水工務課

平成 8 年 10 月 31 日 □調査研究会関係課ヒアリング
 「みどり」 ④ 公園緑地課
 「都市マス」 ⑤ 都市計画課、土地政策課

平成 8 年 11 月 1 日 ■環境審議会委員改選

平成 8 年 11 月 5 日 □調査研究会関係課ヒアリング
 「都市交通」 ⑥ 総合交通対策課、都市計画課、企画課

平成 8 年 11 月 8 日 □調査研究会関係課ヒアリング
 「環境学習」 ⑦生涯学習課、学校教育課、中央公民館

平成 8 年 11 月 21 日 □調査研究会分科会 ①-1

平成 8 年 11 月 22 日 □調査研究会分科会 ②-1
 □調査研究会分科会 ③-1

平成 8 年 11 月 27 日 □調査研究会分科会 ①-2

平成 8 年 11 月 28 日 □調査研究会分科会 ②-2
 □調査研究会分科会 ③-2

平成 8 年 12 月 2 日 ■第12回環境審議会開催
 会長副会長の互選について

- 平成 8 年 12 月 4 日 □環境部内会議
川越市環境基本計画の策定について
- 平成 8 年 12 月 19 日 □調査研究会全体会
- 平成 9 年 1 月 10 日 □幹事会①
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 1 月 17 日 □幹事会②
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 1 月 23 日 □幹事会③
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 1 月 28 日 □環境基本計画関係部長会議①
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 2 月 4 日 ~ 6 日 □市民環境調査（聞こえますか、時の鐘＜冬季調査＞）
172人から回答
- 平成 9 年 2 月 5 日 □環境基本計画検討委員会②
川越市環境基本計画素案について
- 平成 9 年 2 月 19 日 ~ 20 日 ■環境審議会視察研修会
千葉市環境基本条例及び千葉市環境基本計画について
21世紀に向けた新エネルギーについて
- 平成 9 年 3 月 25 日 ■第13回環境審議会
川越市環境基本計画素案の市民への公表について
- 平成 9 年 4 月 10 日 □環境基本計画の素案公表
広報「川越」4月10日号
- 平成 9 年 4 月 10 日 ~ 5 月 30 日 □市民意見募集
47人から318件の意見・提案
- 平成 9 年 5 月 6 日 □市議会議員勉強会
9人参加、38件の意見
- 平成 9 年 5 月 6 日 □府議
川越市環境基本計画について
- 平成 9 年 5 月 8 日 ~ 9 日 □素案説明会
「北公民館」「西文化会館」
67人参加、46件の意見・提案
- 平成 9 年 6 月 ~ 9 月 □市民環境調査（酸性雨調査）
222人参加
- 平成 9 年 6 月 28 日 □アースミュージカル～地球の秘密・坪田愛華物語～（やまぶき会館）
400人参加
意見「地球環境を守るためにはどうしたらよいか」 90家族
「川越市を環境面からどのようにまちにしたいか」 49家族
- 平成 9 年 7 月 30 日 □環境部内会議
川越市環境基本計画素案に対する市民意見の取り扱いについて
- 平成 9 年 8 月 4 日 □環境基本計画関係部長会議②
川越市環境基本計画原案（たたき台）について

- 平成 9 年 8 月 18 日 □環境基本計画検討委員会③
川越市環境基本計画原案（たたき台）について
- 平成 9 年 10 月 1 日 ■市長から環境審議会へ諮詢
川越市環境基本計画について
- 平成 9 年 10 月 ~12 月 □市民環境調査（湧水調査）
87人参加
- 平成 9 年 10 月 14 日 ■第14回環境審議会開催
川越市環境基本計画（案）について
ダイオキシン問題に関する市の取組みと動向について（報告）
- 平成 9 年 10 月 28 日 ■第15回環境審議会開催
川越市環境基本計画（案）について
- 平成 9 年 11 月 7 日 ■第16回環境審議会開催
川越市環境基本計画（案）について
- 平成10年 1月 14 日 ■第17回環境審議会開催
川越市環境基本計画（案）について
- 平成10年 1月 21 日 ■第18回環境審議会開催
川越市環境基本計画の答申（案）について
- 平成10年 1月 24 日 □市民環境調査（どんな虫がいる？冬の林）
24人参加
- 平成10年 1月 30 日 ■環境審議会から市長へ答申
川越市環境基本計画について
- 平成10年 2月 20 日 ■第19回環境審議会開催
緑の基本計画(案)について
川越市環境基本計画関連事業について
- 平成10年 2月 27 日 □序議
川越市環境基本計画の策定について
- 平成10年 3月 17 日 □厚生常任委員会へ報告
川越市環境基本計画の策定について
- 平成10年 3月末 □環境基本計画策定

20

25

30

40



資料2 市民からの意見・提案

■意見の提出状況

1 フォーラム	525件
2 市民目安箱	117件
3 市政懇談会	188件
4 素案意見募集	318件
5 素案説明会等	84件
計	1232件

■意見の内容

計画の策定について	14件
計画全体	10件
第1章	18件
第2章	28件
第3章	3件
第4章	5件
第5章全体	24件
1. 地球環境問題への取組に関するもの	65件
2. 資源の有効利用とリサイクルの推進に関するもの	279件
3. 人と環境にやさしい交通体系の確立に関するもの	143件
4. 有害化学物質の拡散防止に関するもの	31件
5. 身近な水辺環境の保全に関するもの	88件
6. 湧水の復活（水の循環）に関するもの	29件
7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全に関するもの	47件
8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造に関するもの	31件
9. 歴史的文化的遺産の継承に関するもの	18件
10. 都市のうるおいの創造に関するもの	253件
11. 環境教育・学習の推進に関するもの	38件
12. パートナーシップの形成に関するもの	24件
第6章	3件
第7章	27件
その他	54件
計	1232件



資料3 川越市環境審議会答申

■川越市環境基本計画の基本的考え方について(答申)

平成8年7月2日 川越市環境審議会

はじめに

当審議会では、平成7年11月6日、第4回川越市環境審議会において市長より、川越市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)の基本的考え方について諮問を受け、環境基本計画に盛り込むべき基本的事項として、目的、目標年度、対象とする環境の範囲、計画の位置づけ、市民・事業者・行政の役割、市民参加、その他特に留意すべき事項について慎重に審議しました。審議の結果を次のとおり取りまとめましたので、この答申の趣旨を踏まえるとともに、審議の中で出された具体的な意見についても十分考慮し、さらに今後の環境や社会の状況の変化も踏まえて環境基本計画の策定をしてください。

1.目的

本市は、城下町として栄えてきた歴史から、今日でも蔵造りを中心とした商家の町並みなど文化的資産、歴史的遺産に恵まれています。そして、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武藏野の面影を残す雑木林、広大な水田や畑など自然的環境資源も本市を特徴づけています。首都30km圏の県南西部地域の中核都市として、これらの地域の特性を背景とし、商業、農業、工業といった各産業が発展するとともに、人口も急激に増加しました。その一方で、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害、廃棄物の増大による環境への負荷、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、市民の日常生活や通常の事業活動に起因する環境問題が多く発生しています。

これらの問題を解決するためには、行政や事業者による環境保全対策の推進はもちろんのこと、市民一人ひとりが「環境汚染の被害者であるばかりでなく、加害者でもある。」という認識をもち、環境にやさしいライフスタイルを創り出していかなければなりません。

国では、平成5年11月19日、「環境基本法」が制定され、新しい環境の保全と創造の基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の役割などが定められました。これにともなって、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」を創っていくためのさまざまな取り組みが始まっています。

上記の背景、環境基本法の理念及び本市の環境の現状と課題を踏まえて、環境基本計画の目的の中に、なぜ環境基本計画を策定するのか、何を何のために行うのかを明確にすべきです。また、市民、事業者、行政などの役割、責務、連携について明文化すべきです。

2.目標年度

目標年度は、計画の実効性を確保するため川越市第2次総合計画との連携に考慮し平成17年度とすべきです。また、地球環境問題など長期的視点が必要なものについては長期的展望を考慮する必要があります。

さらに、本市をとりまく環境や社会の状況は常に変化しておりますので、必要な場合は適宜見直しを図る旨を環境基本計画に記述すべきです。

3.対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲としては、足元の日常生活から地球環境まで幅広

くとらえるべきです。項目の中には本市の歴史、文化、自然といった「川越らしさ」を十分に反映させるとともに、必要な分野については、近隣自治体も含めた広域的視点も取り入れるべきです。

4. 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本法第36条の趣旨を踏まえつつ、総合計画と相互に補完しあう関係として位置づける必要があります。また、その他の個別計画で環境に関する部分については、全般的に環境基本計画が基本となるべきです。

また、地域の中で地球環境に対して何ができるのかといった各主体の具体的行動計画も含めて検討する必要がありますので、ローカルアジェンダ21*も環境基本計画に含めるべきです。

なお、環境基本条例等の制定については、計画策定の過程で検討していく必要があります。

5. 市民・事業者・行政の役割

計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政、さらに民間団体についてそれぞれの役割と責務に応じた行動が必要ですから、四者は目標達成のために連携して行動することが望されます。また、できるところから取り組めるように具体的な行動例を示すべきです。

6. 市民参加

計画を推進していくためには、市民の日常生活に係わるものが多く、環境にやさしいライフスタイルを創造していく必要がありますので、市民意識を高めるためにも、計画の策定段階、推進段階の各段階ごとに様々な形態での市民参加を図るべきです。

7. その他特に留意すべき事項

以上その他に、特に次の事項に留意して策定すべきです。

(1) わかりやすい表記

環境基本計画を構成する文章は、市民が容易に理解し、かつ実践に結びつくようになるため、できるだけ平易でわかりやすい表現を用いてください。

(2) 数値的目標の設定

環境基本計画の進行管理上、具体的目標を掲げてその達成度を把握しつつ、着実な成果を得ることが望ましいため、可能な分野については数値的目標の設定を行ってください。

(3) 環境教育・学習の推進

本市の郷土や自然を愛し、環境へのやさしさをライフスタイルとして実践できるよう人づくりをめざす必要がありますので、そのための環境教育・学習の機会を充実させるよう努めてください。

(4) 推進体制の整備

いわゆる縦割りの行政組織を見直し、環境を視点とした横断的組織としての全般的な推進体制を整備していく必要があります。

(5) 年次報告

環境の状況並びに環境基本計画に基づき実施された施策に関する報告書を作成し、市民に公表してください。

附帯事項

計画の推進にあたっては、予算等が伴わないと実効ある推進が困難となる分野もあるため、財政的措置について配慮してください。

*ローカルアジェンダ21：地域の特性を生かした地球環境保全のための21世紀に向けた具体的な行動計画。

■川越市環境基本計画について(答申)

平成10年1月30日 川越市環境審議会

平成9年10月1日付け、川環保発第580号で諮問を受けた川越市環境基本計画に関して、当審議会は慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画案は、策定段階から積極的に市民意見の取込を図りながら、数値目標の設定や環境指標による進行管理、目標の実現に向けた具体的な施策の明示など、先進的な取組として評価されるべきものであり、本市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として概ねふさわしいとの結論に至りました。

市長におかれましては、下記の事項及び審議過程で各委員から出された個々の提言を十分踏まえて、川越市環境基本計画を策定され、行政のみならず、本市で暮らし、または活動するすべての市民、事業者、民間団体の参加によって、将来の望ましい環境像の実現に努められるよう希望します。

記

(1) ダイオキシンによる環境汚染について

ダイオキシンによる環境汚染が大きな社会問題となってきていますので、その毒性、経過、三富地区の問題などについてくわしく記述してください。また、その排出抑制対策について検討を進めてください。

(2) 地球温暖化問題について

地球温暖化問題については、地球温暖化防止京都会議が平成9年12月に開催され、日本の削減目標値も決まり、市民の関心も一段と高まっています。今後の社会状況等の動向に注目しながら、必要な場合は適宜見直しについて検討してください。

(3) 目標値・環境指標値について

計画の進行を管理する上では、具体的な数値目標に向かって、市民、事業者、行政さらに民間団体が協力し、それぞれの役割を果たしていくことが最も効果的ですから、本計画案で設定した目標値・環境指標値の他にもさらに検討を加え、できるだけ多くの数値を設定してください。

(4) 計画の推進について

計画の推進にあたっては、一人ひとりの取組と同様に各主体の協力による取組が重要な

ので、各主体の意見・要望が計画の推進段階で反映されることがわかるように計画案の推進体制図を修正してください。

(仮称) 川越の環境をよくする連絡協議会の設置、運営にあたっては、幅広い人々が参加でき、活発な活動が展開できるような手立てを講じてください。

5

(5) 行政の率先実行について

計画の推進段階においては、計画の推進や自然環境への取組などが十分にできるような行政組織の構築を図ってください。

特に、各主体の自主的な取組を誘導するためには、行政自らが率先的に取り組むことが大切です。率先実行計画を早期に作成し、市民の模範となる施策を実施してください。

10

(6) 計画の見直しについて

地球温暖化問題やダイオキシン問題など、これから大きな課題が次々と発生してくると思います。身近な環境から地球規模での環境まで市民生活に影響を与える諸問題の動向、社会状況の変化などに常に注意を払い、必要に応じた施策の設定、変更など見直しを行っていくようにしてください。

15

(7) 財政的措置について

財政事情が厳しい中ですが、市民、事業者、民間団体が環境に関する自主的な取組をしようとする際には、積極的な支援を行ってください。

20

また、計画を着実に進行していくためにも、本計画案にある各種施策の実施については、財政的な配慮をしてください。

25

(8) 計画書の表現について

計画の推進には各主体の取組が大切なので、計画書の内容は、市民が理解し実践しやすいよう、できるだけ分かりやすい文章表現と見やすい紙面構成を心掛けてください。

30

35

資料4 川越市環境審議会委員名簿

■第Ⅰ期（平成6年11月1日～平成8年10月31日）

区分	氏名	選出母体等
(1)関係団体の代表者	◎犬竹庸二	川越市医師会
	井上勝次	川越環境保全連絡協議会(～平成8年3月31日)
	高木克弘	川越環境保全連絡協議会(平成8年4月1日～)
	井上誠一郎	川越市医師会産業医会
	根本可哉	川越市自治会連合会
	原 宏	川越商工会議所
	堀内慶治	川越市公衆衛生協議会
(2)学識経験者	新井喜一	市議会議員
	石川隆二	市議会議員
	一色玲子	主婦
	岩崎哲也	市議会議員
	江田 肇	市議会議員
	桑山静子	市議会議員
	○千賀裕太郎	東京農工大学教授
	泉名正治	川越市農業委員会
	仲 孝輔	市議会議員
	細田初男	弁護士
	本山修一	市議会議員
	柳井 潔	川越文化会会长
	山浦秀男	埼玉県教育局入間教育事務所
	鈴木敏資	埼玉県西部環境管理事務所
	前田和秀	埼玉県川越保健所(～平成8年3月31日)
(3)関係行政機関の職員	丹野謹喜子	埼玉県川越保健所(平成8年4月1日～)

<区分ごとに50音順、◎会長 ○副会長>

5

10

15

20

25

30

35

40

■第Ⅱ期(平成8年11月1日~)

区分	氏名	選出母体等
(1)関係団体の代表者	◎犬竹庸二	川越市医師会
	栗原博司	川越市自治会連合会
	清水俊吉	川越商工会議所
	高木克弘	川越環境保全連絡協議会
	堀内慶治	川越市公衆衛生協議会
(2)学識経験者	新井喜一	市議會議員
	石川隆二	市議會議員
	一色玲子	主婦
	岩崎哲也	市議會議員
	江田肇	市議會議員
	○熊澤専三	自然観察指導員
	桑山静子	市議會議員
	千賀裕太郎	東京農工大学教授
	泉名正治	川越市農業委員会会长(~平成9年2月7日)
	島村榮	川越市農業委員会会长代理(平成9年2月8日~)
	仲孝輔	市議會議員
	永田康子	埼玉県消費生活コサルタントの会代表
	細田初男	弁護士
	恵小百合	江戸川大学教授
	本山修一	市議會議員
(3)関係行政機関の職員	鈴木敏資	埼玉県西部環境管理事務所(~平成9年3月31日)
	中村茂唯	埼玉県西部環境管理事務所(平成9年4月1日~)
	丹野瑳喜子	埼玉県川越保健所

<区分ごとに50音順、◎会長 ○副会長>



資料5 環境基準

① 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法の中で規定されている大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められています。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの8つの大気汚染物質について基準が設定されています。

10

昭和48年5月8日環境庁告示

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ 1時間値が0.1ppm以下であること。 15
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ 1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 20
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 25
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下であること。 30
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 35
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

備考：ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは、平成9年2月4日付け環境庁告示第4号で追加されました。

35

40

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の2つからなっています。人の健康の保護に関する環境基準は、人の健康の保護は何よりも優先すべきとの考え方から、全ての公共用水域で一律の基準が設定されています。また、生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域を水域類型で区分しそれぞれの水域ごとに基準が設定されています。

■人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下

(昭和46年12月28日環境庁告示)

項目	基準値
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロベン	0.002mg/l以下
チラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオペンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 ジクロロメタン以下15項目は、平成5年3月8日付け、環境庁告示第16号で追加されました。

■生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利用水については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。

(注) 自然環境保全：自然採掘等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

③ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法の中で規定されている土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことです。カドミウム、全シアン、有機燐など25項目について基準が設定されています。

(平成3年8月23日環境庁告示)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)の土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)の土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下

備考 1 汚染が自然的原因であることが明らかである場所 原材料の堆積場 廃棄物の埋立地 基準項目に係る物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係る土壌については適用されない。

2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 ジクロロメタン以下15項目は、平成6年2月21日付け環境庁告示第25号で追加されました。

4 地下水の水質の汚濁に係る環境基準

地下水の水質の汚濁に係る環境基準は、すべての地下水に適用し、人の健康保護のための基準として公共用水域の環境基準健康項目と同じ23項目が設定されています。

[平成9年3月13日環境庁告示]

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

⑤ 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法の中で規定されている騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し人の健康を保護していくうえで維持されることが望ましい基準のことです。道路に面する地域と道路に面する以外の地域を区分し、それぞれ時間の区分（朝、昼間、夕、夜間）別に基準が設定されています。

〔昭和46年5月25日閣議決定〕

地域の 類型	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
A A	40dB(A)以下	45dB(A)以下	40dB(A)以下	35dB(A)以下
A	45dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下	40dB(A)以下
B	55dB(A)以下	60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下

- 備考 朝：6時～8時、昼間：8時～19時、夕：19～22時、夜間：22時～翌6時
 1 A Aを当てはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域であること。
 2 Aを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。
 4 計算単位は、dB(A)を用いる。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は前表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	50dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	55dB(A)以下	60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	60dB(A)以下	65dB(A)以下	60dB(A)以下	55dB(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65dB(A)以下	65dB(A)以下	65dB(A)以下	60dB(A)以下

用語解説

ページ	用語	解説
5	85 アイドリング	自動車のエンジンを空転させること。
10	15 アメニティ	心地よさをあらわすラテン語に由来する英語で、心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。現在では、アメニティを「快適な環境」と解釈し、生活環境の評価の要素として、安全性、保健性、利便性、快適性のそろった生活の場所として望ましい状況をいう。
15	61 EM	乳酸菌や光合成細菌等から作った発酵促進剤。生ごみを堆肥化できる。
20	34 イタイイタイ病	富山県神通川下流域で多発した病気。昭和43年に公害病に認定された。鉛山から流出したカドミウムなどの重金属が神通川を通じて農作物、魚類、飲用水などを汚染したことが原因と考えられる。
25	31 一酸化炭素(CO)	炭素含有物が不完全燃焼した時に発生する無色、無臭の空気より少し軽い有害ガス。体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺させたり、貧血を起こしたりする。中毒を起こし、ひどい時には死に至ることもある。
30	26 一般廃棄物	主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場等から排出される産業廃棄物と区別される。ただし、オフィスから出るOAごみ等は一般廃棄物扱いとなっており、これらは自治体が処理を行っている。
35	86 右折レーン	右へ曲がるための道路車線。
40	76 エコストア	エコロジー（環境）とストア（商店）を合わせた造語。「地球にやさしいお店」。簡易包装、ごみの減量、省エネ等を推進する店舗。
	65 エコチェック	住民が地域の環境の現状や環境政策の現状を把握し、評価すること。
	77 エコマーク	紙ごみを再生利用したトイレットペーパーやフロンガスを使用しないスプレーなど、環境にやさしい商品に付けられるマーク。



ページ	用語	解説
49	エコロジー	「生物とその環境との関係を調べる学問」。人間を含んだ動植物の生存とそれを支配する地形・土壤・海洋・気象などのあらゆる自然環境との関連を、その構造や変遷や機能などの面から調べる学問のこと。
61	エコロジークッキング	買い物、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理などの過程に応じて、ちょっとした工夫をしたり、思いやりをかけることによって食生活からの環境への負荷をできる限り少なくしようとする試み。
16	オープンスペース	都市の中の公園、広場など、建物がない、ゆとりの空間。
21	オゾンホール	南極上空で、春に当たる10月頃に成層圏オゾンの濃度が通常の半分程度にまで急激に減る現象。周辺の濃度に比べて穴のあいたように低濃度の場所が生じるため、このように名付けられている。
20	温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガス等がある。
20	開発途上国の環境問題	開発途上国における急激な工業化や人口激増によって進行している環境汚染。
20	海洋汚染	世界の海洋全般に及ぶ油・浮遊性廃棄物・有害化学物質による汚染。船舶からの汚染、廃棄物の海洋投棄等が深くかかわっている。
41	化学的酸素要求量(COD)	酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素の量 (mg/l)。COD値が大きいほど汚濁物質の量が多いことを示す。
41	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。
34	カドミウム	銀白色の柔らかい金属。「イタイイタイ病」の原因物質として知られている。人体に入ると肝臓等の機能低下を起こし、多量に長期間摂取すると、骨、肺、胃腸、腎臓等の機能低下を起こす。
18	環境審議会	市長の諮問に応じ、環境の保全に関して基本的事項を調査及び審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、設置された機関。

ページ	用語	解説
5	115 環境カウンセラー登録制度	環境保全に関する活動を行う市民や事業者などに助言を行うアドバイザーを登録する制度。環境庁が実施している。
10	77 環境活動評価プログラム	事業者の自主的な環境保全への取組を支援するため、環境庁が作成したプログラム。環境保全のために事業者に期待される具体的な取組のチェックリストを示し、その実行のための計画づくりと取組を支援するもの。
15	77 環境監査システム	国際標準化機構（ISO）環境管理・監査規格で、その一部が平成8年9月1月に発効された。原料の調達、生産、販売、リサイクルなど企業活動のあらゆる側面で環境への影響を評価・点検し、改善を進めるための指針となる。
20	31 環境基準	環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。
25	6 環境基本法	今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月19日公布、施行。
30	9 環境指標	環境の状態をあらわす物差しのことで、環境利用にあたっての影響を示すもの、環境に与える負荷を示すもの、環境の状態を表すもの等がある。
35	115 環境に関するアドバイザー	環境に関する専門的な知識を有する者で、市民や子ども達に環境と暮らしとの関わりなどを指導する。
40	6 環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。
45	86 環状道路	環状に走っている道路。

ページ	用語	解説
109	緩衝緑地	公害防止や景観保全のために、騒音やばい煙等の発生源の周辺に設けられた緑地。幹線道路や工業団地等の周辺にこうした緑地を設けると、周辺の住宅等に対する環境への影響をやわらげる効果があると考えられている。
109	休耕農地	耕作を一時やめている田畠。
16	業務ゾーン	銀行、証券会社などが集積されている地域。
108	近隣公園	都市公園法に基づいて、都市計画区域内に設置される公園。主に、近隣に居住する者の利用を目的としている。
6	近隣騒音	騒音のうち飲食店などの深夜営業店のカラオケの音、家庭からの楽器や電化製品の音、ペットの鳴き声等をさす。
35	健康項目	水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質のこと。これには、シンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛など、また、科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPVCなどがある。
86	広域幹線道路	広い地域にわたって、主な道筋となっている道路。
35	公共用水域	河川、湖沼、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道のうち終末処理場を有するものを除く）のこと。港湾、沿岸海域も含まれる。
91	合流式下水道	汚水と雨水を同一の管で排除する下水道。
14	小江戸	江戸時代に栄えた都市で、その時代の伝統や文化が現在も受け継がれているまち。
111	こどもエコクラブ	次の世代を担う子供たちが楽しく環境学習・環境保全活動を行うため、環境庁が平成7年に発足させたもの。こどもたちのグループが、プログラムに沿って、身近な野鳥や草花の観察といった様々な環境保全活動を楽しみながら実践している。
115	コミュニティ	地域社会。地域共同体。



ページ	用語	解説
88	催奇形性	胎児に奇形を引き起こす性質。
82	最終処分場	廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備。本市では、小畔の里クリーンセンターにおいて、清掃センターからの焼却灰等を埋立処分している。
115	彩の国環境アドバイザー制度	環境に関する講演会や観察会等に環境についての有識者や活動実践者を講師として派遣する制度。埼玉県が実施。
20	砂漠化	過放牧や薪の過剰採取等により、土地の持つ生物生産力が減退ないし破壊され、砂漠のような状態になることをいう。世界各地で毎年、四国、九州の合計面積相当(600万ha)が砂漠化している。
91	市街化区域	既に市街地を形成している地域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
91	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
13	自然環境共生	自然を上手に利用しつつ、生態系を健全な状態に維持、あるいは回復すること。
6	持続的発展が可能な社会	開発と環境との調和を図りつつ発展する社会。
81	市民農園	都市の住民等農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。
49	市民の森	緑地保全や良好な生活環境を確保するため、市が「川越市民の森指定要綱」に基づき指定し、一定の期間その土地を管理するとともに、住民に公開する雑木林等。指定基準はおおむね3,000m ² 以上の規模とする。
46	斜面林	斜面に残る樹林地。
56	住工混在地域	一般住宅地と工場等が混在している地域。
13	循環型の農業生活様式	化学肥料や化石燃料に頼らず、雑木林でとった間伐材や落ち葉等から、農業や生活に必要な薪や堆肥などを作るなど、自然（樹林）を上手に利用した農業様式及び生活様式。
76	省エネルギー	エネルギーを節約すること。





ページ	用語	解説
91	植生	ある場所に生育している植物の集団。
78	新エネルギー	太陽熱・光、風力、潮力、地熱等の自然エネルギーや、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池など新たなエネルギーの供給形態までを含めていう。 5
91	親水空間	水に親しめる空間。 10
112	スターウォッキング	全国星空継続観察。環境庁の実施事業で、環境学習の一環として行われており、大気汚染の状況や地域の環境保全の重要性を実感してもらうことを目的としている。
28	ステーション収集	一定の場所（集積所）に出されたごみを収集する方式。 15
41	生活雑排水	家庭からの排水（生活排水）のうち、し尿を除いたすべての排水をいう。
91	生活雑排水処理率	$\text{生活雑排水処理率} = \frac{\text{下水道水洗化人口} + \text{農業集落排水処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口}} \times 100$ 20
109	生産緑地	市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業との調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地のこと。 25
16	生態系	植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系（システム）。
102	生態系に配慮した道路（エコロード）	地域の自然環境との共存・調和を図るよう配慮された道路。 30
40	生物化学的酸素要求量(BOD)	水中の微生物により有機物が酸化・分解される時に消費される酸素の量 (mg/l)。BOD値が大きいほど水中の汚濁物質（有機物）が多く、水の汚濁が高いことを示す。 35
13	雑木林	燃料と肥料の採取源と防風林を兼ねた種々の雑木が混じって生えている林。

ページ	用語	解説
35	ダイオキシン類	人類がつくりだした最強の毒物といわれる有機塩素化合物の総称。大きく分けるとポリ塩化ジベンゾ- <i>p</i> -ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランの2種類に分かれる。発がん性や奇形、生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されている。
91	大腸菌	ヒト及び動物の腸内に寄生している細菌。
107	第二次川越市総合計画	市民と行政のまちづくりに対する共通の指針となるもので、将来展望のもとに着実な行財政運営を進め、市民のしあわせの実現をめざしていくための基になる総合的な計画。
15	多自然型	生態系に配慮し、自然環境との共存・調和を図るよう配慮した工法。
20	地球環境問題	人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模の環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次の9つの問題。① 地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③酸性雨、④熱帯林の減少、⑤砂漠化、⑥海洋汚染、⑦開発途上国の公害、⑧野生生物種の減少、⑨有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。
25	地区計画制度	その地区的道路、公園、広場などの公共施設や居住環境、町並み景観などについて、住民が考えた計画に基づいてまちづくりを進めていこうとするもの。
30	窒素酸化物	一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO_2) が主なもの。これらは石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出される。
31	ディーゼル車	ディーゼルエンジンを動力源にして走行する自動車。燃料は軽油。
35	データベース	大量のデータをコンピューター内に蓄積して利用するためのシステム。
103	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法及び都市計画法に基づいて、伝統的建造物と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するために市町村が定める地区。

ページ	用語	解説
17	電波障害	中高層建築物の建設や都市の高密化によって、テレビやラジオなどの電波が届きにくくなり、テレビの画質等が悪くなること。 5
103	登録有形文化財	建築後50年以上を経過した歴史的建造物（建物、橋梁、庭園等）等を対象に、地方自治体からの推薦などにより文化庁が登録する有形文化財。この登録にあたっては所有者の同意が必要となる。 10
79	特定フロン	フロンガスの中で、特にオゾン層破壊力が強く、規制対象となっているもの。
107	都市景観協定	地域の景観を保全するため、住民が自主的に協議し配慮事項を取り決めること。 15
6	都市・生活型公害	自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害。
106	都市デザイン	複雑な都市を構成する要素を総合的にデザインする地方自治体による主体的なまちづくりの手法。 20
17	土壤汚染	土壤にカドミウムなどの有害な重金属類、P C B (ポリ塩化ビフェニル)などの化学物質が蓄積し、その結果、人の健康被害や農作物の収量減をもたらすこと。 25
84	七都県市指定車	七都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市）が、七都県市低公害車制度に基づいて指定した低公害車。
27	生ごみ処理容器	生ごみ、落ち葉など様々な有機物を微生物の働きで発酵、分解し堆肥化する容器。 30
87	荷さばき施設	配送車等が荷を積み下ろしするための駐車施設。
31	二酸化窒素 (N O ₂)	赤褐色、刺激性のガス。吸入すると、水に溶解しにくいため肺深部に達する。高濃度吸収後、数時間以上経過して強い症状があらわれる。120～150ppmの濃度では短時間でも危険。障害は一般に一過性で、慢性中毒については不明。 35

ページ	用語	解説
46	二次林	一般的には、伐採・風水害による倒木、山火事などにより森林が破壊された跡地に自然に成立した林のことをいうが、本市では、主に原野を開拓して畠地とした際に、雑木を植えて燃料と肥料の採取を兼ねた防風林として成立した雑木林のことをいう。
5	日照阻害	新たに建物が建てられたために日照が妨げられること。
10	ネイチャーゲーム	自然を相手に遊びながら、五感を通して自然と触れあうことにより、自然と人間との共存の大切さを子供たちに実感させようというもの。アメリカのナチュラリストで野外教育指導者のジョセフ・コーネルの考案。
15	熱電併給システム	1種類のエネルギーから連続的に2種類以上のエネルギーを発生させるシステム。一般的には石油系燃料、都市ガスなどを用い、発電と廃熱利用を行うシステムをいう。
20	ネットワーク	網状のつながり。構成要素が連結されている状況。
91	農業集落排水処理施設	農村生活環境の改善、農業用排水・公共用水域の水質保全を図るための下水処理施設。
56	野焼き	一般には、野の枯れ草を焼くことをいうが、ここでは、廃棄物の露天での不適燃焼をさす。
25	パーク・アンド・ライドシステム	市街地の自動車交通量を減らすため周辺部に駐車場を整備し、そこでバス、自転車などに乗り継いで目的地に行く方式。
30	パートナーシップ	持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協力・連携を行うこと。
88	発ガン性	いくつかの段階を経て正常な細胞を、ガン細胞に変化させる性質。
35	パネルディスカッション	専門的知識を持つ少数の人間が論題について討議し、その後に聴衆と一緒に討論を進めていく公開討論会。
101	ビオトープ	野生生物の生息空間。
40	フォーラム	公開の討論会、座談会。

ページ	用語	解説
13	ヒートアイランド	都市において地面がコンクリートやアスファルトで舗装されているうえに、暖房、工場、自動車などからの人工熱が多く、周辺部より気温が上昇する現象。
91	浮遊物質量 (SS)	水中に懸濁している物質のうち1ミクロンから2mmの大きさのものの濃度 (mg/l)。SSが多くなると水が濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼしたりする。
31	浮遊粉じん	極めて微細な粒子。都市では主として炭素分とタール分からできている。この粒子は非常に小さく、自分の重さで落下しないで浮遊するために風の少ないときは濃度を増し、風が強いと拡散されて濃度が低くなる。
84	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質は、だいたい0.5μ(ミクロン)程度の極めて微細な粒子。粒子が非常に小さく、軽いため、自分の重さで落下せず、空気中に浮遊している。健康影響を与えるものとしては自動車排出ガス中の微粒子物質やアスファルト舗装道路のタール分がある。
48	ふるさとの緑の景観地	武藏野の面影を残す雑木林や大きな社寺林など、相当な広さにわたり、樹林を中心とした優れた風景を形成している地域。埼玉県の「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づいて指定されている。
54	ふるさと歩道	埼玉の自然や文化財とのふれあいを通じ、郷土に対する認識を高め、野外レクリエーション活動の進展を図ることを目的として、県内に30のコースがある。
7	フロンガス	冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的な削減策がとられている。
14	文化財	文化によって生み出されたもので、文化的価値を有するもの。
91	pH	酸性、アルカリ性を示す指標。pH7.0が中性、これより小さい値が酸性、大きい値がアルカリ性。河川の表流水の場合は、通常pH6~7付近。
27	ペットボトル	PET(ポリ・エチレン・テレフタレート)でつくられた、炭酸飲料用等に使われるプラスチックボトル。



ページ	用語	解説
106	ポケットパーク	市街地などで、休憩の場の確保や都市景観の向上を図るために設けられる、広場的機能を有する小規模公園。
48	保存樹林	緑の環境を保全するため、市内各地域に存在する樹木の集団で、特に必要と認めたものを「川越市緑化推進要綱」に基づき指定している。
66	ボランティア	福祉・教育文化・保健衛生・医療など様々な分野で自発的に個人の能力を生かして、無償で社会的活動する人。
88	慢性毒性	反復して長期間にわたって摂取した場合に徐々に生じる毒性。
7	水の循環	水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在している。
34	水俣病	熊本県水俣市のチッソ（当時、新日本チッソ）水俣工場の廃水に含まれていた有機水銀で八代海（不知火海）の魚介類が汚染され、それを食べた熊本、鹿児島両県の住民が発症した有機水銀中毒。
6	民間団体	公的機関に属さない団体。
85	モニター制度	特定の人の意見、感想、評判等をきいて、政策に反映するしくみ。
20	野生生物種の減少	生息環境の悪化や乱獲などにより、野生生物種が減少すること。環境的・科学的価値のみならず莫大な潜在的経済価値が損なわれている。
20	有害廃棄物の越境移動	先進国から開発途上国への有害廃棄物の不適正な輸出及びそれに伴う環境問題。
96	遊水池	洪水時に、一時的に水を貯留する池。
33	要請限度	自動車等から発生する騒音などにより、人の健康や生活環境が害されないとされる最低限度。この限度を超えた場合は、公安委員会に、道路交通法の規定による車両の通行の禁止または、速度の制限、徐行等の措置を要請することができる。

ページ	用語	解説
6	ライフスタイル	生活様式。
28	リクエスト収集	有料で各家庭から収集する方式。 5
26	リサイクル	再循環。廃棄物の再利用。
83	リサイクルセンター	収集ごみから再資源化可能なびん、缶などを選別、回収する施設。また、再生品の保管、展示や不用品の補修を行うとともに、普及、啓発の機能を備える。本市では、平成5年3月設置。 10
81	リサイクルマーケット	不用品を公園などに持ち寄って、売買したり、交換して再利用を図る市民の運動。
27	リサイクル率	$\text{リサイクル率} = \frac{\text{集団回収量} + \text{紙類収集量} + \text{施設有価物回収量}}{\text{施設搬入ごみ総量} + \text{集団回収量} + \text{紙類収集量}} \times 100$ 15
101	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集。埼玉県では「さいたまレッドデータブック」の作成に向けて調査中であり、平成7年度に動物編を作成し、平成9年度に植物編を刊行する予定。 20
8	ローカルアジェンダ21	それぞれの地域において持続的発展が可能な社会を実現するための課題とその解決のための目標、行動計画を示すもの。 25
106	ワークショップ	参加者に自主的に活動させる方式の講習会、研究会。 30

各章の表紙の写真等

- 第1章 残したい日本の音風景百選「川越の時の鐘」
- 第2章 埼玉県全県航空写真平成7年3月撮影 集成図 No.72
(川越市を上空より撮影)
- 第3章 モズ
(写真提供：埼玉県生態系保護協会川越・坂戸鶴ヶ島支部長 笠原啓一氏)
- 第4章 蔵造りの町並み
- 第5章 雑木林
- 第6章 エコストア(イラスト)
- 第7章 環境ふれあい教室－水生生物調査(平成9年7月29日、入間川)

川越市環境基本計画

平成10年3月

問い合わせ先

川越市環境部環境保全課
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

TEL(0492)24-8811(代表)
FAX(0492)25-9800

E-mail アドレス webmaster@city kawagoe saitama jp
インターネットホームページ http://www city kawagoe saitama jp/